

こどもの未来を、家族と地域とともに育むまち いけだ

池田町

第3期子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月

はじめに



全国的に少子高齢化、人口減少が進む中であって、私たちの町、池田町は消滅可能性自治体と指摘されています。消滅可能性自治体とは、20～39歳の女性人口（若年女性人口）が2020年から2050年までの30年間で50%以上減少する自治体をいい、若年女性人口が急速に減少し続ける限り、出生数も低下し続け、総人口の減少に歯止めがかかりません。人口減少のスピードを緩やかなものとしていく対策は、本町の最重要課題の一つとなっています。

また、子育て世帯の母親の約8割が就労しており、仕事と子育ての両立は依然として大きなテーマです。さらに、こどもと子育て世帯を取り巻く状況をみると、児童虐待の増加、いじめや不登校、子どもの貧困、ヤングケアラー、ダブルケアなど、複雑化・複合化した課題が生じています。

このような状況を踏まえ、この度、池田町第3期子ども・子育て支援事業計画を策定しました。この計画は、第2期計画までの内容に加え、こども基本法の理念やこども大綱の目指す姿を踏まえた内容となっており、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しています。

本町では、虐待の防止や複雑化・複合化したニーズに対応する「こども家庭センター」の設置、子育て世帯訪問支援事業、産後ケア事業など、先駆的な取組を進めて来ました。これに加えて、新しく制度化された乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）や、親子関係形成支援事業などについても実施していくこととしています。さらに、現実として町のこども数の減少が進む中、保育園や小学校の在り方、持続的でニーズに応えるクラブ活動の在り方などについても引き続き検討を進めていくこととしています。

このように、こどもたちのために何がもっともよいことかを常に考え、よりよい未来を目指し、町ぐるみで支え育んでいきたいという思いを込め、この計画の基本理念を「こどもの未来を、家族と地域とともに育むまち いけだ」としました。

この基本理念は、関係機関と連携して計画の着実な推進に努める行政と町民の皆さまなど様々な方々によるサポートの協働が成って、はじめて実現、到達できるものと確信しています。

こどもの未来のため、皆さまどうぞよろしくお願いいたします。

最後に、計画の策定にあたり貴重なご意見をくださいました「池田町子ども・子育て会議」の委員の皆様、アンケート調査にご協力をくださいました町民の皆さんに心からお礼を申し上げます。

令和7年3月

池田町長 竹中 誉

も く じ

第1章 計画の概要	1
1 計画のねらい / 1	
2 計画の位置づけ / 2	
3 計画の期間 / 2	
4 計画の策定体制 / 3	
5 子ども・子育て支援法等の改正 / 4	
6 こども基本法とこども計画 / 6	
第2章 こども・子育てを取り巻く現状	11
第1節 池田町の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
1 人口構造 / 11	
2 出生の動向 / 14	
3 世帯の状況 / 16	
4 女性の就業状況 / 18	
5 婚姻の動向 / 20	
6 いじめ・不登校 / 22	
第2節 子育て支援サービス等の状況・・・・・・・・・・	23
1 子育て支援サービス / 23	
2 小中学校 / 28	
3 健全育成 / 30	
4 発達支援 / 32	
5 母子保健サービス / 33	
6 経済的支援 / 39	
第3節 計画の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
第3章 計画の基本理念、基本目標	41
1 基本理念 / 41	
2 基本的な視点 / 43	
3 基本目標 / 45	
4 こども数の推計 / 47	
5 施策の体系 / 48	

基本目標1 子育てに喜びを感じられる家庭づくりを支援する・・・・・・51

- 1 必要な教育・保育サービスを確保する / 51
- 2 地域子ども・子育て支援事業等を推進する / 52
- 3 子育て世代の安定的な家庭づくりを応援する / 56
- 4 すべてのこどもが地域で大切に守り育てられる環境をつくる / 57

基本目標2 こどもが元気で、心豊かに、学び、遊び、生きる力を育む・・・・・・61

- 1 こどもの学ぶ喜びを育み、生きる力を養う教育を充実させる / 61
- 2 こどもが夢を育める遊びや活動の機会をつくる / 65
- 3 次代の親として成長することを支援する / 66

基本目標3 安心安全な出産と、こどもの健やかな成長を支援する・・・・・・68

- 1 妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援を充実させる / 68
- 2 心身の健康づくりを促進する / 70
- 3 身近で安心できる医療体制を整える / 72

基本目標4 地域ぐるみで子育て・子育てを支援する・・・・・・73

- 1 身近な地域での交流関係を推進する / 73
- 2 青少年を育む地域づくりを推進する / 74
- 3 こどもの健やかな成長を支える地域づくりを推進する / 76

基本目標5 こどもが豊かな自然の中で安全で健やかに成長できる環境をつくる・・・78

- 1 こどもが自然とふれ合える環境づくりをする / 78
- 2 強固な防災体制の構築を図る / 79
- 3 地域ぐるみでこどもの安全対策を推進する / 80

基本目標6 職業生活と家庭生活の調和の実現を推進する・・・・・・82

- 1 働きながらも、こどもを産み育てられる環境をつくる / 82
- 2 子育て世代の就労を応援する / 84

- 1 教育・保育提供区域 / 85
- 2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保策 / 85
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策 / 90
- 4 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保 / 102
- 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 / 102

第6章 計画の推進 103

- 1 計画の進捗管理 / 103
- 2 国・県等との連携 / 104
- 3 計画の推進 / 104

資 料 105

- 1 池田町子ども・子育て会議 / 105
- 2 計画策定の経過 / 107
- 3 池田町子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査（まとめと考察） / 108
- 4 用語解説 / 135

第1章 計画の概要

1 計画のねらい

池田町では、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「池田町第2期子ども・子育て支援事業計画」（第2期計画）に沿って、「子どもが健やかに育ち、安心して子育てができるまち」を目指し、教育・保育・子育て支援の充実を図っています。

令和6年度末をもって第2期計画の期間が終了を迎えることから、町の現状、こどもや子育て家庭のニーズを把握するとともに制度改正などの動向を踏まえ、残された課題や新たな課題について検討し、第3期計画を策定しました。

図表1-1 こども・子育て支援等に関する主な動向

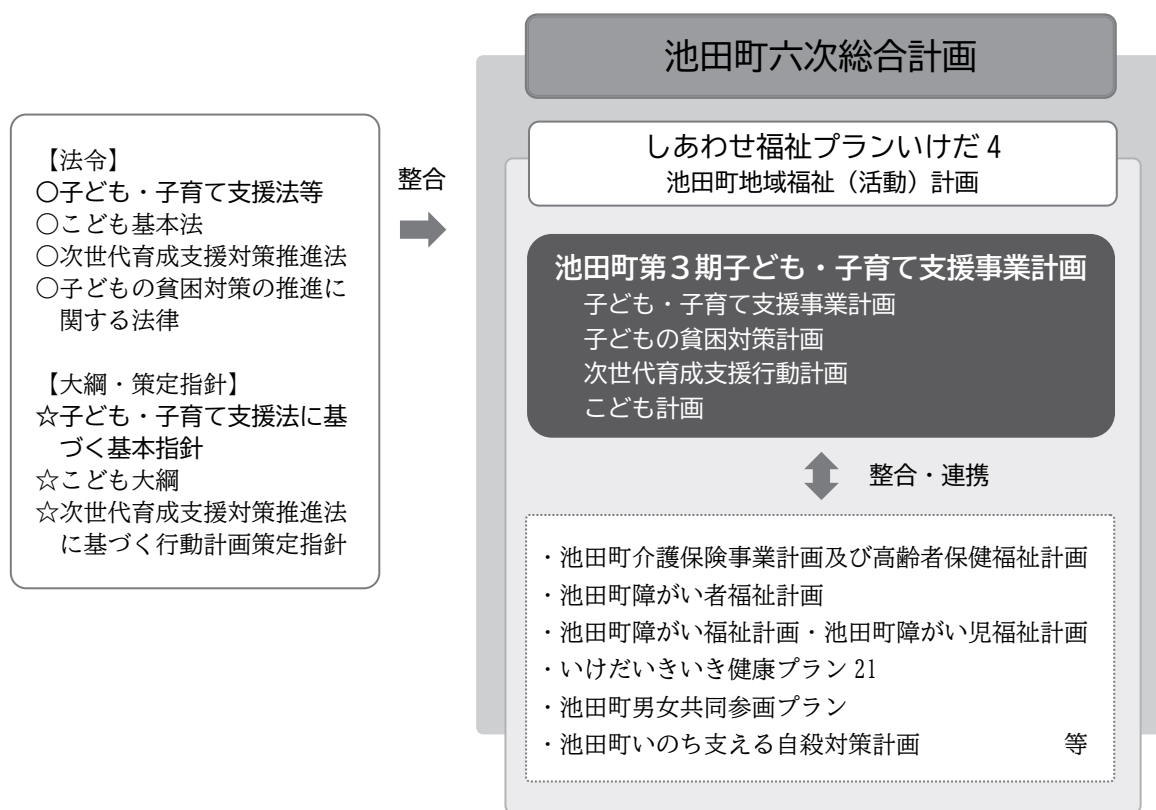
令和2年（2020）	・第2期子ども・子育て支援事業計画スタート ◇新型コロナウイルス感染症の感染拡大 ・「少子化社会対策大綱」閣議決定 ○社会福祉法の改正（重層的支援体制整備事業の創設等）
令和3年（2021）	○育児、介護休業法の改正（育児休業を取得しやすい雇用環境の整備等） ◇東京2020オリンピック/東京2020パラリンピック ・こども政策の推進に掛かる有識者会議を開催 ・「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」閣議決定
令和4年（2022）	◇北京冬季オリンピック ◇ロシアのウクライナ侵攻 ○児童福祉法等の改正（こども家庭センターの設置等） ○こども家庭庁設置法公布 ○こども基本法公布
令和5年（2023）	・こども家庭庁設置 ○こども基本法施行 ・こども政策推進会議設置 ・こども家庭審議会設置 ・「こども大綱」閣議決定 ・「こども未来戦略こども未来戦略～次元の異なる少子化対策の実現のための『こども未来戦略』の策定に向けて～」閣議決定 ・「こどもの居場所作りに関する指針」「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」閣議決定
令和6年（2024）	・「こどもまんなか実行計画2024」（こども政策推進会議） ○子ども・子育て支援法等の改正（児童手当の拡充、こども誰でも通園制度、子ども・子育て支援金制度の創設） ・「令和6年版こども白書」（初のこども白書）の公表

2 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。また、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」とあるとともに、池田町第六次総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけられており、町の他の関連計画、県計画との整合を図り、連携して施策を推進しています。

さらに、第3期計画においては、こども基本法の制定を踏まえ、同法第10条に基づく「市町村こども計画」の内容を含むものとして策定することにより、こども施策を統一的に捉え、住民にとって分かりやすいものとししました。

図表1-2 計画の位置づけ



3 計画の期間

令和7年～令和11年の5年間

4 計画の策定体制

(1) ニーズ調査等の実施

計画策定に先立ち、アンケート調査を実施し、計画の基礎資料とします。対象者、調査方法等は次の通りです。今回の調査では、こどもの意見の反映という観点から、これまでの保護者調査に加え、こども・若者調査を実施しました。

図表1-2 調査の概要

区 分	保護者調査		こども・若者調査	
調査対象者	就学前児童の保護者	小学生の保護者全	中学2年生	15～18歳
抽出方法	全数。児童が2人以上いる世帯は1人		全数	全数
調査方法	各園にて配布・回収。 幼稚園児・未就園児は 郵送配布・郵送回収	小学校にて配布・回収	中学校にて配布・回収	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和5年12月1日～12月25日			

(2) 池田町子ども・子育て会議

子育て当事者等の意見を反映するとともに、こどもたちを取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、町民、事業主、学識経験者及びこども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「池田町子ども・子育て会議」において、計画の内容について協議しました。

(3) パブリックコメントの実施

広く住民などから意見を聴取し、計画に反映させるため、令和7年1月にパブリックコメントを実施しました。

5 子ども・子育て支援法等の改正

令和6年5月に子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立し、新たな制度・事業の創設等を踏まえて計画策定を進めていくことになりました。

図表1-3 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の概要

■法案の趣旨

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設する。

■法案の概要

1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

(1) ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化 【①児童手当法、②子ども・子育て支援法】

- ①児童手当について、(1)支給期間を中学生までから高校生年代までとする、(2)支給要件のうち所得制限を撤廃する、(3)第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円とする、(4)支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とする抜本的拡充を行う。
- ②妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行う。

(2) 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充 【①・②児童福祉法、子ども・子育て支援法等、③～⑤子ども・子育て支援法、⑥児童扶養手当法、⑦子ども・若者育成支援推進法、⑧子ども・子育て支援法の一部を改正する法律】

- ①妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業（妊婦等包括相談支援事業）を創設する。
- ②保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付（こども誰でも通園制度）を創設する。
- ③産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、国、都道府県、市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行う。
- ④教育・保育を提供する施設・事業者経営情報等の報告を義務付ける（経営情報の継続的な見える化）。
- ⑤施設型給付費等支給費用の事業主拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げを行う。
- ⑥児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる。
- ⑦ヤングケアラーを国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記。
- ⑧基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応を行う。

(3) 共働き・共育での推進 【①雇用保険法等、②国民年金法】

- ①両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する。
- ②自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する。

2. 子ども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）の創設 【特別会計に関する法律】

こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）を統合し、子ども・子育て支援特別会計を創設する。

3. 子ども・子育て支援金制度の創設 【①④子ども・子育て支援法、②医療保険各法等】

- ①国は、1(1)①②、(2)②、(3)①②（*）に必要な費用に充てるため、医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、額の算定方法、徴収の方法、社会保険診療報酬支払基金による徴収事務等を定める。
- ②医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に納付金の納付に要する費用（子ども・子育て支援金）を含めることとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置等を定める。
- ③歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入し、各年度の納付金総額を定める。
- ④令和6年度から令和10年度までの各年度に限り、（*）に必要な費用に充てるため、子ども・子育て支援特例公債を発行できること等とする。

また、令和4年6月に、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置などを盛り込んだ児童福祉法等の一部を改正する法律が公布され、令和6年4月に施行されたことを踏まえ、すでに取り組みを始めた内容も含めて計画に盛り込んでいくことになりました。

図表1-4 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

■改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

■改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。

※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。

②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。

③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。

②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。

②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

6 こども基本法とこども計画

「こども基本法」及び「こども家庭庁設置法」が令和4年6月22日に公布され、令和5年4月1日に施行されました。

こども基本法は、こども家庭庁の発足と相まって、従来、諸法律に基づいて国の関係省庁や地方公共団体において進められてきた、こどもや若者に関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な法律として制定されました。

国は、こども基本法の基本理念にのっとり、こども施策を総合的に推進するため、令和5年12月にこども大綱を決定しています。こども大綱は、従来の「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化するとともに、さらに必要なこども施策を盛り込んだものです。こども基本法の中核となり、これを実効あるものとするため、今後5年程度のこども施策に関する基本的な方針や重要事項等を定めたものであり、政府を挙げて取り組むべき、こどもや若者に関する施策、少子化の克服やこどもの貧困に関する施策を幅広く対象としています。また、こども大綱は、「こどもまんなか社会」の実現に向け、こどもや若者、子育て当事者等の意見を取り入れながら、次元の異なる少子化対策の実現に向けた「こども未来戦略」の推進と合わせて、施策の点検と見直しを図っていくものです。

市町村は、こども基本法第10条において、こども大綱・都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を作成することに努めることとされています。また、市町村こども計画は、既存の各法令に基づく市町村計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村計画、市町村子ども・子育て支援事業計画など）と一体のものとして作成することができます。

本町においても、できる限り市町村こども計画の内容を含む計画として策定を進めていくこととしました。

こども大綱では次の「こども施策に関する基本的な方針」、「こども施策に関する重要事項」、「こども施策を推進するために必要な事項」が示されています。

図表1-5 こども大綱<こども施策に関する基本的な方針>

日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

- ・こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
- ・成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済す

②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

- ・こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達に応じて尊重する。
- ・意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。

③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- ・こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
- ・「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- ・乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。
- ・困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

- ・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
- ・多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利にならないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

図表1-6 こども大綱<こども施策に関する重要事項>

「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

1 ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等（こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進等）
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり（遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり等）
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供（育児医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援）
- こどもの貧困対策（教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援）
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援（地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育等）
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援（児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援）
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組（こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策等）

2 ライフステージ別の重要事項

- こどもの誕生前から幼児期まで
こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。
 - ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- 学童期・思春期
学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。
思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。
 - ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等・居場所づくり
 - ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
 - ・いじめ防止・不登校のこどもへの支援・校則の見直し・体罰や不適切な指導の防止・高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期
大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。
 - ・高等教育の修学支援、高等教育の充実・就労支援、雇用と経済的基盤の安定・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
 - ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

- 子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。
- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
 - 地域子育て支援、家庭教育支援
 - 共働き・共育の推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
 - ひとり親家庭への支援

図表1-7 こども大綱<こども施策を推進するために必要な事項>

1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。こどもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

- ①こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。
- ②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていくことが必要。

- 国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進（『こども若者★いけんぶらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員へのこども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知）
- 地方公共団体等における取組促進（上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供等）
- 社会参画や意見表明の機会の充実
- 多様な声を施策に反映させる工夫
- 社会参画・意見反映を支える人材の育成
- 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備
- こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究。

2 こども施策の共通の基盤となる取組

- 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM（仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築）
- こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- 地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、こども家庭センターの全国展開等）
- 子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
- こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革。

3 施策の推進体制等

- 国における推進体制（総理を長とするこども政策推進会議、こどもまんなか実行計画の策定、担当大臣やこども家庭審議会の権限行使等）
- 数値目標と指標の設定
- 自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携
- 国際的な連携・協力
- 安定的な財源の確保
- こども基本法附則第2条に基づく検討

第2章 こども・子育てを取り巻く現状

第1節 池田町の現状

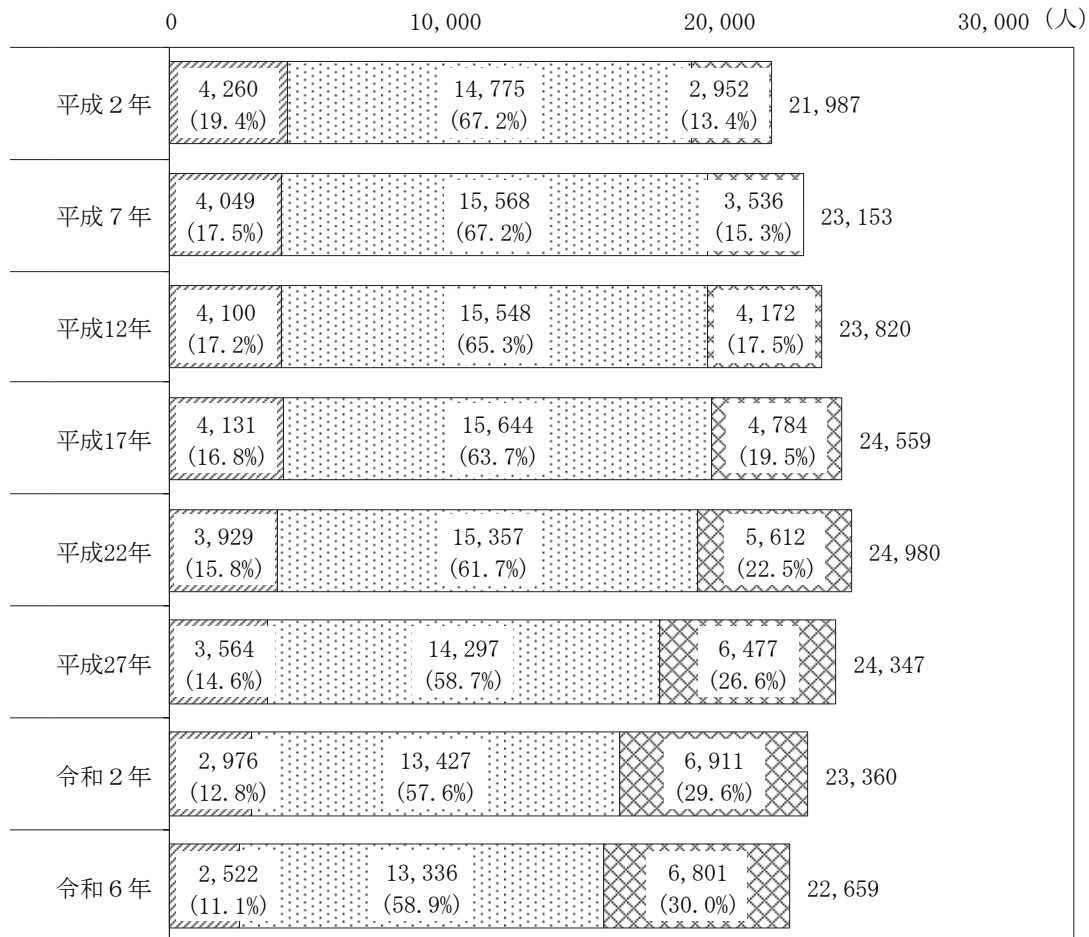
1 人口構造

(1) 人口の推移

本町の総人口は、令和6年4月1日現在22,659人です。国勢調査による平成2年以降の総人口の推移をみると、平成22年までは増加していましたが、平成27年以降は減少に転じています。

年齢別の構成割合をみると、0～14歳人口は低下を続けるのに対し、65歳以上人口は大幅な上昇を示しています。

図表2-1 人口の推移



■ 0～14歳 (年少人口) □ 15～64歳 (生産年齢人口) ▨ 65歳以上 (老年人口)

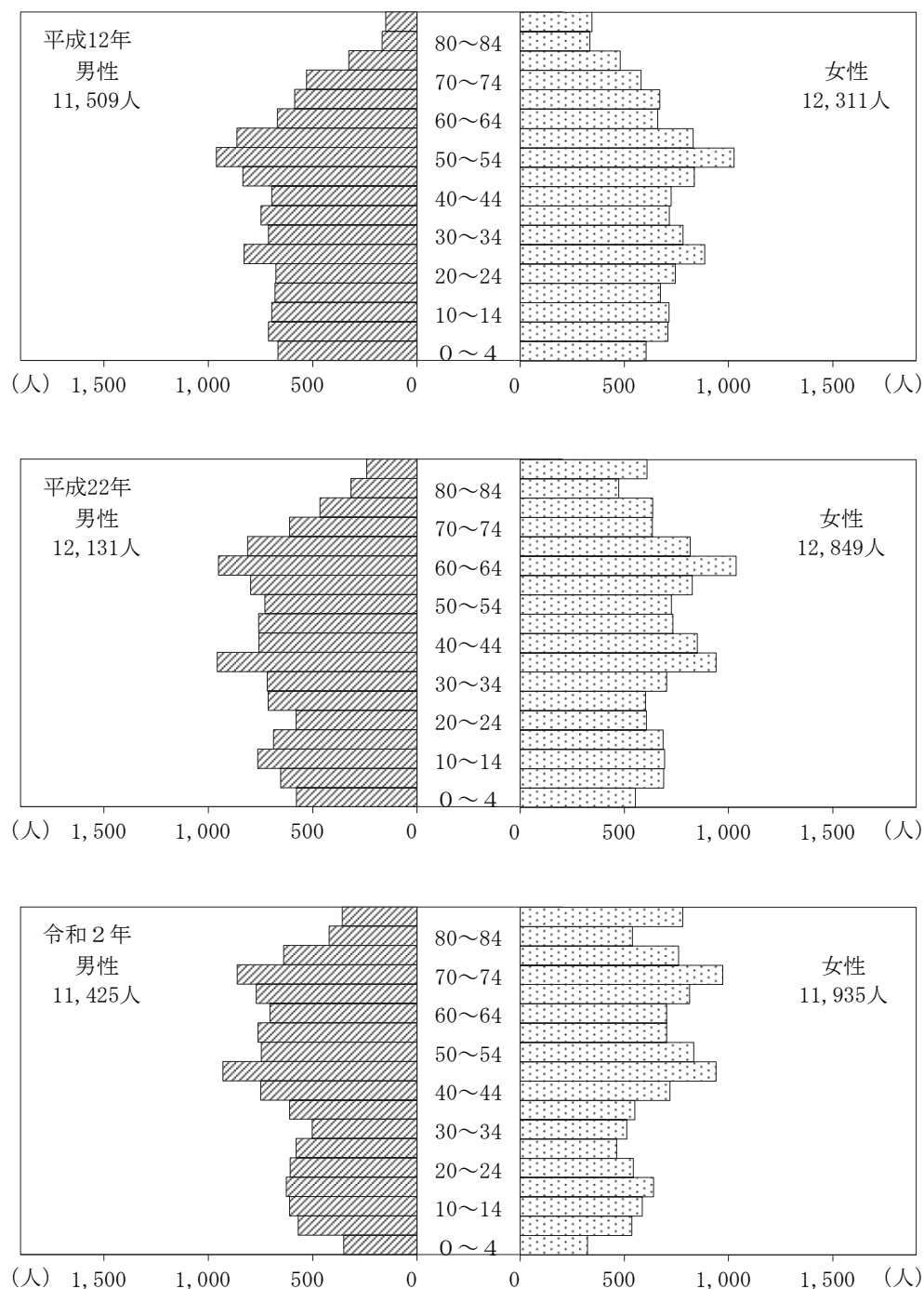
(注) 総人口は年齢不詳を含む。

資料：令和2年まで「国勢調査」、令和6年は4月1日現在の住民基本台帳人口

(2) 人口ピラミッド

平成12年、平成22年、令和2年の人口ピラミッドをみると、団塊世代と団塊ジュニアが突出したつりがね型が、徐々に裾がすばまるつぼ型へと変化しています。

図表2-2 人口ピラミッド



(注) 性別の合計人数は年齢不詳を含む。

資料：「国勢調査」

(3) こども数の推移

令和6年4月1日現在の本町のこども数(18歳未満人口)は、3,273人となっています。

年齢別にみると、年齢が低くなるほど少なくなる傾向にあり、9歳以上は各歳200人を超えています。1～8歳は100人台となっています。0歳は令和5年・6年は100人を下回りました。

図表2-3 18歳未満(年齢3歳階級別)人口の推移

単位：人

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	119	107	103	99	82
1歳	139	127	104	105	104
2歳	133	144	125	108	107
0～2歳	391	378	332	312	293
3歳	156	130	146	128	113
4歳	160	160	130	147	134
5歳	214	159	161	133	150
3～5歳	530	449	437	408	397
6歳	205	218	158	163	134
7歳	237	208	219	159	168
8歳	248	238	210	217	158
6～8歳	690	664	587	539	460
9歳	224	250	235	211	218
10歳	229	223	252	234	210
11歳	237	230	222	252	235
9～11歳	690	703	709	697	663
12歳	262	237	230	225	254
13歳	245	264	237	229	226
14歳	240	245	265	238	229
12～14歳	747	746	732	692	709
15歳	265	243	244	265	241
16歳	277	264	241	244	265
17歳	262	277	258	239	245
15～17歳	804	784	744	748	751
合 計	3,852	3,724	3,541	3,396	3,273

資料：各年4月1日現在の住民基本台帳及び外国人登録人口

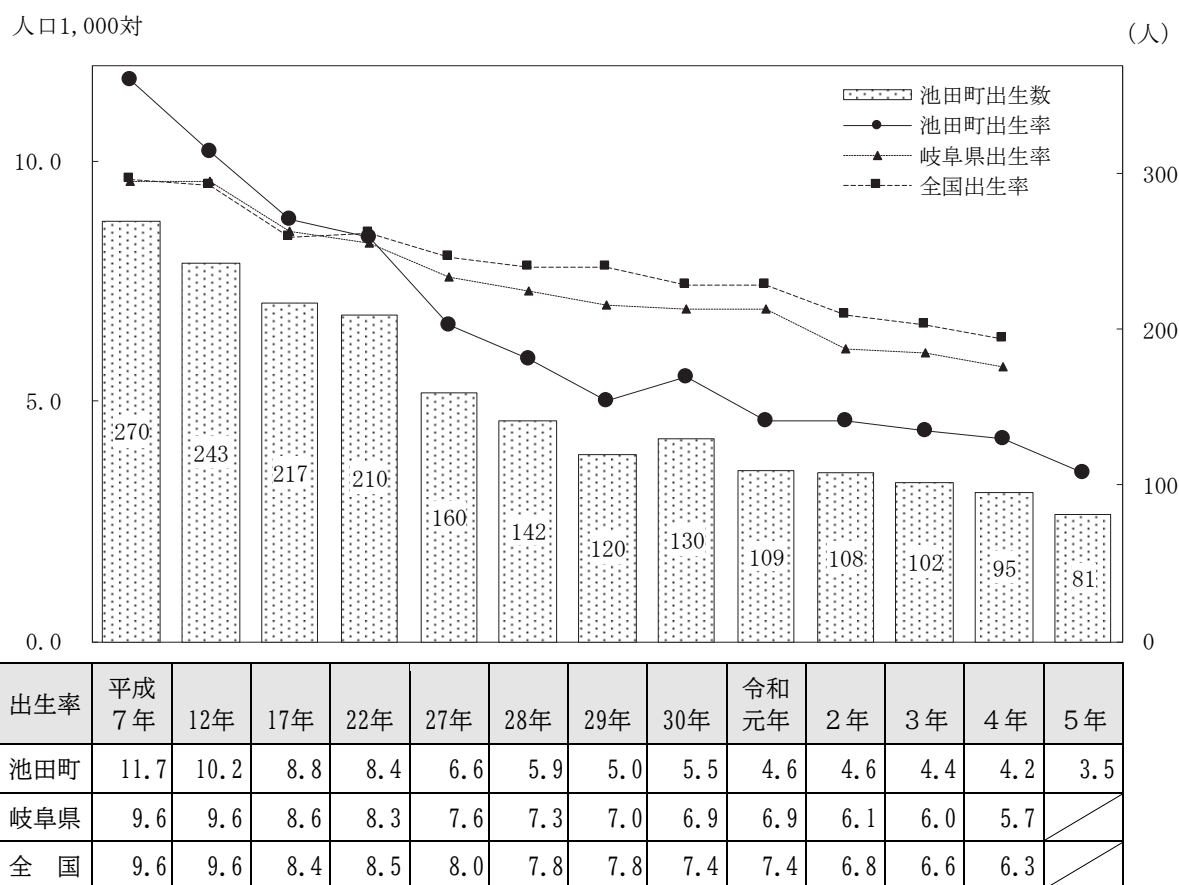
2 出生の動向

(1) 出生数・出生率の推移

本町における令和5の出生数は81人です。平成27年以降は100人台で推移していましたが、令和4年に100人を下回りました。

出生率（人口1,000対）についてみると、本町は平成17年頃までは岐阜県、全国を上回っていましたが、平成27年以降は岐阜県、全国を下回って推移しています。

図表2-4 出生数及び出生率（人口1,000対）の推移



資料：「西濃地域の公衆衛生」

(2) 母親の年齢階級別出生数の推移

母親の年齢別出生数をみると、令和4年は30～34歳の年齢層が38.9%と最も多く、次いで25～29歳、35～39歳の順となっており、合計した25～39歳が88.4%を占めています。

図表2-5 母親年齢5歳階級ごとの出生数及び構成比

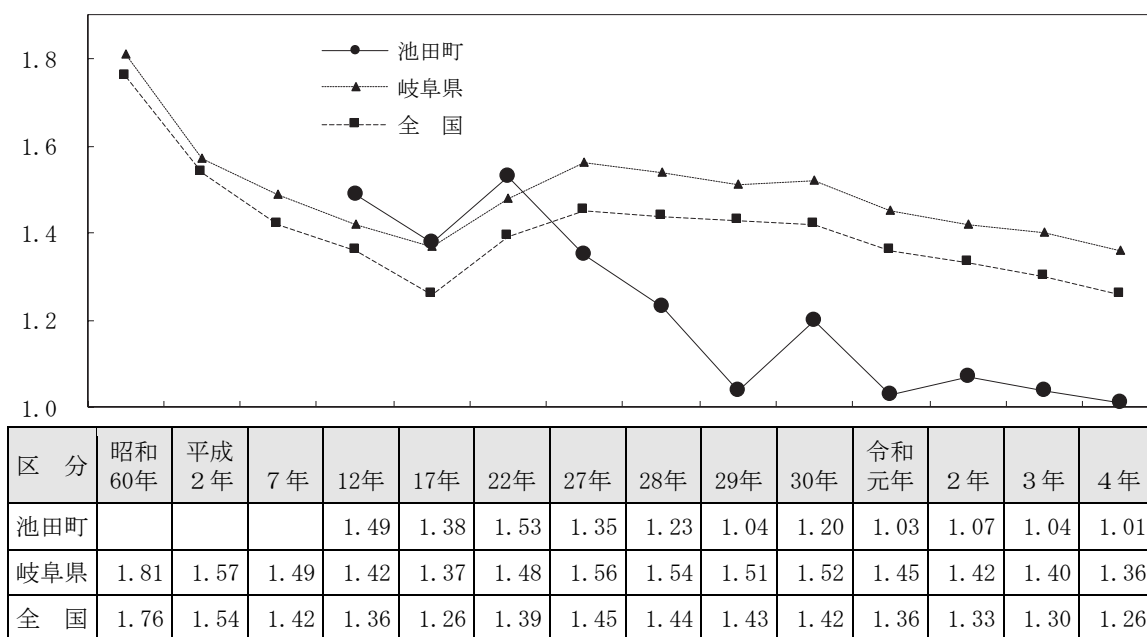
母親の 年 齢	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
	出生数 (人)	構成比 (%)	出生数 (人)	構成比 (%)	出生数 (人)	構成比 (%)	出生数 (人)	構成比 (%)	出生数 (人)	構成比 (%)
15～19歳	0	0.0	1	0.9	0	0.0	0	0.0	1	1.1
20～24歳	8	6.2	10	9.2	6	5.6	8	7.8	6	6.3
25～29歳	32	24.6	28	25.7	43	39.8	27	26.5	27	28.4
30～34歳	51	39.2	50	45.9	34	31.5	40	39.2	37	38.9
35～39歳	36	27.7	16	14.7	21	19.4	18	17.6	20	21.1
40～44歳	3	2.3	4	3.7	4	3.7	9	8.8	4	4.2
45～49歳	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計	130	100.0	109	100.0	108	100.0	102	100.0	95	100.0

資料：「西濃地域の公衆衛生」

(3) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は、平成22年頃までは岐阜県、全国をやや上回っていましたが、平成27年以降は岐阜県、全国を下回っています。特に平成29年、令和元年から4年は1.0台と非常に低い値となりました。

図表2-6 合計特殊出生率の推移



(注) 合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時のこども数を表したものです。この合計特殊出生率が2.07を下回ると将来人口が減少するとされています。

資料：全国、岐阜県は厚生労働省「人口動態統計」、池田町は「西濃地域の公衆衛生」

(4) 乳児死亡率の推移

生後1年未満の死亡を乳児死亡といい、通常、出生1,000対の乳児死亡率でみます。
本町は、平成27年から29年にそれぞれ1人、令和3年に2人死亡があります。

図表2-7 乳児死亡率の推移（出生1,000対）

区 分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
乳 児 死亡率	池田町	6.3 (1人)	7.0 (1人)	8.3 (1人)	-	-	-	19.6 (2人)	-
	岐阜県	1.9	2.4	2.1	2.0	2.2	1.8	1.4	2.5
	全 国	1.9	2.0	1.9	1.9	1.9	1.8	1.7	1.8

資料：「西濃地域の公衆衛生」

3 世帯の状況

(1) こどものいる世帯

本町の令和2年の一般世帯は8,371世帯、うち18歳未満親族のいる世帯は2,101世帯、6歳未満親族のいる世帯は666世帯となっています。こどものいる世帯の割合は、本町、岐阜県、全国ともに、調査ごとに低下してきています。本町は、平成27年までは岐阜県、全国に比べて高い率で推移していましたが、令和2年の6歳未満親族のいる世帯は岐阜県を下回りました。

図表2-8 一般世帯の世帯数の推移

単位：世帯（％）

区 分		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
池 田 町		6,077	6,549	7,152	7,783	7,874	8,371
	18歳未満親族のいる一般世帯	2,747 (45.2)	2,659 (40.6)	2,704 (37.8)	2,627 (33.8)	2,441 (31.0)	2,101 (25.1)
	6歳未満親族のいる一般世帯	1,091 (18.0)	1,134 (17.3)	1,119 (15.6)	1,025 (13.2)	916 (11.6)	666 (8.0)
岐 阜 県		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	18歳未満親族のいる一般世帯	(37.1)	(32.9)	(29.8)	(27.4)	(25.1)	(21.9)
	6歳未満親族のいる一般世帯	(14.1)	(13.5)	(12.3)	(10.9)	(9.7)	(8.1)
全 国		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	18歳未満親族のいる一般世帯	(31.8)	(27.9)	(25.3)	(23.1)	(21.5)	(19.3)
	6歳未満親族のいる一般世帯	(12.3)	(11.4)	(10.5)	(9.4)	(8.7)	(7.6)

資料：「国勢調査」

(2) 家族類型

こどものいる世帯の家族類型をみると、核家族世帯は、18歳未満親族のいる世帯が72.9%、6歳未満親族のいる世帯が76.1%となっています。

本町のこどものいる核家族世帯の割合は、全国はもちろん、比較的核家族世帯の割合が低い岐阜県よりも低く、本町は三世代など同居世帯の割合が高いといえます。

本町のひとり親世帯は、母子世帯が91世帯、父子世帯が13世帯です。

図表2-9 一般世帯の家族類型

単位：世帯（%）

区 分	一般 世帯	親族世帯		非親族 世帯	単独 世帯	不詳	再 掲		
		核家族 世帯	その他				母子 世帯	父子 世帯	3世代 世帯
池田町	8,371 (100.0)	4,940 (59.0)	1,354 (16.2)	45 (0.5)	2,031 (24.3)	1 (0.0)	91 (1.1)	13 (0.2)	997 (11.9)
18歳未満親族 のいる世帯	2,101 (100.0)	1,531 (72.9)	563 (26.8)	6 (0.3)	1 (0.0)	- (-)	85 (4.0)	12 (0.6)	548 (26.1)
6歳未満親族 のいる世帯	666 (100.0)	507 (76.1)	158 (23.7)	1 (0.2)	- (-)	- (-)	17 (2.6)	3 (0.5)	150 (22.5)
岐阜県	(100.0)	(57.3)	(12.1)	(0.7)	(29.4)	(0.5)	(1.1)	(0.1)	(8.2)
18歳未満親族 のいる世帯	(100.0)	(77.9)	(21.6)	(0.5)	(0.1)	(-)	(4.6)	(0.5)	(21.0)
6歳未満親族 のいる世帯	(100.0)	(81.6)	(17.9)	(0.5)	(-)	(-)	(2.2)	(0.1)	(17.5)
全 国	(100.0)	(54.1)	(6.8)	(0.9)	(38.0)	(0.3)	(1.2)	(0.1)	(4.2)
18歳未満親族 のいる世帯	(100.0)	(86.7)	(12.8)	(0.4)	(0.1)	(-)	(5.4)	(0.6)	(12.2)
6歳未満親族 のいる世帯	(100.0)	(89.3)	(10.3)	(0.4)	(-)	(-)	(2.6)	(0.1)	(10.0)

（注） 母子世帯、父子世帯は他の世帯員がいる世帯は除いています。

資料：「国勢調査」令和2年

(3) 平均世帯人員

令和2における本町のこどものいる世帯の平均人員は、18歳未満親族のいる世帯が4.38人、6歳未満親族のいる世帯が4.40人となっています。前項に記したとおり、本町は比較的同居世帯が多いことから、平均世帯人員は、岐阜県、全国を上回っていますが、岐阜県、全国と同様に世帯の規模は縮小していく傾向にあります。

図表2-10 一般世帯の平均世帯人員の推移

単位：人

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
池 田 町	3.77	3.59	3.37	3.15	3.03	2.74
18歳未満親族のいる一般世帯	4.96	4.92	4.77	4.65	4.55	4.38
6歳未満親族のいる一般世帯	5.04	5.00	4.80	4.67	4.64	4.40
岐 阜 県	3.22	3.07	2.92	2.78	2.65	2.49
18歳未満親族のいる一般世帯	4.70	4.60	4.47	4.35	4.28	4.16
6歳未満親族のいる一般世帯	4.77	4.55	4.41	4.35	4.25	4.19
全 国	2.82	2.66	2.55	2.42	2.33	2.21
18歳未満親族のいる一般世帯	4.35	4.24	4.13	4.04	4.03	3.93
6歳未満親族のいる一般世帯	4.34	4.18	4.10	4.06	3.98	3.97

資料：「国勢調査」

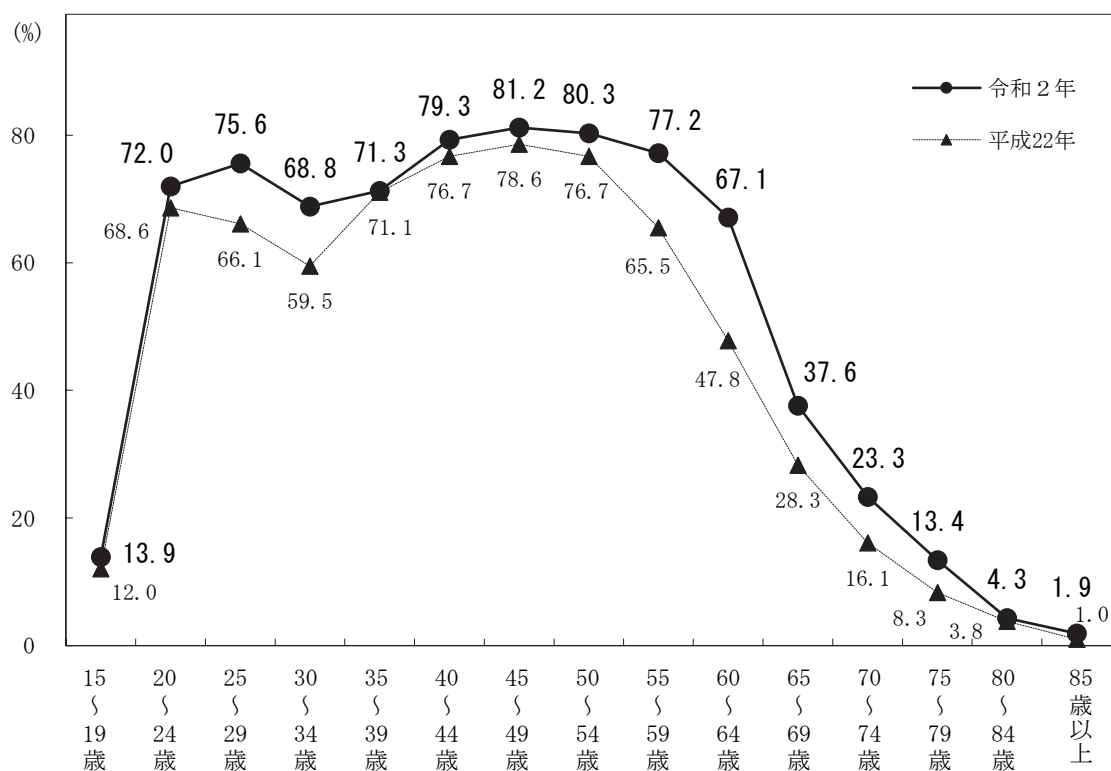
4 女性の就業状況

(1) 女性の就業率

出産や子育てにより女性の就業率が落ち込むことが指摘されています。令和2年の女性の就業率をみると、25～29歳は75.6%と高くなっていますが、最も出生数の多い年代の30～34歳に6.8ポイント低下し、35～39歳から上昇に転じています。その後45～49歳・50～54歳は80%以上で推移し、60～64歳以降は急激に低下していきます（図表2-11）。

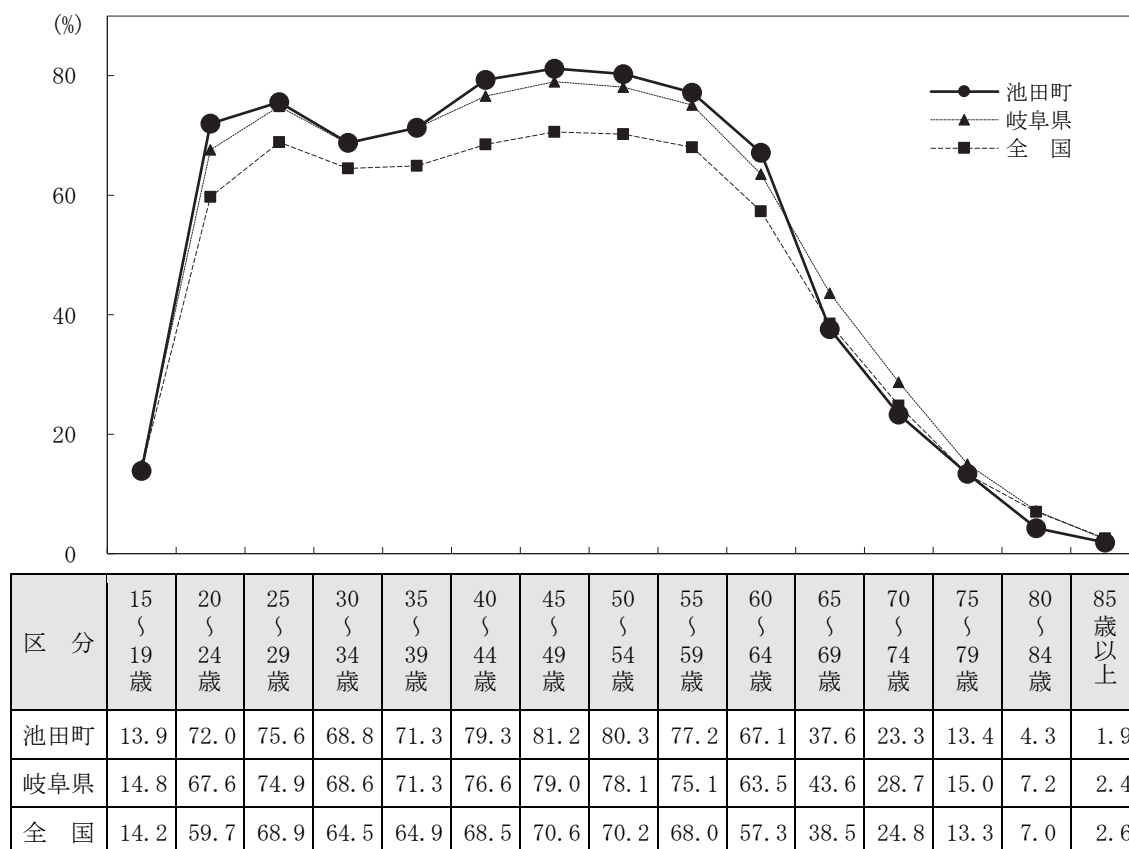
岐阜県、全国と比較すると、ほぼ同様のラインを描いています。本町の30～44歳の年齢層は全国、岐阜県よりも高くなっています（図表2-12）。

図表 2-11 年齢別労働力率



資料：「国勢調査」令和 2 年

図表 2-12 女性の年齢別就業率



資料：「国勢調査」令和 2 年

(2) 女性の産業別就業状況

令和2年の国勢調査で本町の15歳以上の女性就業者を産業別にみると、「製造業」「医療、福祉」が20%以上と高くなっています。全国、岐阜県との比較では、本町は「製造業」が高いことが特徴としてあげられます。

図表2-13 産業別にみた女性の就業者の割合

単位：％

区 分	農業	(うち農業)	漁業	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業(他に分類されないもの)	公務(他に分類されるものを除く)	分類不能の産業
池田町	2.5	2.4	0.1	0.0	3.9	22.3	0.2	0.8	2.4	15.0	2.4	0.7	1.9	5.5	4.4	6.8	22.0	1.1	5.0	1.9	1.2
岐阜県	2.4	2.4	0.0	0.0	3.1	17.6	0.2	0.9	2.4	17.7	2.7	1.1	2.2	7.6	4.9	6.1	21.1	0.8	4.6	2.2	2.3
全 国	2.8	2.7	0.1	0.0	2.8	10.9	0.2	2.2	2.7	17.9	3.0	2.0	3.0	7.4	4.6	6.4	22.1	0.7	5.9	2.4	3.2

資料：「国勢調査」令和2年

5 婚姻の動向

(1) 未婚率の推移

性・年齢別に未婚率の推移をみると、平成12年から令和2年にかけて、女性の25～29歳、30～34歳が20ポイント以上、男性の25～29歳、30～34歳が10ポイント以上、それぞれ上昇しています。晩婚化や結婚しない人の割合の増加進んでいます。

図表2-14 未婚率の推移

単位：％

区 分		女 性					男 性				
		平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年
20 ～ 24 歳	池 田 町	90.2	89.2	89.6	92.9	96.1	92.9	92.1	93.8	96.7	96.3
	岐 阜 県	88.0	88.0	88.6	91.4	92.3	92.6	92.9	93.1	95.0	95.3
	全 国	87.9	88.7	87.8	91.4	92.3	92.9	93.4	91.4	95.0	95.2
25 ～ 29 歳	池 田 町	50.4	54.1	53.2	60.1	71.4	66.7	68.7	72.2	78.6	78.9
	岐 阜 県	50.7	55.0	55.6	58.4	60.2	66.8	68.8	69.4	72.0	73.1
	全 国	54.0	59.0	58.9	61.3	62.4	69.3	71.4	69.2	72.7	72.9
30 ～ 34 歳	池 田 町	13.3	22.4	24.8	28.4	36.5	32.7	41.0	42.6	45.9	46.5
	岐 阜 県	21.0	26.2	29.3	30.1	31.5	37.8	42.5	44.4	45.4	47.6
	全 国	26.6	32.0	33.9	34.6	35.2	42.9	47.1	46.0	47.1	47.4
35 ～ 39 歳	池 田 町	5.6	8.1	15.0	15.6	18.0	17.8	22.2	30.1	30.3	26.5
	岐 阜 県	9.5	14.4	18.0	19.7	19.7	21.5	27.5	31.9	33.2	33.7
	全 国	13.8	18.4	22.7	23.9	23.6	25.7	30.0	34.8	35.0	34.5

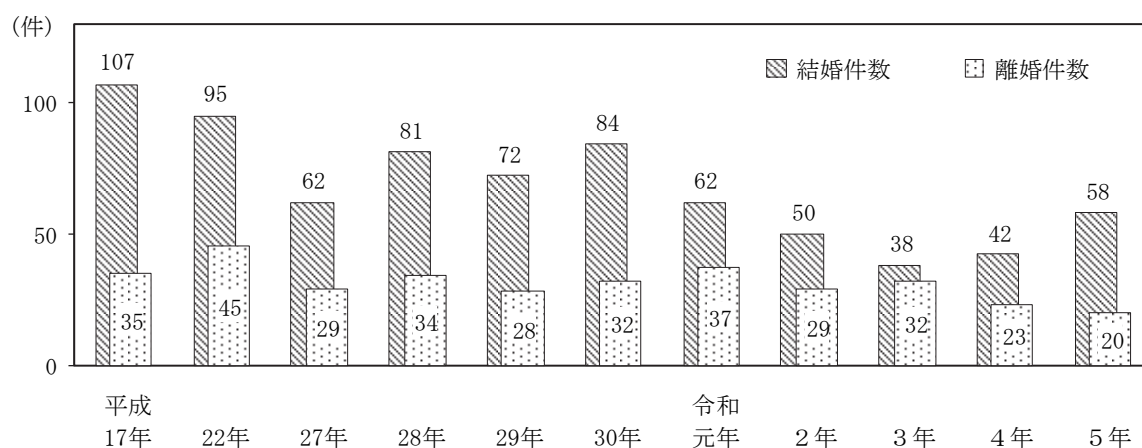
資料：「国勢調査」

(2) 離婚件数の推移

本町における結婚件数は、増減がありますが、令和元年から減少が続き、令和3年には40件を割り込みました。令和4年・5年は増加しています。離婚件数も年によってばらつきがありますが、平成27年以降は20～30件台で推移しています（図表2-15）。

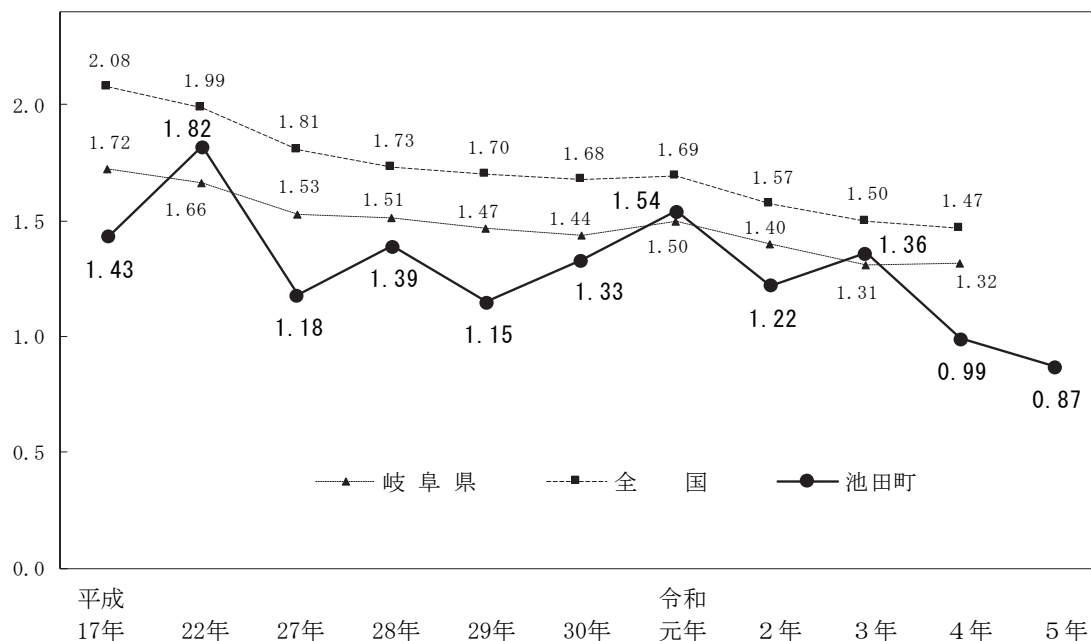
離婚率（人口1,000対）も件数と同様にばらつきが見られますが、全国よりも低い率で推移しています（図表2-16）。

図表2-15 結婚件数・離婚件数（率）の推移



図表2-16 離婚率の推移（国、県との比較）

人口1,000対



資料：国、県は「西濃地域の公衆衛生」

6 いじめ・不登校

(1) いじめ

本町のいじめ認知件数は、令和5年度、小学生が147件、中学生が22件となっています。小学生は令和4年度・5年度は減少傾向にあり、中学生は令和2年度・3年度は20～21件で推移しています。

図表2-17 いじめ認知件数

単位：件

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生	293	273	281	204	147
中学生	15	17	36	21	22

(2) 不登校

本町の不登校児童・生徒数は、令和5年度、小学生が21人、中学生が40人となっています。年度により増減はありますが、小学生、中学生ともに令和3年度以降は増加を続けています。

図表2-18 不登校児童・生徒数

単位：人

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生	6	4	7	10	14	11	13	15	21
中学生	20	31	37	39	32	27	32	37	40

第2節 子育て支援サービス等の状況

1 子育て支援サービス

(1) 保育園・認定こども園・幼稚園等の利用状況

保育園・認定こども園・幼稚園等の利用児童は、就学前児童の76.7%です。年齢別にみると、3～5歳児はほぼ100%、2歳児は70.1%、1歳児は51.0%、0歳児は11.1%となっています。なお、3歳未満児、特に0歳児については年度途中からの利用があることから、年度末には大幅に増加します。

図表2-19 保育園・認定こども園・幼稚園等の利用状況

区分	総数 a	保育園		認定こども園 (保育園)		認定こども園 (幼稚園)		幼稚園		計	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
		b	b÷a	c	c÷a	d	d÷a	e	e÷a	b+c+d+ e+f	(b+c+d+e+f) ÷a
0歳	82	2	2.4	7	8.5					9	11.0
1歳	105	29	27.9	24	23.1					53	51.0
2歳	107	40	37.4	35	32.7					75	70.1
3歳	113	50	44.2	28	24.8	12	10.6	22	19.5	112	99.1
4歳	134	53	39.6	39	29.1	21	15.7	21	15.7	134	100.0
5歳	150	68	45.3	36	24.0	21	14.0	21	14.0	146	97.3
計	690	242	35.1	169	24.5	54	7.8	64	9.3	529	76.7

(注) 令和6年4月1日現在。町外への広域入所を含む。

(2) 保育園

本町には、保育園が4園あり（いずれも町立）、令和6年4月1日現在239人の児童が通園しています（図表2-20）。

各保育園の保育時間・入園年齢等の状況は図表2-21の通りです。

図表2-20 保育園別入所児童数

単位：入園率は%、他は人

区 分		定員	入 園 児 童 数							保育士数
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
公 立	宮地保育園	30	0	2	4	3	5	6	20	6
	温知保育園	180	1	18	24	30	28	37	138	24
	西 保 育 園	70	0	2	5	10	12	13	42	10
	養基保育園	120	0	6	6	7	8	12	39	13
計			1	28	39	50	53	68	239	

(注) 令和6年4月1日現在。養基保育園の児童数は本町のみ。各施設ともに町外からの広域入所は除く。

図表 2-21 保育時間・入園年齢等の状況（令和6年度）

区 分		入園年齢	保 育 時 間			備 考
				平 日	土 曜 日	
公 立	宮地保育園	8か月～	通常	8:30～16:30	8:30～16:30	
			延長	7:30～18:30	7:30～18:30	
	温知保育園	8か月～	通常	8:30～16:30	8:30～16:30	通園バス
			延長	7:30～18:30	7:30～18:30	
	西保育園	8か月～	通常	8:30～16:30	8:30～16:30	通園バス
			延長	7:30～19:00	7:30～18:30	
	養基保育園	8か月～	通常	8:30～16:30	8:30～16:30	
			延長	7:30～18:30	7:30～18:30	

(3) 認定こども園

本町には、認定こども園が4園あり、いずれも私立の幼保連携型認定こども園です。
令和6年4月1日現在221人の児童が通園しており、うち保育園部が168人、幼稚園部が53人となっています。（図表2-22）。

各認定こども園の保育時間・入園年齢等の状況は図表2-23の通りです。

図表 2-22 認定こども園

単位：人

区 分			入 園 児 童 数							保育士 幼稚園 教諭数
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
私 立	池田こども園	保育園	2	7	9	13	13	12	56	22
		幼稚園				3	6	6	15	
		計	2	7	9	16	19	18	71	
	八みどりの森 八幡こども園	保育園	0	4	8	0	6	4	22	18
		幼稚園				3	3	3	9	
		計	0	4	8	3	9	7	31	
	市 橋 保 育 園	保育園	3	5	9	8	12	4	41	16
		幼稚園				3	4	8	15	
		計	3	5	9	11	16	12	56	
	片 山 保 育 園	保育園	2	8	9	6	9	15	49	15
		幼稚園				3	7	4	14	
		計	2	8	9	9	16	19	63	
合 計		保育園	7	24	35	27	40	35	168	
		幼稚園				12	20	21	53	
		計	7	24	35	39	60	56	221	

（注）令和6年4月1日現在。

図表 2-23 保育時間・入所年齢等の状況（令和6年度）

区 分		定員	入園年齢	保 育 時 間			備 考
					平 日	土 曜 日	
私 立	池田こども園	90人	3か月～	通常	8:00～16:00	8:00～12:00	通園バス
				延長	7:00～18:45	7:00～18:45	
	八みどりの森 八幡こども園	50人	3か月～	通常	8:30～16:00	7:30～16:00	
				延長	7:00～19:00	7:00～19:00	
	市橋保育園	70人	3か月～	通常	8:30～16:30	8:30～12:30	
				延長	7:30～19:00	7:30～19:00	
	片山保育園	70人	3か月～	通常	8:30～16:30	8:30～16:30	
				延長	7:30～18:30	7:30～18:30	

(4) 幼稚園

町内の幼稚園は1園で、令和6年5月1日現在、池田町の児童は64人が通園しています。

図表 2-24 幼稚園児童数

単位：人

区 分		3 歳	4 歳	5 歳	計
私立	コスモ幼稚園（池田町分）	22	21	21	64

（注）令和6年4月1日現在。

(5) 事業所内保育施設

町内には、事業所内保育施設が2か所あり、14人の児童が利用しています。

図表 2-25 事業所内保育施設の状況

区 分	定 員	入所児童数	保育時間	設置主体	備 考
池田アピッコランド	20	14	7:30～19:30	アピ(株)	池田町外児童を含む
岐阜ヤクルト池田保育ルーム	24	0	8:30～15:00	岐阜ヤクルト販売(株)	

（注）令和6年4月1日現在

(6) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育は、こどもが病気の時、保護者に代わって専用の保育室で一時的にお預かりし、保育士と看護師による保育を行うものです。池田ふれあいサポートセンター内の病児・病後児保育室「ひまわり」で実施しています。また、大野町・岐阜市・北方町・神戸町の病児・病後児保育室も利用できます。

令和5年度の登録者数は61人、実利用者数は37人、延べ利用者数は129人日となっています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少しています。

図表2-26 病児・病後児保育の利用状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数（人）	57	39	30	58	61
実利用者数（人）	57	8	8	19	37
延べ利用者数（人）	184	13	25	56	131

図表2-27 病児・病後児保育の年齢別登録者数（令和5年度）

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	計
登録者数（人）	4	22	10	10	7	0	5	2	60
実利用者数（人）	2	9	3	11	4	6	1	1	37
延べ利用者数（人）	7	37	14	21	24	16	9	1	129

利用対象：町内在住又は協定を結んだ市町村（揖斐川町・大野町・岐阜市・北方町・神戸町・垂井町）の生後8か月から小学校6年生までのお子さん（町外の方は小学校3年生まで）

症状・状態：医療機関の診察により、当面症状の急変が認められず、保育室利用が可能であると判断されたお子さん。

利用料：1日1人 2,000円（食事は保護者が用意）

定員：3人

その他：事前登録が必要

（7）地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

地域子育て支援センターは、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所として開設しています。子育てについての相談指導、子育て講座、情報提供、子育てサークルへの支援など、地域の子育て支援機能の充実に努めることを目的としています。本町は、温知保育園併設、子育て・就労応援センター内、池田こども園内の3か所に整備しています。利用者数は、コロナ禍で平成2年度～令和4年度は4,000人を下回っていましたが、平令和5年度は5,767人と大幅に増加しています。

図表2-28 地域子育て支援センターの利用者数の推移

区 分	年間利用者数（人）		
	乳幼児	保護者	合計
令和元年度	4,211	3,647	7,858
令和2年度	2,016	1,802	3,818
令和3年度	1,193	1,418	2,611
令和4年度	1,968	1,899	3,867
令和5年度	2,967	2,800	5,767

図表２－２９ 地域子育て支援センターの状況（令和５年度）

設置場所	設置年月	職 員	事 業 内 容
温知保育園併設	平成17年４月	３	就園前の親子、妊婦が遊びながら交流できる場。サークルなどの活動を通して、子育てを楽しいものにしていく。
子育て・就労応援センター内	平成30年４月	２	
池田こども園内	令和４年４月	２	

(8) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

保護者が病気や仕事で子どもを家庭で世話できない場合、児童養護施設等で一時的に預かるショートステイは、児童養護施設「樹心寮（大野町）」と「樹心寮（大野町）」、乳幼児ホーム「まりあ（岐阜市）」に委託して実施しています。令和５年度からは、こども家庭支援センターぎふ「はこぶね（岐阜市）」、里親（池田町・大野町）の利用も可能となり、実施か所数は６か所となっています。

図表２－３０ 子育て短期支援事業等の実施状況

区 分		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
ショートステイ	実施か所数（か所）	３	３	３	３	６
	利用者数（人）	０	１	１	０	１
	延べ利用日数（日）	０	３	６	０	107

2 小中学校

(1) 小学校

町内には小学校が5校あり、令和6年5月1日現在1,118人の児童が通学しています。児童数は学年により増減はありますが、小学生全体では毎年減少しています（図表2-31）。

小学校別にみると、温知小学校が399人と最も多く、次いで八幡小学校、池田小学校の順となっています。最も少ないのが宮地小学校で64人となっており、1～3年生は各学年10人を下回っています（図表2-32）。

図表2-31 小学校児童数の推移

単位：人

区 分	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
令和元年	235	246	223	224	231	257	1,416
令和2年	204	236	247	224	225	232	1,368
令和3年	216	207	236	248	222	225	1,354
令和4年	155	215	209	233	249	222	1,283
令和5年	163	157	214	210	235	250	1,229
令和6年	138	166	157	215	208	234	1,118

（注）各年5月1日現在。養基小学校は、本町のみ

図表2-32 小学校別児童数

単位：人

区 分	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
温知小学校	49	55	61	80	77	77	399
八幡小学校	31	48	38	53	51	61	282
宮地小学校	8	8	5	11	14	18	64
池田小学校	33	42	36	53	51	53	268
養基小学校	17	13	17	18	15	25	105
計	138	166	157	215	208	234	1,118

（注）令和6年5月1日現在。養基小学校は、本町のみ

(2) 中学校

町内の中学校は1校で、令和6年5月1日現在689人の生徒が通学しています。生徒数は、平成22年までは増減を繰り返していましたが、平成23年以降は減少しています。

図表2-33 中学校生徒数の推移

単位：人

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
中学校生徒数	736	725	721	706	674	689

(注) 各年5月1日現在

図表2-34 学年別中学校生徒数

単位：人

区 分	1年	2年	3年	計
池田中学校	245	219	225	689

(注) 令和6年5月1日現在

(3) 不登校

年間30日以上長期欠席者のうち「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により登校しない、あるいはしたくともできない状態にある者（病気や経済的理由、新型コロナウイルスの感染回避によるものを除く）」を不登校といいます。令和5年度の本町の不登校児童・生徒数は、小学生が23人（2.06%）、中学生が40人（5.93%）となっており、増加傾向にあります。

不登校等に対する相談指導のために、スクールカウンセラーが配置されています。

図表2-35 不登校児童・生徒数の推移（30日以上欠席）

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校（人）	13	8	15	20	23
比 率（%）	1.01	0.64	1.22	1.71	2.06
中学校（人）	31	25	33	36	40
比 率（%）	4.21	3.44	4.57	5.09	5.93

図表2-36 スクールカウンセラー（令和5年度）

区 分	人 数	相談時間	備 考
中学校区	1人	465時間	小中学校対象

3 健全育成

(1) 児童館

児童館は、こどもたちに健全な遊びを提供し、その健康を増進し、情操を豊かにすることや、子育て家庭の支援を目的とする施設です。本町では、温知児童館、池田児童館、八幡児童館、養基児童館の4か所を整備しています。午前中は乳幼児と保護者の利用が多く、午後は小学生の利用が多くなっています。

利用者数は、コロナ禍で減少していましたが、令和5年度は大幅に増加して28,568人となっています。

図表2-37 児童館の年間利用者数（令和5年度）

単位：人

区 分	年間利用者数			
	乳幼児	保護者	小学生	合計
温 知	1,459	1,121	5,511	8,091
池 田	1,327	1,009	5,957	8,293
八 幡	2,426	1,966	1,906	6,298
養 基	1,711	1,300	2,875	5,886
合 計	6,923	5,396	16,249	28,568

図表2-38 児童館の年間利用者数の推移

単位：人

区 分	年間利用者数			
	乳幼児	保護者	小学生	合計
令和元年度	10,635	7,908	12,688	31,231
令和2年度	5,540	3,859	7,922	17,321
令和3年度	5,811	3,920	11,436	21,167
令和4年度	5,624	4,123	12,099	21,846
令和5年度	6,923	5,396	16,246	28,568

(2) 放課後児童クラブ

令和6年4月1日現在、町内には5か所の放課後児童クラブがあり、197人の児童が登録しています。年度により増減はありますが、この3年間は190人台で推移しています。

学年別にみると、1年生が57人と最も多く、次いで2年生（54人）、3年生（39人）4年生（37人）の順となっています。1～4年生の合計は187人となり、全体の94.9%を占めています。

図表２－３９ 放課後児童クラブの登録児童数の推移

単位：人

区 分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
温知児童クラブ	49	63	63	58	55	60
八幡児童クラブ	60	62	52	44	57	53
宮地児童クラブ	14	15	6	5	4	3
池田児童クラブ	49	67	64	56	48	53
養基児童クラブ	21	24	17	27	27	28
計	193	231	202	190	191	197

(注) 各年度４月１日現在

図表２－４０ 放課後児童クラブの学年別にみた登録児童数

単位：人

区 分	１年	２年	３年	４年	５年	６年	計
温知児童クラブ	14	13	13	16	2	2	60
八幡児童クラブ	14	18	9	6	4	2	53
宮地児童クラブ	3	0	0	0	0	0	3
池田児童クラブ	15	14	10	14	0	0	53
養基児童クラブ	11	9	7	1	0	0	28
計	57	54	39	37	6	4	197

(注) 令和６年４月１日現在

4 発達支援

(1) 障害児通所支援

児童福祉法に基づく障害児通所支援（児童発達支援等）の利用は次の通りです。放課後等デイサービスの利用が増加傾向にあります。

図表 2-41 障害児通所支援

区 分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人／月	82.0	69.0	68.3	67.6	60.0
	延べ日数／月	361.5	261.2	307.6	267.3	240.8
医療型児童発達支援	人／月	1.0	1.0	0.0	0.0	0.0
	延べ日数／月	6.5	5.0	0.0	0.0	0.0
放課後等デイサービス	人／月	37.0	36.0	40.5	41.4	45.2
	延べ日数／月	403.7	326.8	498.7	470.6	495.4
保育所等訪問支援	人／月	0.0	0.1	0.0	0.2	0.4
	延べ日数／月	0.0	0.1	0.0	0.3	0.4
障がい児相談支援	人／月	33.0	27.0	29.0	28.6	29.4

(2) 池田町ことばの教室

ことばの教室は昭和57年に障害児治療訓練教室としてスタートし、平成25年からは児童福祉法に基づく発達支援事業として実施しています。

図表 2-42 ことばの教室利用者数（池田町）の推移

区 分	入室児（人）			相談件数 （件）	小学生相談 （件）
	3歳以上	未満児	合計		
令和元年度	73	3	76	55	11
令和2年度	67	2	69	59	24
令和3年度	63	0	63	45	4
令和4年度	57	1	58	44	6
令和5年度	54	1	55	45	10

（注）各年度5月1日現在

5 母子保健サービス

(1) 健康診査

疾病や障がいの予防・早期発見のために、妊産婦健康診査、乳児健康診査、10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を行っています。歯科健康診査は3歳児を対象として実施しています。

図表2-43 妊婦一般健康診査受診状況

区 分	受診票発行実人数 (人)	受診状況	有所見状況	
		受診延人数 (人)	有所見者延人数 (人)	有所見率 (%)
令和元年度	123	1,346	145	10.7
令和2年度	123	1,251	90	7.1
令和3年度	111	1,171	74	6.3
令和4年度	86	1,080	69	6.3
令和5年度	108	1,011	69	6.8

図表2-44 産婦健康診査受診状況

区 分	対象者 (人)		受診者 (人)	
	実人数	延人数	実人数	延人数
令和3年度	179	358	74	109
令和4年度	86	172	85	137
令和5年度	109	218	70	119

図表2-45 乳児（3，4か月児）健康診査実施状況

単位：受診率は%、他は人

区 分	対象児数	受診児数	受診率	健 診 結 果			
				異常なし	要観察	要精検	要医療
令和元年度	90	85	94.4	55	26	2	2
令和2年度	138	136	98.6	92	39	4	1
令和3年度	102	105	102.9	67	35	2	1
令和4年度	99	99	100	65	31	1	2
令和5年度	77	77	100	51	24	2	0

図表 2-46 10 か月児健康診査実施状況

単位：受診率は%、他は人

区 分	対象児数	受診児数	受診率	健 診 結 果			
				異常なし	要観察	要精検	要医療
令和元年度	117	114	97.4	81	28	3	2
令和2年度	127	123	96.9	87	30	2	4
令和3年度	112	109	97.3	67	37	0	5
令和4年度	97	96	99.0	63	28	1	4
令和5年度	103	104	101.0	68	32	1	3

図表 2-47 1 歳 6 か月児健康診査実施状況

単位：受診率は%、他は人

区 分	対象児数	受診児数	受診率	健 診 結 果			
				異常なし	要観察	要精検	要医療
令和元年度	128	127	99.2	50	70	2	5
令和2年度	119	114	95.8	64	47	1	2
令和3年度	120	120	100.0	65	52	1	2
令和4年度	126	122	96.8	54	62	3	3
令和5年度	118	115	97.5	40	65	6	4

図表 2-48 3 歳児健康診査実施状況

単位：受診率は%、他は人

区 分	対象児数	受診児数	受診率	健 診 結 果			
				異常なし	要観察	要精検	要医療
令和元年度	140	141	100.7	56	53	27	5
令和2年度	116	113	97.4	44	42	19	8
令和3年度	131	128	97.7	65	38	20	5
令和4年度	123	124	100.8	57	40	22	5
令和5年度	137	137	100.0	48	48	35	6

図表 2-49 3 歳児歯科健康診査実施状況

区 分	対象児数 (人)	受診児数 (人)	受診率 (%)	う歯のある 児童 (人)	う 歯 数					
					1 本	2 本	3 本	4 本	5～ 9 本	10 本 以上
令和元年度	140	141	100.7	18	5	7	2	2	2	0
令和2年度	116	113	97.4	7	2	3	1	0	0	1
令和3年度	131	128	97.7	14	0	8	0	3	2	1
令和4年度	123	124	100.8	7	4	3	0	0	0	0
令和5年度	137	137	100.0	7	0	4	1	0	2	0

(2) 訪問指導等

① 訪問指導

保健師が、妊産婦、乳幼児等を対象として訪問指導を行っています。

図表 2-50 訪問指導の実施状況

区 分		妊 婦	産 婦	乳 児	幼 児	計
令和元年度	実 人 数 (人)	2	10	135	113	260
	延べ訪問回数 (回)	2	46	179	192	419
令和2年度	実 人 数 (人)	0	12	264	247	523
	延べ訪問回数 (回)	0	26	477	414	917
令和3年度	実 人 数 (人)	0	8	401	325	734
	延べ訪問回数 (回)	0	33	537	424	994
令和4年度	実 人 数 (人)	1	13	375	305	694
	延べ訪問回数 (回)	4	33	424	336	797
令和5年度	実 人 数 (人)	0	5	210	71	286
	延べ訪問回数 (回)	0	15	232	93	340

② 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行っています。

図表 2-51 乳児家庭全戸訪問事業

区 分	実人数 (人)	実施方法、スタッフ等
令和元年度	93	- 母子健康手帳交付時等に事業について説明し、訪問の同意を得る。 - 生後2か月頃、保健センターから地域の母子保健推進員に訪問を依頼する。 - 母子保健推進員又は保健師が訪問を実施する。 育児に関する不安や悩みの聴取 相談 子育てに関する情報提供（子育てハンドブック使用）
令和2年度	72	
令和3年度	84	
令和4年度	94	
令和5年度	76	

③ 養育支援訪問事業

子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、訪問支援員、保健師又は保育士が訪問して、育児・家事の援助、養育に関する指導助言等を行っています。

図表 2-52 養育支援訪問事業

区 分	延べ訪問件数 (件)	実施方法、スタッフ等
令和元年度	105	養育困難で支援の必要性があると判断した家庭に子育て経験者等訪問支援員を派遣し、育児支援や育児相談・指導を行う。ただし、複雑な問題を抱えている家庭に対する具体的な育児支援に関する技術指導については、保健師、保育士等が対応する。
令和2年度	80	
令和3年度	90	
令和4年度	118	
令和5年度	59	

(3) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的とする事業です。本町ではいち早く令和3年度から事業を開始しており、令和4年度から居宅訪問型(アウトリーチ型)、令和6年度から宿泊型(ショートステイ型)、通所型(デイサービス型)を導入しています。

図表2-53 産後ケア事業

区 分	申請者数(人)	延利用者数(人)	実施方法等
令和3年度	1	1	★「宿泊型」 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施 ★「デイサービス型」 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施 ★「アウトリーチ型」 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施
令和4年度	1	6	
令和5年度	4	1	
令和6年度	4	3	

(4) 乳幼児相談と栄養相談

毎週水曜日に、保健センターにおいて、保健師又は管理栄養士による乳幼児相談と栄養相談を行っています。

図表2-54 乳幼児相談と栄養相談

区 分	実施回数(回)	延べ参加人数(人)	スタッフ等
令和元年度	100	689	場所：保健センター 実施日：毎週水曜日 内容： 身体に関すること 食事、離乳食に関すること
令和2年度	100	495	
令和3年度	96	353	
令和4年度	102	381	
令和5年度	98	225	

(注) 半日1回とカウントしているので、1日2回となります。

(5) 両親学級等

① 両親学級（はじめの1歩 パパ・ママの会）

妊婦さんやその家族のために、保健センターでは年3回、両親学級を開いています。

図表2-55 両親学級の実施状況

区 分	実施回数（回）	延べ参加人数（人）	スタッフ等
令和元年度	2	24	場所：保健センター 実施日：7、11、3月の日曜日 内容： お父さんへ赤ちゃんからのメッセージ（ビデオ鑑賞） 妊娠シミュレータ体験 赤ちゃんのお風呂の実習
令和2年度	1	16	
令和3年度	2	10	
令和4年度	3	24	
令和5年度	3	22	

② 各種教室

3～4か月児健康診査と10か月児健康診査で、離乳食の内容も含めて実施しています。離乳食学級以外の教室としては、ぴよぴよ広場、2歳児教室、うさちゃんひろばを実施しています。

(6) フッ化物塗布

1歳から小学校就学前までの間にある児に対して、揖斐歯科医師会に委託し、フッ化物塗布事業を実施しています。

図表2-56 フッ化物塗布の実施状況

区 分	実施回数（回）	延べ参加人数（人）	スタッフ等
令和元年度	8	3	場所：揖斐郡内の指定歯科医療機関 内容：歯科健康診査、口腔の汚れの検査、フッ化物塗布、口腔清掃指導、歯科保健指導 負担金：200円 ※毎年度2回まで
令和2年度	19	8	
令和3年度	28	17	
令和4年度	26	12	
令和5年度	10	6	

(7) 予防接種

予防接種法に基づく定期予防接種のうち、ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルス感染症、4種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ）、麻しん及び風しん、水痘、日本脳炎、ジフテリア及び破傷風（第2期）、ヒトパピローマウイルス感染症、3種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）、不活化ポリオの予防接種については、揖斐郡内の委託医療機関等で個別接種として実施しています。また、BCG予防接種は、保健センターで集団接種として実施しています。

図表 2-57 予防接種

区分	予防接種の種類	対象者	接種者数（人）				
			令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
集団	BCG	1歳未満	113	110	109	103	77
個別	ヒブ	生後2か月～60か月未満	438	472	425	393	309
	小児用肺炎球菌	生後2か月～60か月未満	453	460	424	393	309
	B型肝炎	1歳未満	343	345	313	291	229
	ロタウイルス感染症	【ロタリックス】 出生6週0日後～出生24週0日後まで 【ロタテック】 出生6週0日後～出生32週0日後まで		111	224	218	164
	4種混合 ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ	生後2か月～90か月未満	450	476	440	396	329
	不活化ポリオ	生後2か月～90か月未満	1	0	0	0	1
	麻しん・風しん	【第1期】1歳～2歳未満 【第2期】 5歳以上7歳未満（年長児）で小学校就学前の1年間	第1期	第1期	第1期	第1期	第1期
			120	137	98	100	97
			第2期	第2期	第2期	第2期	第2期
	水痘	1歳～3歳未満	241	249	203	193	191
			699	624	301	684	541
			259	203	53	68	57
	2種混合 ジフテリア、破傷風	11歳以上13未満	224	215	191	169	191
	ヒトパピローマウイルス感染症	小学6年生～高校1年生に相当する年齢の女子	6	42	80	81	99
		【キャッチアップ接種】 HPVワクチンの積極的な勧奨の差し控えにより接種の機会を逃した方のうち、規定回数（3回）の接種が完了していない者				179	149

※BCG、麻しん・風しん、2種混合（ジフテリア、破傷風）以外は、複数回の接種が必要となり、接種者数は延接種者数となっています。

※ロタウイルス感染症

令和2年10月から、令和2年8月1日以降に出生した児を対象に定期接種化されました。

※4種混合、不活化ポリオ

令和5年度から、接種対象年齢が生後3か月以上から生後2か月以上に拡大されました。

※日本脳炎

令和2年度の一部の期間において、日本脳炎ワクチンの供給が見合わせられたことに伴い、国の方針に基づき、積極的勧奨を見合わせ、第1期初回接種（1回目及び2回目）対象者、接種期限が差し迫っている方に対し、優先的に接種を実施していましたが、令和3年12月からワクチンの継続的な供給が再開されたため、積極的勧奨を再開しています。

特例対象者（平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれ）は20歳未満まで接種可能です。

※子宮頸がん予防

平成25年6月から積極的勧奨を差し控えてきましたが、国において積極的勧奨の再開に向けて審議され、HPVワクチンの安全性・有効性が認められたため、令和4年度から積極的勧奨を再開しています。

※このことに伴い、令和4年度から令和6年度までの3年間、HPVワクチンの積極的な勧奨の差し控えにより、接種機会を逃した方を対象にキャッチアップ接種を実施しています。

（キャッチアップ接種対象者）

令和4年度：平成9年4月2日～平成18年4月1日生まれ 令和5年度：平成9年4月2日～平成19年4月1日生まれ

6 経済的支援

(1) 児童手当

中学校修了前の児童を養育している人に児童手当が支給されています。支給額は3歳未満の児童は一律月額15,000円、3歳～小学校修了前の児童は第1子及び第2子が月額10,000円、第3子以降が月額15,000円、中学生は一律月額10,000円です。

図表2-58 児童手当の支給状況

区 分	対象児童数（人）				支給総額 （千円）
	0歳～ 3歳未満	3歳～ 小学校修了前	中学生	計	
令和元年度	4,443	23,014	8,134	35,591	386,075
令和2年度	4,228	22,010	8,125	34,363	372,950
令和3年度	3,861	20,876	7,999	32,736	355,700
令和4年度	3,567	19,516	7,707	30,790	337,125
令和5年度	3,200	18,535	7,350	29,085	317,260

(2) 福祉医療費の助成

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、平成25年6月から高校卒業まで医療費を助成しています。助成は医療保険で医療の給付を受けた場合の自己負担分です。

図表2-59 医療費の助成

区 分	受診延べ件数（件）	助成額（千円）
令和元年度	60,355	125,089
令和2年度	45,013	99,367
令和3年度	48,109	113,524
令和4年度	50,941	116,861
令和5年度	59,558	132,020

(3) 保育料の軽減

図表2-60 保育料の軽減（養基保育園除く）

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
徴収金（円）	47,705,700	16,870,730	18,209,190	17,268,900	13,401,950
保育料（円）	50,395,700	18,915,530	25,390,090	23,387,900	21,505,950
軽減率（％）	5.5	10.8	28.3	26.2	37.7

第3節 計画の課題

【アンケート結果、委員意見等からみた現状・問題点】

- 母親の就労している割合は80%以上で、「フルタイム」の割合が上昇。0～2歳の保育園等の利用割合が高くなると予測される
- 保育士等の対応、保育時間の延長、保育内容の充実、保育料軽減・無料化、保護者の負担軽減などに関する要望は多い
- 放課後児童健全育成事業の受け入れ枠の拡大が求められる
- 病児保育など、サービスの利用手続きの利便性、負担軽減についての要望がある

- 障がい児、医療的ケア児への支援の充実が必要
- ヤングケアラー、こどもの貧困など、複合化・複雑化する支援ニーズへの対応への対応が求められている
- こどもへの虐待について、早期の気づきと迅速な対応ができるよう、相談体制の充実、関係機関との連携が必要

- 学校のタブレット、いじめ、PTA・学校行事、統廃合などについての要望がある
- インターネット利用によるトラブルは少なからずあり、情報の収集・発信における教育、相談体制の充実が必要

- 未婚化、晩婚化が進んでいる
- 少子化が進んでおり、若者も危機感を持っている
- 結婚やこどもを持つことへの不安の払拭、出会いの場づくりが必求められる

- 妊娠期からの切れ目のない支援が必要
- 保健センターの施設の改善、利用時間等についての要望がある
- こどもの発育・発達への支援の充実が求められる
- 心の健康づくりのための情報提供、相談窓口の充実が必要

- こども・若者の居場所づくりが求められている
- 児童館の開館日、利用時間等についての要望がある
- 子育て支援センター、保健センター、園、ことばの教室などにおける相談、話せる場の提供は評価されている
- こども食堂の認知度、参加意向は高くなっている

- 身近な遊び場として、公園や児童遊園地の整備、遊具の修繕などが求められている
- 児童館等、屋内遊び場の整備と内容の充実がもとめられている
- こどもを事故や犯罪から守る地域の見守り活動が必要

- 多様な働き方と子育てへの支援が求められる
- 就労している母親の割合は上昇を続けている。小学生以下のこどもを持つ母親の80%以上が就労している
- 育児休業の取得割合も高くなっている
- 父親の子育て意識、取組について、変化が見えてきている

【取り組む主な課題】

課題1

すべての子育て家庭が、安心して子育てができるよう、サービスの質・量の確保、新規サービスの実施

課題2

障がいのあるこどもや医療的ケアの必要なこどもへの支援、虐待、生活困窮への対応、ヤングケアラーへの支援

課題3

いじめ防止対策などを含めたこどもの人権を守る取り組み、次代の親の育成

課題4

子育て意識の醸成、出会いの場づくり

課題5

安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援

課題6

こどもの居場所づくりなど、地域ぐるみの子育て・子育ての支援

課題7

地域の遊び場や活動機会の充実と、地域の見守り活動のなど安全対策推進

課題8

安心して仕事と子育てを両立できる環境づくり

第3章 計画の基本理念、基本目標

1 基本理念

令和5年4月に施行されたこども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法です。この法律においては、基本理念として次の内容があげられています。

◎こども基本法

(基本理念)

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- (2) 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- (3) 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- (4) 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- (5) こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- (6) 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

さらに、こども基本法の基本理念にのっとり、こども施策を総合的に推進するため、令和5年12月に「こども大綱」を決定しています。「こども大綱」では、「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

こどもまんなか社会とは

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活することができる社会

「こどもまんなか社会」は、具体的に次のことを指します。

こどもまんなか社会の具体的な内容

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ◆心身ともに健やかに成長することができます。
- ◆個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができます。
- ◆様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができます。
- ◆夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができます。
- ◆固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができます。
- ◆自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できます。
- ◆不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができます。
- ◆虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故 などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができます。
- ◆働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができます。

20代、30代を中心とする若い世代が、

- ◆自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができます。
- ◆希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができます。
- ◆それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができます。
- ◆社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができます。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができます。

本計画では、第2期計画までの「子どもが健やかに育ち、安心して子育てができるまち」の理念や方向性などを引き継ぐとともに、こども基本法の理念やこども大綱の目指す姿を踏まえ、子どもの未来を町ぐるみで育んでいくことを次のように表し、本計画の基本理念とします。

第3期計画の基本理念

こどもの未来を、家族と地域とともに育むまち いけだ

2 基本的な視点

計画の策定、推進にあたっては、次の視点を大切にしていきます。

(1) こどもの最善の利益を図る

こどもを、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こどもにとっての最善の利益を図ることが重要です。

成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにするとともに、貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪や性暴力などの権利の侵害からこどもを守る必要があります。

(2) こどもの視点の尊重

こどもが、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することができるよう、こどもの意見を年齢や発達の程度に応じて尊重します。

貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、不登校、障がいなどを始めとする困難な状況に置かれたこどもなど、さまざまな状況にあって声を聴かれにくいこどもの思いや願いについて汲み取るための十分な配慮が必要です。

(3) すべての子育て家庭への支援

結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなってきており、男女を問わず子育てに向き合えるよう、共働き・共育てのしやすい環境の整備を推進するとともに、未就労家庭で保育園等に通っていないこどもについても、孤立した育児の中で不安や悩みを抱えることのないよう、すべてのこどもの成育環境・保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化していくことが必要です。

(4) 社会全体での切れ目のない、重層的な支援

こどもや子育て世帯への必要な支援が、乳幼児期から学童期・思春期・青年期を経て大人になるまで、途切れることなくライフステージを通じて行われるよう、社会全体で支援していくことが必要です。

また、こどもや子育て当事者をめぐる課題が深刻化・複合化しており、福祉や教育の単一分野だけではなく、あらゆる分野が協働しながら、重層的に切れ目なく、こどもや子育て世帯を支援していく必要があります。

(5) 特に支援を必要とするこども・子育て家庭への支援

貧困の状況にある家庭、虐待・いじめを受けているこども、障がい児や医療的ケア児、ヤングケアラーなど、特に支援を必要とするこどもや子育て家庭への支援の充実が必要です。妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行うこども家庭センターをはじめ、関連機関が連携して、早期の対応、適切な支援につなげていくことが必要です。

(6) 多様な価値観・考え方の尊重と次代の親の育成

結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、多様な価値観・考え方を尊重することを大前提として、若い世代が、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、将来に希望を持って生きられる社会をつくること、社会全体で若い世代を支えていくことが必要です。それが少子化の克服や貧困の解消・貧困の連鎖の防止にもつながると考えます。

(7) SDGsの視点

SDGsは、持続可能な社会を世界レベルで実現するために、平成27(2015)年9月に国連で合意された世界共通の目標です。17の目標（ゴール）と169のターゲットで構成され、2030年を年限に達成を目指しています。この目標は、地方自治体のまちづくりにおいても踏まえるべきテーマであり、本町の最上位計画である池田町総合計画においても、基本計画の「1 未来」のこども・若者に関する施策において、SDGsとの9つの関連を示しています。この計画においてもこの考え方を踏まえて施策に取り組んでいきます。

	目標1 貧困をなくそう
	目標2 飢餓をゼロに
	目標3 すべての人に健康と福祉を
	目標4 質の高い教育をみんなに
	目標5 ジェンダー平等を実現しよう
	目標8 働きがいも経済成長も
	目標10 人や国の不平等をなくそう
	目標11 住み続けられるまちづくりを
	目標16 平和と公正をすべての人に

3 基本目標

基本理念の実現に向け、以下の6つの基本目標を設定して施策を推進していきます。

(1) 子育てに喜びを感じられる家庭づくりを支援する

子育ての状況は、核家族化の進行、共働き世帯の増加、価値観の変化などに伴い、多様化してきており、各々のこどもや家庭のニーズに対応したサービスの質・量を充実させる必要があります。共働き世帯はもちろん、仕事をやめて子育てを選択した場合にも、子育ての孤立化への対応など、すべての子育て家庭が、喜びを感じながら、安心して子育てができるよう、新規サービスの実施、相談体制の充実、経済的負担の軽減を図ります。

また、障がいのあるこどもや医療的ケアの必要なこどもへの支援、虐待、生活困窮への対応、ヤングケアラーへの支援など、子育てに困難を抱える家庭への支援を、関係機関が連携を図り、切れ目なく、効果的に実施していきます。

(2) こどもが元気で、心豊かに、学び、遊び、生きる力を育む

次代を担うこどもたちが、社会の一員として自立するためには、心身ともに健やかに成長し、自ら学び考え行動する力、社会の発展に主体的に貢献する力とともに、やさしさや思いやりのある心を身に付けていくことが必要です。こどもが権利をもつ主体であるといった認識のもと、こどもの育ちを第一に考え、SNS等の情報リテラシー教育、いじめ防止対策などを含めたこどもの人権を守る取り組みに努めます。

個性に合ったスポーツに打ち込める体制づくり、夢を育める機会や場など、就学前の教育や保育、学校教育の充実を図り、こどもの健やかな成長と発達を総合的に支援していきます。

さらに、こども・若者が次代の親として成長することを支援していきます。

(3) 安心安全な出産と、こどもの健やかな成長を支援する

安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用するこどもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべてのこどもと子育て家庭を対象として、妊娠・出産期から子育て家庭に寄り添い切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が、孤立することがないように、家庭環境等の変化により多様化する相談に応え、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のな

い支援が受けられることで、妊産婦とその家族の出産・子育ての不安が軽減され、家族が健やかに生活できるよう取り組みを進めます。

また、こどもの発達に応じた心身の健康づくり、病気の予防、食育等に関する情報提供や学習機会の充実を図ります。

(4) 地域ぐるみで子育て・子育てを応援する

地域においてこどもたちが健やかに成長していける質の高いサービス、遊び場や居場所が提供され、すべての家庭がそれぞれの子育て・子育てに合ったサービス等を利用できるよう、利用者に寄り添った子育て支援に取り組みます。

地域資源を活かした総合的な子育て・子育ての支援体制づくりのため、身近な地域の大人たちがこどもを見守る取り組みを含め、就学児童の放課後の活動場所の充実や、こどもや保護者が参加して交流できる場づくりなど、すべてのこども・若者が健やかな成長と学びができるまちづくり、環境づくりに努めます。

(5) こどもが豊かな自然の中で安全で健やかに成長できる環境をつくる

こどもが安心して外出し、のびのびと遊ぶことができるような環境の整備に努めていきます。地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携・協力して、自然とのふれあいの場や体験活動の機会など、こどもの成長に応じた適切な支援が受けられる、子育てしやすい環境の整備を進めます。

また、災害に強い町にするためのインフラ整備の充実、安全な道路交通環境や防犯・防災といった観点からも、安心して子育てできる環境づくりに取り組みます。

(6) 職業生活と家庭生活の調和の実現を推進する

核家族化や共働き家庭の増加などの社会状況の変化によって、保育ニーズが高まっています。さまざまな子育て不安や負担感の軽減をはじめ、安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりの観点から、多様な保育サービスや放課後児童対策の充実を図っていくとともに、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による共育てを促進し、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。

4 こども数の推計

各年度の推計こども数（0～17歳）は次の通りです。令和2年から令和6年の4月1日の住民基本台帳人口、令和3年から令和5年の母親の年齢別出生数、男女別出生数を基に推計しています。

こども数は、令和11年には令和6年の3,273人から709人減少して2,564人になると推計されます。年齢別にみると、すべての年齢で減少し、5歳以下は各年齢で100人以下となっています。

図表3-1 目標年度のこども数（0～17歳）の推計

単位：人

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～17歳	3,273	3,133	2,969	2,828	2,696	2,564
0～2歳	293	281	264	265	257	251
0歳	82	90	85	83	82	79
1歳	104	85	93	88	86	85
2歳	107	106	86	94	89	87
3～5歳	397	360	336	310	296	278
3歳	113	108	107	87	95	90
4歳	134	116	111	110	89	97
5歳	150	136	118	113	112	91
6～8歳	460	456	428	414	377	353
6歳	134	152	138	120	115	114
7歳	168	136	154	140	122	117
8歳	158	168	136	154	140	122
9～11歳	663	586	544	462	458	430
9歳	218	158	168	136	154	140
10歳	210	218	158	168	136	154
11歳	235	210	218	158	168	136
12～14歳	709	717	703	668	591	549
12歳	254	236	211	219	159	169
13歳	226	255	237	212	220	160
14歳	229	226	255	237	212	220
15～17歳	751	733	694	709	717	703
15歳	241	230	227	256	238	213
16歳	265	240	229	226	255	237
17歳	245	263	238	227	224	253

（注）令和6年度は4月1日の住民基本台帳人口

5 施策の体系

基本目標1 子育てに喜びを感じられる家庭づくりを支援する

基本施策	
1) 必要な教育・保育サービスを確保する	平日昼間の教育・保育サービスの確保
	教育・保育内容の充実
2) 地域子ども・子育て支援事業等を推進する	緊急時等の預かり型サービスの充実
	訪問型サービスの充実
	相談等の充実
3) 子育て世代の安定的な家庭づくりを応援する	子育て中の家庭の経済的負担を軽減する
4) すべてのこどもが地域で大切に守り育てられる環境をつくる	障がい児・医療的ケア児やその家庭への支援を推進する
	児童虐待防止の取組を強化する
	こどもの貧困対策、ヤングケアラー等の支援を推進する

基本目標2 こどもが元気で、心豊かに、学び、遊び、生きる力を育む

基本施策	
1) こどもの学ぶ喜びを育み、生きる力を養う教育を充実させる	乳幼児期の情操教育を推進する
	生きる力を育む学校教育の充実を図る
	やさしさや思いやりのある心の教育に取り組む
	こどもが異文化に触れる機会を確保する
	こどもが自発的にやりたいことができる環境を整備する
	SNS等の情報リテラシー教育を推進する
2) こどもが夢を育める遊びや活動の機会をつくる	夢を育める機会や場の整備に努める
	一人ひとりの個性に合ったスポーツに打ち込める体制づくりに努める
3) 次代の親として成長することを支援する	若い世代の子育て意識を醸成する
	若者の自立支援を推進する

基本目標3 安心安全な出産と、こどもの健やかな成長を支援する

基本施策	
1) 妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援を充実させる	安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援体制を図る
	乳幼児期のこどもの発達を支援する
2) 心身の健康づくりを促進する	こどもの年齢に応じた健康促進を図る
	病気に対する予防体制を充実する
	食育を推進する
3) 身近で安心できる医療体制を整える	地域医療連携を推進する

基本目標４ 地域ぐるみで子育て・子育てを応援する

基本施策	
1) 身近な地域での交流関係を推進する	多様な主体者による自発的な活動を支援する
	地域の子育て支援拠点を充実する
	個人や団体間の連帯づくりを推進する
2) 青少年を育む地域づくりを推進する	家庭教育を支援する
	地域の教育力の向上を支援する
	こどもの居場所づくりを推進する
3) こどもの健やかな成長を支える地域づくりを推進する	こどもたちが家族ぐるみで楽しく参加できる場や機会を提供する
	こどもと家族に対する支援のための連携体制を整備する

基本目標５ こどもが豊かな自然の中で安全で健やかに成長できる環境をつくる

基本施策	
1) こどもが自然とふれ合える環境づくりをする	こどもと自然のふれあいの場や機会をつくる
	こどもが夢を育める遊び場や活動の場を整備する
2) 強固な防災体制の構築を図る	災害に強い町にするためのインフラ整備の充実を図る
	個人・家庭の防災意識を高める
3) 地域ぐるみでこどもの安全対策を推進する	地域の防犯・交通安全意識の高揚を図る
	地域ぐるみ安全対策の企画調整をすすめる
	防犯グループの活動を支援する

基本目標６ 職業生活と家庭生活の調和の実現を推進する

基本施策	
1) 働きながらも、こどもを産み育てられる環境をつくる	男女の仕事と生活の調和
	多様な働き方に対応する子育て支援サービスを充実する
	職場における母性保護と健康の確保の推進に努める
	事業所への働きかけを推進する
2) 子育て世代の就労を応援する	子育て中の家庭の就労を応援する

第4章 施策の展開

基本目標1 子育てに喜びを感じられる家庭づくりを支援する

1 必要な教育・保育サービスを確保する

本町においては、出生数は低下傾向にあり、待機児童はありませんが、多様化する保育ニーズに対応するため、教育・保育施設の改修・整備や、幼稚園、保育園、認定こども園等との連携強化により、低年齢児保育、一時預かり保育等にかかるサービスを充実するなど、多様な教育・保育サービスを確保するとともに、保育人材の確保など保育の質の向上に向けた取組を推進します。

また、中長期的な視点から、保育園の再編について検討していきます。

(1) 平日昼間の教育・保育サービスの確保

事業名	事業概要	主担当課
平日昼間の教育・保育サービスの確保	幼児教育・保育の無償化や、女性就業率の上昇に対応するため、保育士の確保等に努め、途中入園への対応、0歳児の受け入れ体制の整備を図ります。	子育て支援課 学校教育課
保育施設等の整備	幼児教育・保育施設については、出生数の減少を勘案し、また、小学校と連携を図りながら全体的な再編等を検討していきます。	子育て支援課 学校教育課

(2) 教育・保育内容の充実

事業名	事業概要	主担当課
特色ある保育の充実	のびのびと過ごせる環境、個性を伸ばす保育、園外保育・体験的学習・交流など人や自然に接する保育など、各園が地域と連携して、地域にあった特徴ある保育に取り組んでいきます。	子育て支援課
幼児教育の質の向上と保育士の資質の向上	幼児教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培ううえで大変重要です。幼稚園・保育園・認定こども園等を通じた幼児教育全体の質の向上に取り組みます。保育士等の研修を充実し、専門性向上と質の高い人材の確保を行います。	子育て支援課 学校教育課

幼児教育と小学校教育の円滑な連携	小学校での学級崩壊、小一プロブレムなど、家庭はもちろん、幼稚園・保育園・認定こども園等との連携を図りながら解決していくべき課題は少なくありません。このため、幼稚園・保育園・認定こども園等、小学校が、課題、一貫した方針、発達段階に応じた必要な指導などを共有し、各教育課程の編成への活用、問題への対応ができるよう連携を強化していきます。	子育て支援課 学校教育課
------------------	--	-----------------

2 地域子ども・子育て支援事業等を推進する

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法に定められた市町村が地域の実情に応じて実施する事業であり、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を目指しています。新たに制度化された事業もあり、体制整備を進めます。

また、母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）と児童福祉機能（子ども家庭総合支援拠点）双方の機能の一体的な運営を行うこども家庭センターが制度化され、本町では令和6年度に設置しており、支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランを作成し、必要なサービスにつないでいけるよう体制を構築していきます。

(1) 緊急時等の預かり型サービスの充実

事業名	事業概要	主担当課
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施	保育園等に通っていない未就労家庭のこどもを保育施設に預けることができるこども誰でも通園制度については、令和8年度から、民間の事業所に委託して実施します。事業の内容としては、こどもに対して適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者に対して心身の状況や養育環境を把握するための面談、子育てについての情報提供、助言その他の援助を行います。	子育て支援課
延長保育事業の推進	保護者の就業時間などに対応するため、通常の保育時間を超えて（保育時間の前後に）行う延長保育については、5園で実施します。	子育て支援課

事業名	事業概要	主担当課
一時預かり事業の推進	ア 幼稚園の預かり事業 幼稚園の一時預かり事業については、幼稚園・認定こども園で実施します。 イ 未就園児の一時預かり事業 保育園等に入園前のこどもの保護者が疾病や仕事、育児に伴う心理的負担など一時的に家庭での保育が困難となった場合に、保育園等で一時的に預かります。保育園2園と、認定こども園4園で実施します。これに加え、ファミリー・サポート・センター事業での預かりも可能です。	子育て支援課 学校教育課
病児・病後児保育事業の推進	病気やけがの回復期にあるこどもが、集団や家庭で保育できない時に預かる病児・病後児保育について、病児・病後児保育室「ひまわり」（定員3人）で実施します。	子育て支援課 社会福祉協議会
放課後児童健全育成事業の充実	小学校区ごとに開設している放課後児童クラブにおいて、授業の終了後等に家庭に代わる適切な遊びや生活の場を提供して、仕事と子育ての両立支援と児童の健全な育成を図ります。高いニーズに対応するため、学校の空き教室を活用し、小学校と連携を図りながら希望者の受け入れ数を拡充していきます。 また、学校との連携を強化し、地域のボランティアや保護者が協力し子育ての責任を果たせるように、運営や活動に協力する機会を設けて事業を推進します。	子育て支援課
子育て短期支援事業（ショートステイ）の推進	保護者の疾病や育児疲れ、仕事その他環境上の理由により、家庭でのこどもの養育が一時的に困難になった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、児童養護施設等で一定期間こども及び保護者を預かります。「樹心寮」、「大野慈童園」、「乳幼児ホームまりあ」への委託に加え、里親と個別契約を締結し、受入れの幅を増やします。	子育て支援課

(2) 訪問型サービスの充実

事業名	事業概要	主担当課
子育て世帯訪問支援事業（家庭支援事業）	子育て世帯訪問支援事業は、訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。令和6年度に設置したこども家庭センター（役場・子育て支援課）において事業を開始しており、事業の周知を図り、利用を促進します。	子育て支援課
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）の推進	母子保健推進員又は保健センター保健師が、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。	保健センター
養育支援訪問事業の推進	乳児家庭全戸訪問事業やその他により把握した養育者を支援することが特に必要と認められる乳児やその保護者に対して、保健師等が自宅を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行います。	保健センター
ファミリー・サポート・センター事業の推進	こどもの預かりなどの援助を受けたい人（依頼会員）と、援助を行いたい人（提供会員）が地域で相互に助け合うファミリー・サポート・センター事業（コミュニティママ子育てサポート事業）については、事業のPRに努め利用を促進します。病児・病後児の預かりや、急な仕事などでこどもの預かりが必要な緊急時もサポートすることができるよう、広域のファミリー・サポート・センター、NPO法人等とのネットワークをつくり協力を得て、提供会員の研修や医療機関との連携など体制整備を推進します。	子育て支援課 社会福祉協議会

(3) 相談等の充実

事業名	事業概要	主担当課
こども家庭センター	令和6年4月、子育て支援課内にこども家庭センターを設置したところです。この相談機関は、「子育て世代包括支援センター」と「こども家庭総合支援拠点」の2つの機能を統合し、一体的な支援を行うことができる新しい拠点です。全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有しており、児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談、支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を行います。	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業の推進	未就学児のこどもとその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で子育てに関する情報交換や交流、仲間づくりができる場所を提供する地域子育て支援拠点事業については、3か所の子育て支援センターにおいて実施していきます。	子育て支援課
利用者支援事業の推進	子育て支援センター又は児童館において、保育園等や地域の子育て支援の利用について情報集約と提供を行うとともに、こどもや保護者からの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整を行います。	子育て支援課
親子関係形成支援事業（家庭支援事業）	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童を対象として、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達の状況等に応じた支援を行う親子関係形成支援事業については、令和7年度からこども家庭センターにおいて実施します。本事業では、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。	子育て支援課
情報提供の充実	必要なサービスが適切に利用できるよう、子育て支援等のサービス、経済的支援、イベント等について、手続きや窓口を紹介する子育てハンドブックを毎年作成し、配布します。また、広報紙やホームページでの情報提供の充実を図ります。	子育て支援課

3 子育て世代の安定的な家庭づくりを応援する

児童手当など国の制度に加え、町単独の助成制度により子育て世代の経済的負担の軽減を図ります。

(1) 子育て中の家庭の経済的負担を軽減する

事業名	事業概要	主担当課
福祉医療費助成事業	子育て家庭の医療費の経済的負担を軽減し、こどもの健康の保持及び増進を図るために高校修了までの医療費の自己負担額を助成します。	健康福祉課
児童手当の拡充	次世代の社会を担うこども一人ひとりの成長を社会全体で応援するために、高校修了までの児童生徒を対象に、国の制度に従い円滑に実施します。	子育て支援課
ひとり親家庭への経済的支援	ひとり親家庭の保育料の軽減や小・中学校・幼稚園の就学、就園が経済的な理由で困難な保護者に対して援助を行います。この他にも児童扶養手当の支給、医療費の助成などを行います。	子育て支援課 学校教育課
すくすく赤ちゃん券支給事業	次世代を担う子の出生を祝うとともに、子育ての経済的負担を軽減するため、子育てに必要な紙おむつやミルク等の育児用品を購入できる助成券とおむつ用ゴミ袋を交付します。なお、令和3年9月から育児用品等の用途制限を撤廃し、指定の事業所で生活用品の商品全てに利用できるよう拡充を図っています。	子育て支援課
小中学生の就学援助	経済的な理由で就学困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品費・通学用品費・校外活動費・修学旅行費・新入学児童生徒学用品費・給食費・オンライン学習通信費等を援助します。	学校教育課
特別支援教育就学奨励費補助事業	特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者に対し、学用品費・通学用品費・校外活動費・修学旅行費・新入学学用品費・給食費などを援助します。	学校教育課
実施徴収に係る補足給付（給食費）	未移行幼稚園に対して、副食費の助成を行います。	学校教育課

4 すべてのこどもが地域で大切に守り育てられる環境をつくる

障がいのあるこどもや医療的ケアの必要なこどもが、がそれぞれの可能性を伸ばしながら成長できるよう、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない支援に努めます。また障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、サービスの充実を図るとともに、障がい者理解の促進に努め、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

また、児童虐待防止対策の充実として、こども家庭センターを設置し、サポートプランの作成、家庭支援事業等のサービスの利用による虐待の予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭への支援を、切れ目なく、効果的に実施していきます。

さらに、生活困窮家庭等への支援、ヤングケアラーや複合的な課題を抱える家庭への支援体制の充実を図ります。

(1) 障がい児・医療的ケア児やその家庭への支援を推進する

事業名	事業概要	主担当課
障がいの早期発見、発達支援	障がいの早期発見、発達支援につなげるため、乳幼児健康診査や乳幼児相談等を実施し、経過観察の必要なこどもに対しては、乳幼児相談や訪問指導、子育て支援センターの発達支援教室（うさちゃんひろば）などを通して継続的な支援を行います。また、発達支援が必要な場合にはことばの教室（児童発達支援）、さらに専門医療機関の紹介など、障がいの程度や発達段階に応じて適切な支援が受けられるよう、保健センター、幼稚園・保育園・認定こども園、子ども相談センターなどとの連携を図り、支援していきます。 さらに、巡回訪問や教育相談会の場を通して児童生徒の実態把握をし、適切な支援が行えるよう学校・福祉部局と連携を図っていきます。	健康福祉課 子育て支援課 学校教育課 保健センター
児童発達支援（ことばの教室）の充実	児童発達支援施設「池田町ことばの教室」では、いろいろな遊びを通して豊かな感情や自発性を養い、運動機能や生活全体を高めていく中で、ことばの発達を促し、集団適応を助けることをねらいとしています。また、就園先との連携を図り、指導の専門性を高めるなどこどもによりよい支援ができるよう充実を図ります。就学後も、関係機関との連携を図り継続した支援を行うことができるよう努めます。	健康福祉課 子育て支援課

事業名	事業概要	主担当課
放課後等デイサービスの推進	小学生から高校生までの特別な支援を必要とするこどもを対象として、放課後や夏休み等の長期休暇中に、施設等において生活能力向上のための訓練等を提供し、放課後等の居場所づくりを行います。また、家族のリフレッシュを図ります。	健康福祉課 社会福祉協議会
「障がい児保育」の充実	障がいのあるこどもに考慮した保育士の配置、職員の研修による専門性の向上など、「障がい児保育」の充実を図ります。障がいのあるこどももいないこどもも、ともに保育を行い、障がいのあるこどもの発達を促し、同時に、障がいのないこどもへのノーマライゼーション理念の浸透を図ります。また、学校との連携を図り、個々に応じたより良い支援教育につなげます。	子育て支援課
保育園等訪問支援の推進	ことばの教室等で特別な支援を必要とするこどもの指導経験のある保育士等が、保育園等を訪問し、特別な支援を必要とするこどもが集団生活に適應するための専門的な支援を行い、障がい児のインクルージョンを推進します。	子育て支援課 保健センター
障がい児の相談体制の充実	保護者がこどもの障がいを受け入れ、発達に応じた訓練や治療につなげるためには、十分な説明と継続的な支援が必要です。各種の研修の活用、関係機関・施設との情報交換などで、担当職員の相談・指導力の向上に努めます。子ども相談センター、発達障害支援センター、こども家庭センター、池田町ことばの教室など、各種相談機関との連携を強化し、適切な相談・助言を行っていきます。	健康福祉課 子育て支援課
地域療育システム支援事業の推進	住み慣れた地域で必要な療育が継続して受けられるよう、医療機関、保健センター、ことばの教室、保育園等、学校、健康福祉課・子育て支援課等との連携を深め、地域資源を活かした療育支援体制を整備します。	健康福祉課
医療的ケア児等コーディネーターの配置	医療的ケア児等コーディネーターを役場に配置しており、さらに町内の事業所へ向けてコーディネーター研修を推奨し、より強固な医療的ケア児支援の基盤を構築することを目指します。	健康福祉課

事業名	事業概要	主担当課
障がいの理解促進 研修・啓発事業	町の広報誌等に障がいに関する情報を掲載し、周知します。 教職員に対して、特別支援教育に関する研修を継続して行っています。また、障がいのある人が関わる団体や事業所と連携し、町内の企業や教育機関での障がいへの理解を促進する事業の実施を検討します。	健康福祉課 学校教育課 社会福祉協議会
特別児童扶養手当 の支給	知的、精神又は身体に障がいを有する20歳未満の児童の健全育成と福祉の増進を図ることを目的に、中程度以上の障がいのある児童を養育している父母等を対象に、国の制度に従い円滑に実施します。	健康福祉課

(2) 児童虐待防止の取組を強化する

事業名	事業概要	主担当課
こども家庭センターによる児童虐待の予防	令和6年4月、子育て支援課内にこども家庭センターを設置しました。この相談機関では、支援を要するこども・妊産婦等への支援をつなぐためのサポートプランの作成を行い、関係機関等と連携して、子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業等の必要なサービスを提供するなど、虐待の予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭への支援を、切れ目なく、効果的に実施していきます。	子育て支援課 保健センター
こどもを守る地域ネットワーク	福祉、医療、保健、教育、警察等の関係機関が連携し、情報を共有し、こども虐待の予防、早期発見・早期対応を行う子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化を図ります。新たに設置した子ども家庭センターとの連携を図るとともに、地域全体でこどもを守る支援体制を構築するため、NPO法人やボランティア等民間団体の参加を得て取り組みます。	子育て支援課

(3) こどもの貧困対策、ヤングケアラー等の支援を推進する

事業名	事業概要	主担当課
ヤングケアラー支援	子ども・若者育成支援推進法の改正を踏まえ、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」(ヤングケアラー)への相談・支援の強化を図ります。具体的には、学校等関係機関との情報共有、各種の介護・福祉・保健事業等からの情報により、支援の必要性の高いヤングケアラーの把握に努め、その状況や本人の受け止めに応じこども家庭センターでサポートプランを作成するなどして、サービスの活用、経済的支援など、具体的な支援につなげていきます。	子育て支援課
ダブルケア、トリプルケアなど複合的な課題への支援体制の整備	育児と親などの介護を一人の人が同時期に抱えるダブルケア、さらには自分自身のケアや、複数の親等の介護が重なるトリプルケアなど、支援の必要な子育て家庭については、こども家庭センター、地域包括支援センターなど、各相談機関が連携して適切な支援ができるよう、重層的支援体制を整備していきます。	子育て支援課
自立相談支援事業	生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業として、さまざまな生活の課題を抱える相談に対して、自立に向けた包括的、継続的な支援を行います。	健康福祉課 社会福祉協議会
ひとり親家庭の自立支援の推進	ひとり親家庭が増加している中で、こどもの健全な育成を図るために、生活や仕事、こどものことや日常の悩み、利用できる福祉サービス、特に自立・就業の支援を大切にして相談や情報提供に努めます。	子育て支援課 学校教育課

基本目標２ こどもが元気で、心豊かに、学び、遊び、生きる力を育む

1 こどもの学ぶ喜びを育み、生きる力を養う教育を充実させる

こどもたちに基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度などの確かな学力を身につけさせるため、教育内容・方法の一層の充実を図ります。

また、幼児期からのこどもの発達や学習の連続性を重視し、学ぶ意欲や自尊感情を高める取組を推進し、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育む学校教育を含めた教育環境を整備するとともに、町の特徴を活かした教育を推進します。

なお、こども数の減少を踏まえた小学校等の再編について検討を進めます。

さらに、こどもの権利の趣旨について、さまざまな機会を活用し、幅広く市民への啓発を行うとともに、こどもの視点に立った施策の実現に努めます。こども自身・保護者などが、こどもの権利について、困った時に気軽に相談できる体制を充実するとともに、いじめ等を受けたこども自身からの相談が受け入れやすいような配慮を行い、こども自身をサポートしていきます。

(1) 乳幼児期の情操教育を推進する

事業名	事業概要	主担当課
異年齢交流の推進	保育園等、児童館、地域子育て支援センターなどにおいて、異年齢交流の機会を充実し、乳幼児期の情操教育を推進します。さらに、異年齢の交流に加え、小学校との接続へも力を入れていきます。	子育て支援課
地域活動事業の推進	地域の高齢者とのふれあい活動や地域の福祉施設の訪問を通し、さまざまな人とかかわりあいながら、共に育ち合う保育を推進します。	子育て支援課
絵本であい教室（ブックスタート）の充実	図書館が乳児健康診査の機会等を利用し、絵本の楽しさ、読み聞かせによる乳児の発達や良好な親子関係づくりの大切さなどを伝えていきます。また、保健センターには図書館が選定した「絵本であい文庫」や妊婦や子育てに関する本などもそろえた「こども文庫」を設置します。	保健センター 図書館

(2) 生きる力を育む学校教育の充実を図る

事業名	事業概要	主担当課
特色ある学校づくりの推進	地域や各校の特色を生かした学校づくりを推進します。	学校教育課
学力の確実な定着を図る学習活動の充実	学力の低下が危惧されることから、研究指定校による先進的な授業の改善に取り組むとともに、各校において少人数指導等の指導法の工夫改善により魅力ある授業づくりを推進し、学習意欲を高めていきます。また、こどものうちから読書の素晴らしさを伝え、読みとる力や考える力、考えをまとめる力を培っていきます。	学校教育課
体験活動・校外学習の充実	総合的な学習の時間などにおいて、自然体験、職場体験、保育体験、福祉体験など、地域の人々や自然とかかわる体験活動・校外学習の充実を図り、実体験を通して生きる力や人間性を育んでいきます	学校教育課
インクルーシブ教育の推進	特別支援学級の担当教員の指導力の向上を図るとともに、町単独採用講師として特別支援学級支援員、特別支援教育アシスタント、相談員等を配置し、障がい児の個性や適性に応じたきめ細かな教育指導を推進します。また、特殊な医療行為等を要する児童の受け入れ体制は不十分ですが、インクルージョンの理念のもと、可能な限りのインクルーシブ教育体制の構築を図ります。	障がい者計画から 学校教育課
合理的配慮の提供	児童生徒一人ひとりの特別な支援を必要とする状態や教育的ニーズ等に応じて、デイジー教科書などの教材、意思疎通支援、施設のバリアフリー化など合理的配慮の提供を図ります。	学校教育課
情報教育の推進	情報教育を推進するため、小学校校内LANなど基盤の整備を行うとともに、IT機器を活用して、指導法の工夫改善を進めます。また、ハード面の整備と合わせて、氾濫している情報を適切に利用できるようNPOや地域住民と協力しながらサポート体制を構築していきます。	学校教育課
健やかな体の育成（体力づくりの実践、部活動の充実と参加促進）	アスリート招致事業を活用したり、部活動指導者として地域指導者を招いたりして健やかな体の育成に努めます。特にスポーツについては、こどもの基礎体力の低下が危惧されることから、参加を促進します。	学校教育課

(3) やさしさや思いやりのある心の教育に取り組む

事業名	事業概要	主担当課
道徳教育の充実	自己を見つめる力と他を思いやる心を育てる道徳教育の充実を図ります。また、豊かな人間関係を築く力を育み、こども同士の幅広い仲間づくりを促進する指導を実施していきます。地域で活動している人を講師とした授業を採り入れ、実践的な地域活動と結びつけた道徳教育の充実を図ります。	子育て支援課 学校教育課
情操教育の充実	伝統芸能の観賞教室やオーケストラによる音楽観賞教室などの開催を通して、情操教育を推進します。	子育て支援課 学校教育課
福祉教育の充実	福祉教育はこどもの意識を大きく変えることから、社会福祉協議会と連携し、引き続き総合的な学習の時間などにおいて実施していきます。保育体験、社会福祉施設等での障がいのある児童や高齢者との交流、支援方法の学習などを実施するとともに、地域で福祉活動を行っている人を講師として招き、福祉の心を育んでいきます。	健康福祉課 子育て支援課 学校教育課
いじめや不登校などへの対応	不登校などの学校不適応については、スクールカウンセラー等による相談体制の充実に努めます。スクールカウンセラーによる担任教員へのアドバイスなど、学校全体で問題解決に向けて支援する体制を築きます。 深刻ないじめの問題に対し、道徳教育の改善・充実が図られることを踏まえ、道徳・人権教育を推進するとともに、携帯電話やスマートフォン、インターネットの利用に関する情報モラル教育の一層の推進を図ります。 また、いじめ等による自殺を未然に防止するため、日頃の児童生徒の観察、定期的なアンケートの実施などにより、児童生徒の様子把握に努めます。	学校教育課
相談機関の充実	臨床心理士などの専門家を招いて行う教育相談、ほほえみ相談を増やすなどの充実を図るとともに、多様化する相談に対しては、スクールソーシャルワーカーも対応し解決に努めていきます。	学校教育課
学校、家庭、地域の連携	こどもの心の教育は、学校だけでなく、家庭、地域がそれぞれに役割を果たし、また連携して取り組む課題であるという共通認識をもって推進していきます。家庭の教育力を高める講座等を開催するとともに、人や自然とふれあう中で心を育む体験活動、校外学習などを地域、学校が連携して実施	子育て支援課 社会教育課

	していきます。さらに、社会教育法の改正による、学校を核とした地域づくりの方針のもと、「地域学校協働活動本部」の設置を進めていきます。	
--	--	--

(4) こどもが異文化に触れる機会を確保する

事業名	事業概要	主担当課
国際理解教育の推進	生きた外国語を学び、国際理解を深めるため、小中学校におけるALT(外国語指導助手)とJALT(英語活動支援員)による英語教育やサマースクールなどの充実を図ります。	学校教育課
外国語活動の充実	小学校では外国語(英語)を1年生から6年生まで年間を通じて学習します。保育園等で専門講師による英語教室を開催するなど、外国語に親しむ活動を取り入れます。	学校教育課 子育て支援課

(5) こどもが自発的にやりたいことができる環境を整備する

事業名	事業概要	主担当課
芸術鑑賞機会の提供	生涯学習の一環として、こども、親子向けコンサート、ミュージカル、演劇などの鑑賞機会の充実に努めます。町や地域の行事に参加し、発表の機会をつくり、参加を促します。	学校教育課 社会教育課
図書館の児童読書推進(としよまるくん事業)	生涯にわたる読書習慣につなげるために、保育園児が図書館で定期的な読書活動ができるよう、園児送迎バスの運行を行い、本の貸出しや職員による絵本のよみきかせなど児童読書の推進を図ります。	子育て支援課 図書館
文化活動の推進	こどものときから芸術文化にふれたり、活動したりするこどもの文化活動を推進します。また、公民館の各イベントにおいて、小中学生の作品展示を行います。	学校教育課 社会教育課
こどもの自主活動への支援	こどもたちに興味関心を持たせ、自らが考え、主体的に活動できる場の提供を行います。 具体的には、中学校の生徒会活動や小学校の学級活動など、主体的な活動を大切に取り組みます。また、ジュニアリーダーズクラブ活動については、効果的な指導ができるよう随時内容を見直していきます。	学校教育課 社会教育課

(6) SNS等の情報リテラシー教育を推進する

事業名	事業概要	主担当課
情報モラル教育の推進	インターネットやスマートフォン等の危険性やコミュニケーショントラブルなどを未然に防ぐための教育を推進し、保護者への積極的な周知も図ります。	学校教育課
ICT教育の推進	ICTを活用し、生徒自らが課題に対しての解決手段や方法を収集し、解決できる力（情報機器操作活用能力・情報発信能力等）を身につけることができるよう、ICT教育の推進を図ります。	学校教育課

2 こどもが夢を育める遊びや活動の機会をつくる

こどもがのびのびと遊べる場の確保とともに、こどもが安全に遊ぶことができ、親も安心してこどもを遊ばせることができる場の充実を進めるため、地域の集会所や公園などの積極的な活用を今後も進める一方、関係団体や関連する機関、地域の協力を得ながら、安全に外で遊べる環境づくりに努めます。

また、スポーツをする機会を通じて、交流、競技力及び体力の向上を図り、こどもが健やかに育ち、一人ひとりが生涯にわたってスポーツに親しむことのできる資質・能力の育成を目指します。

(1) 夢を育める機会や場の整備に努める

事業名	事業概要	主担当課
科学・自然体験教室の充実	こどもが体験しながら学べる科学・自然体験教室の整備・充実を図ります。	子育て支援課 学校教育課 社会教育課
こども・親子が参加できる講座・教室・イベント等の充実	児童館などでこどもや親子で気軽に参加できるイベントや講座・教室など遊びの場の充実を図ります。生涯学習の一環として、こどもや親子を対象とした各種教室・講座を、身近な公民館等の地域施設において実施します。 池田っ子チャレンジ教室については、要求課題と時勢に合った必要課題を把握し、今後も事業計画を検討していきます。	子育て支援課 社会教育課

事業名	事業概要	主担当課
乳幼児期の遊びの重要性の啓発活動	こどもが遊び込める環境をつくり、こども自身で玩具や遊びに使う道具を作り、テレビゲームなどにはない遊びのおもしろさを味わわせていきます。	子育て支援課

(2) 一人ひとりの個性に合ったスポーツに打ち込める体制づくりに努める

事業名	事業概要	主担当課
総合型スポーツクラブの充実	こどもから高齢者まで、生涯にわたってスポーツに親しむため、総合型地域スポーツクラブの充実を図ります。	総合体育館
スポーツ少年団活動の活性化	指導者の発掘・養成に努め、誰もが参加できる組織づくりを目指します。	総合体育館
スポーツ教室の充実	指導者の発掘・養成に努め、誰もが参加できる組織づくりを目指します。	総合体育館
スポーツ指導者の育成・発掘	ちびっこ元気教室や総合型地域スポーツクラブによるこどもや親子が参加するスポーツ教室の充実を図り、スポーツを通して心豊かなこどもの育ちを支援します。	総合体育館

3 次代の親として成長することを支援する

これから親になっていくこども・若者が、結婚やこどもを生み育てることに行き過ぎた不安や負担感を抱かず、夢を持てるよう、これからも啓発を進めます。

(1) 若い世代の子育て意識を醸成する

事業名	事業概要	主担当課
子育て意識の啓発	男女が協力して家庭を築くことや、こどもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について各分野が連携し、効果的な取り組みを推進します。	子育て支援課 学校教育課 社会教育課
学校教育におけるからだや性にかかる教育の充実	学校では、小学校3年生より保健領域の中で、児童生徒の発達段階に応じて「からだ」や「性」にかかる教育を進めています。より充実できるよう、道徳や学級活動で行う「いのちの教育」等とつなげて指導を進めていきます。	学校教育課

事業名	事業概要	主担当課
児童・生徒と乳幼児のふれあい事業の促進	小学生においては保育園児との交流を行うなどふれあい事業を促進します。中学生や高校生では、授業の一環（キャリア教育の一環としての職場体験）として、幼稚園や保育園等において保育体験を行います。児童館や支援センターにおいて乳幼児や保護者と交流し、命の尊さや子育ての楽しさを感じることによって、健全な母性・父性を育んでいきます。 児童館行事を通して小、中、高校生がボランティア活動を行い、乳幼児や異世代とふれあう機会をつくります。	子育て支援課 学校教育課

(2) 若者の自立支援を推進する

事業名	事業概要	主担当課
若者の自立意識の高揚	フリーター、パラサイトシングル、あるいはニートといった言葉で表されるように、学校卒業後も自立しない若者が増加しています。結婚する・しない、こどもをもつ・もたないことなどは個人の自由な選択によることは言うまでもありませんが、自立の意識が薄れてきていることが、家庭をもたない、もてない原因の一つとも考えられます。このことから、学校と企業等が協力した職場体験やインターンシップなどキャリア教育を促進します。	学校教育課
若者の就労支援	関係機関と協力して、キャリア教育を推進し、さまざまな職種の人から話を聞くなど若者の就労に関する情報を提供していきます。	子育て支援課 学校教育課
出会いの場づくり事業	若い世代が中心となったまちづくり、ボランティア活動、各種イベントを企画し、企画・活動を通じた出会いの場づくりを推進します。	健康福祉課 社会福祉協議会

基本目標3 安心安全な出産と、こどもの健やかな成長を支援する

1 妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援を充実させる

母親が安心して妊娠・出産に臨めるよう、訪問指導など、妊娠期から支援を行うとともに、こどもの発育・発達への支援に取り組み、妊娠期からの切れ目のない支援を行うことで、こどもの健やかな成長や発達を支援します。

(1) 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援体制を図る

事業名	事業概要	主担当課
産後ケア事業の推進	産後ケア事業は、出産後概ね1年以内の母子で、心身の不調や育児不安がある人等に対して、助産師や保健師等による心身のケアや育児のサポート等を行うものです。令和3年度から居宅訪問型（アウトリーチ型）を開始し、令和6年度からは、宿泊型（ショートステイ型）、通所型（デイサービス型）を導入し、支援体制の充実を図っており、産後も安心して子育てができる支援体制を確保していきます。 こども家庭センターにおける困難事例などに対する受け皿ともなることから、連携して事業を推進していきます。	保健センター
妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）	妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて、さまざまなニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施します。	保健センター
妊婦支援給付金（出産・子育て応援交付金）	妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援（計10万円相当）を実施します。なお、上記の妊婦等包括相談支援事業と効果的に組み合わせて妊娠中の身体的、精神的、経済的な負担の軽減のための総合的な支援を行います。	保健センター
女性の健康診査の推進	自分の健康状態を確認し、生活習慣病を予防するため、他に受診の機会がない女性を対象とした健康診査の受診を推進します。受診者には結果説明と個人の状態にあわせた栄養、運動、喫煙など生活習慣改善方法について情報提供し、動機づけの機会となるよう支援体制の整備に努めます。また、必要に応じて早期治療につながるよう受診勧奨します。	保健センター

事業名	事業概要	主担当課
妊産婦健康診査の推進と受診率の向上	健やかな妊娠と安全な分娩のため、貧血、妊娠高血圧症候群などの早期発見と胎児の発育確認を行う妊婦健康診査は重要となります。母子健康手帳交付時などにおいて健診の受診勧奨を行い、受診率の向上を図るとともに生活指導を行います。妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠・出産ができるよう、14回までの妊婦健康診査、妊婦歯科健診、2回の産後健診にかかる費用を助成します。	保健センター
妊婦相談や両親学級の充実	妊娠届出時に母子健康手帳交付とあわせて不安や悩みを聞き、安心して妊娠期を過ごすことができるよう相談の機会とします。また、家族の状況や養育環境などを把握し、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供を検討します。両親学級「はじめの一步パパ・ママの会」では、妊婦と夫に対する妊娠出産の準備教育や子育て支援に関する情報提供することで、妊娠期からの切れ目のない支援体制の整備に努めます。	保健センター
プレママ保育園の推進	「遊びの広場」や園庭開放を通して、妊娠中から出産後にわたる子育てを保育園等や子育て支援センターでサポートします。	子育て支援課 保健センター
不妊相談への支援、治療費の助成	不妊の悩みをもつ人に対して、不妊治療やその助成制度などについて情報提供を行います。体外授精及び顕微鏡授精以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと診断された人を対象とする特定不妊治療費助成事業について周知を図り、治療費を助成します。	保健センター

(2) 乳幼児期のこどもの発達を支援する

事業名	事業概要	主担当課
乳幼児健康診査の充実	健診の場における医師（内科・歯科）、ことばの教室指導員、保健師、栄養士、歯科衛生士などスタッフの確保に努めるとともに、資質の向上を図ります。また、健診を、育児の交流の場や、話を聞いてもらえる安心の場として活用していきます。	保健センター
乳幼児健康診査のPRと未受診児への支援	乳幼児期はこどもの発育発達のうえで非常に大切な時期にあたることから、健診のPRに努め、受診を勧奨します。未受診児については、電話相談、家庭訪問などを行い、関係機関と連携を図りながら支援に努めます。	保健センター

事業名	事業概要	主担当課
乳幼児相談や教室の充実	毎週水曜日の乳幼児相談日では、個別相談、必要に応じて身体計測や発達チェックを行い、保護者の不安や孤立感の軽減を図ります。また、乳幼児を対象とした教室では、他の機関と協働して実施し、内容の充実を図ります。	保健センター
保育園等における乳幼児の発達に沿った援助	乳幼児の基本的生活習慣の確立への支援を行います。保護者とともにこどもの成長の喜びを共有し、一人ひとりの発達過程や心身の状況に応じた適切な援助を行います。	子育て支援課

2 心身の健康づくりを促進する

各成長発達段階での健康診査や相談を通して、疾病の早期発見と親子の健康維持、障がい
の早期発見、早期治療・発達支援につなげる取組を進めるとともに、妊娠時期からの健
康教育や相談事業を通じて、育児不安の軽減を図ります。健診未受診の乳幼児や妊産婦に
ついては、状況把握を行い、支援が必要な場合は、適切な支援につなげます。

また、ライフステージに応じて暮らしのさまざまな場面の中で、他機関と連携しながら、
食に関する情報提供や学習機会の充実を図ります。参加ができない保護者に対しても、必
要な情報が届くよう、情報提供の充実に努めます。

(1) こどもの年齢に応じた健康促進を図る

事業名	事業概要	主担当課
飲酒・喫煙・薬物乱用防止への教育の推進	喫煙、飲酒、危険ドラッグを含む薬物乱用が健康に及ぼす害や影響について指導、啓発により知識を普及し、その防止に努めます。未成年に喫煙や飲酒、危険ドラッグ等の使用の機会を与えない、注意できる環境づくりを推進します。	保健センター
学校における心の健康づくりに関する情報提供	思春期に多く見られる悩みへの対応、ストレスの解消法、SOSの出し方に関する教育などを行い、保健だよりなどを通じて、家庭に対してもこどもの心の健康づくりに関する情報を提供します。スクールカウンセラーの配置等、相談できる人材を確保し、相談体制や窓口の充実に努めます。	学校教育課

事業名	事業概要	主担当課
正しい生活習慣の確立	偏った栄養や運動不足による肥満、朝食の欠食、睡眠不足など、生活習慣の乱れはこどもの成長に影響を及ぼし、生活習慣病につながります。こどもの時からの正しい生活習慣を身につけ、主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、こどもの年齢に応じた指導の充実に努めます。また、保護者に対しても情報や学習機会を提供することにより、健康の推進を図ることができるよう支援します。保育園、認定こども園及び小中学校での歯科指導や、小中学校における昼食後の歯みがきを実施し、歯みがき方法や歯の健康に関する正しい知識の普及を推進します。	保健センター 子育て支援課 学校教育課

(2) 病気に対する予防体制を充実する

事業名	事業概要	主担当課
予防接種の知識の普及	乳幼児健康診査や教室、訪問指導などの機会を通して、予防接種の知識の普及に努めます。	保健センター
予防接種の実施及び未接種者への勧奨	感染症を予防し、こどもの健康を守るため、予防接種法等に基づき、適切な時期に安心して予防接種を受けることができるよう支援に努めます。また、予防接種状況を乳幼児健診、就学時健診などで把握し、未接種者へ接種を勧奨します。	保健センター

(3) 食育を推進する

事業名	事業概要	主担当課
妊娠前からの食に関する学習の機会や情報提供の推進	妊娠前からの健康的な食生活を目指した学習の機会や情報提供の推進を行います。	学校教育課 保健センター
給食を通じた食育の推進	給食に地域の食材、献立を取り入れるなど、保育園等や学校の給食を生きた食材として活用し、食についての関心を高め、正しい食習慣を身につける食育を推進していきます。	子育て支援課 学校教育課
食の普及・啓発活動の推進	食生活改善推進員による地域のこども・親子・家族を対象に幅広く食の普及・啓発をします。また、普及活動をしていく推進員養成のための栄養教室を開催します。	保健センター

事業名	事業概要	主担当課
栽培・収穫から調理までの体験学習の実施	地域の協力を得ながら、野菜の栽培・収穫から調理までを経験する体験的学習などの機会を提供し、食への関心を高めていきます。	子育て支援課 学校教育課

3 身近で安心できる医療体制を整える

小児救急医療について、関係機関及び近隣市町村との連携により体制整備を推進します。

(1) 地域医療連携を推進する

事業名	事業概要	主担当課
小児医療の充実、小児救急医療体制の推進	休日や夜間の小児救急医療について、関係機関及び近隣市町村との連携により体制整備を推進し、適切に受診できるよう周知を図ります。	保健センター
小児救急電話相談#8000のPR	小児科医師・看護師からこどもの症状に応じた適切な対処の仕方や受診する病院などのアドバイスが受けられる、全国同一の短縮番号#8000の周知に努めます。	保健センター

基本目標4 地域ぐるみで子育て・子育てを応援する

1 身近な地域での交流関係を推進する

地域に住む子どもたちをはじめ、地域に住む大人たちも参加できる異年齢や世代間交流の機会などを充実し、子どもたちが他者の個性や考え方を理解する力を育むことができる環境づくりを進めます。

(1) 多様な主体者による自発的な活動を支援する

事業名	事業概要	主担当課
子育てサークル、子育て支援団体の育成支援	母子保健事業として開催している教室の参加者や地域子育て支援センターや児童館を利用する保護者の交流の場を設けるとともに、自主的に活動する子育てサークル・団体に発展するように育成支援します。	子育て支援課 保健センター
活動の場の提供	こどもや子育てを応援するサークルや団体が安心して活動できる場として、児童館、地域子育て支援センター、公民館等の利用の促進を図ります	子育て支援課

(2) 地域の子育て支援拠点を充実する

事業名	事業概要	主担当課
児童館の充実	児童館は、こどもに遊びを提供し、健康を増進し情操を豊かにする、親子の集いの場づくりやサークルの育成を支援する、子育ての相談・情報提供を行うなど、子育て家庭の支援を行う施設で、町内には4か所整備しています。各児童館には、ぎふ木育ひろばを設置しており、「ぎふ木育」を体験することができます。児童館は地域の力に支えられており、地域の協力を得ながら充実を図っていきます。	子育て支援課
児童館、地域子育て支援センターにおける交流活動の推進	4つの児童館、2つの地域子育て支援センターが各地域に開かれた子育て支援の地域拠点となるような体制づくりを行い、地域交流活動を推進します。	子育て支援課
保育園等の地域活動の促進	保育園等において保育参観や運動会、各種イベントを開催し、地域の高齢者や子育て中の男性、未就園児親子など多世代の交流を促進し、社会全体で子育てを応援する意識を高め、地域に愛される園づくりを推進します。	子育て支援課

事業名	事業概要	主担当課
図書館の幼児読書の啓発	保健センターで実施される3・4か月児健診での絵本のよみきかせ、保護者への絵本紹介等の啓発活動を推進します。	保健センター 図書館

(3) 個人や団体間の連帯づくりを推進する

事業名	事業概要	主担当課
地域におけるこどもの預かりなど相互援助活動の推進	コミュニティママ子育てサポート事業（ファミリー・サポート・センター事業）など地域住民同士の子育てに関する相互援助活動の体制整備、運営、活動を支援します。	子育て支援課 社会福祉協議会
子育て支援ネットワークづくり、各種団体との交流促進	子育てに関するサークルや団体のネットワークづくりを支援します。PTA、子ども会等の活動や、社会福祉協議会が進める地域福祉活動と連携し、各種団体との交流を促進します。 子ども会については、児童生徒数の減少とそれに係る役員スタッフの減少により、継続した活動が難しくなっている地域があることから、各種団体での物品のレンタルなどを活用した新しい子ども会の活動の仕方について模索し、町本部として助言を継続していきます。	学校教育課 社会教育課 社会福祉協議会

2 青少年を育む地域づくりを推進する

子育てを行っている親が持てる力を発揮し、ともに喜びや楽しみを感じ、分かち合いながら子育てを行っていけるよう、家庭の子育て力、教育力を強化する支援やそのための地域環境づくりを進めます。

また、こどもが社会や地域に参加し、地域の中でさまざまな人や物事に触れ合い、体験や経験を重ねることによって、こどもの豊かな心を育てるよう、学習の場や機会を提供します。

(1) 家庭教育を支援する

事業名	事業概要	主担当課
子育て講座等親育ちへの学習機会の提供	こどもは保育園等や学校、地域の中で成長していきますが、基本的な生活習慣やマナーなどを身につけるのは家庭です。しかし、本来家庭が有していた教育力、子育て力が弱くなってきており、親育ちの支援として各世代、段階に応じた学習機会を提供していきます。	子育て支援課 学校教育課 社会教育課 保健センター

事業名	事業概要	主担当課
家庭教育学級の充実	生涯学習の一環として乳幼児学級、家庭教育学級、働く親学級を開催し、乳幼児親子、小・中学生の親を対象に学習活動やお互いの悩みや子育てについて話し合い、子育ての不安を解消する機会の充実に努めます。	子育て支援課 学校教育課 社会教育課

(2) 地域の教育力の向上を支援する

事業名	事業概要	主担当課
コミュニティ・スクールの推進	学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を導入し、保護者や地域住民等の学校運営参画や、連携強化を推進します。	学校教育課 社会教育課
青少年育成活動の推進	青少年育成推進員を中心に各地区公民館ごとに地域と密接な連携を得て青少年対象の研修や教室を開催します。地域の特性を活かした体験活動の推進を図ります。また青少年団体の活動を支援します。	社会教育課
池田っ子チャレンジ教室の充実	各小学校区において、放課後や土曜日に児童館や小学校の校庭、公民館などを活用してこどもたちの安全、安心な居場所を設け、学校以外での仲間との遊びや体験学習、地域住民との交流活動などの取り組みを通して、さまざまなことへの興味・関心や自発性を育むとともに、こどもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。 また、放課後子ども教室の平日のニーズを把握しながら、放課後児童クラブと連携した実施について検討していきます。	社会教育課
ふるさと教育の推進	地域に伝わる伝統や文化を守り育てていく活動を推進します。	学校教育課 社会教育課

(3) こどもの居場所づくりを推進する

事業名	事業概要	主担当課
こどものための拠点づくりの推進	児童館は、こどもが安全に安心して過ごせる居場所になるよう、自己効力感や自己肯定感が醸成できるような環境づくりに努めるとともに、こどもの自発的な活動を尊重し、必要に応じて援助を行います。	子育て支援課

事業名	事業概要	主担当課
学習支援事業の推進	経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難なこどもの状況に寄り添った学習の場や居場所を提供し、困難を抱える家庭のこどもの将来的な自立を促進するため、先進事例の調査や情報集約・発信により、多様な主体による事業化を推進します。	子育て支援課 学校教育課 社会教育課 社会福祉協議会
子ども食堂支援事業の推進	町内2か所で子ども食堂が実施されており、運営の支援を行っています。気軽に立ち寄れ、食事を通じた安心感の醸成や世代間交流の場などの提供により「孤食」を防ぎ、こどもが健やかに成長できる環境づくりを行うため、先進事例の調査や情報集約・発信により、多様な主体による事業化を推進します。	子育て支援課 社会福祉協議会

3 こどもの健やかな成長を支える地域づくりを推進する

地域で子育て家庭を支援し、こどもの育ちを支えるという意識を高めるとともに、地域における身近な交流の場の確保や、地域の市民団体や関係機関との連携強化に努め、子育て・子育ての応援ができるあたたかい地域社会を築くことができるよう、地域でこどもを育てる力の向上を図ります。

(1) こどもたちが家族ぐるみで楽しく参加できる場や機会を提供する

事業名	事業概要	主担当課
地域の子育て環境づくりの推進	児童館、学校、保育園、公民館等を活用し、地域の異年齢のこども同士や多世代との交流など、さまざまな地域活動の機会を提供し、支援していきます。 児童館では、「児童館祭り」「星見会」などこどもや家族ぐるみで参加できるイベント等を地域住民とともに、またこども自身が企画し、多世代、他地域との交流を図る機会の支援に努めます。 小学校では縦割り班活動を実施し、異年齢での交流を図ります。 公民館を利用している、「チャレンジ教室」では「親子クッキング」や「ポーセリンアート」など親子で参加できる教室などを実施していきます。 地域でこどもや子育て家庭を見守り、支える活動の活性化と人材発掘、育成を図ります。	子育て支援課 学校教育課 社会教育課

事業名	事業概要	主担当課
青少年団体活動、地域ボランティア活動の活性化	子ども会育成者やジュニアリーダーの養成、研修を行い、青少年活動や地域ボランティアの活性化を図ります。 ジュニアリーダース活動では小学生、中学生の異年齢同士のこども同士で交流などを行っていきます。メンバーの減少傾向を踏まえ、効果的な指導ができるよう随時内容の見直しを行います。	社会教育課
農業体験の実施	作物を育てる喜びや収穫する楽しさ、自然の大切さを知る農業体験については、農業者の高齢化により体験実施者が減少する中、農家、自治会、J A 等関係者の協力を得ながら実施します。	子育て支援課 産業課 学校教育課
ボランティア体験や学習の機会の充実	社会福祉協議会、事業所、学校、地域住民の協力を得ながら、ボランティア体験の機会を充実します。	健康福祉課 学校教育課 社会福祉協議会

(2) こどもと家族に対する支援のための連携体制を整備する

事業名	事業概要	主担当課
NP0、子育て支援団体、ボランティア等のネットワークづくり	福祉講座の開催などを通して、こどもや子育てを支えるNPOや団体の立ち上げ、運営のノウハウを提供するなど、育成とネットワークづくりを支援します。	健康福祉課 子育て支援課 学校教育課 社会福祉協議会
子育て人材バンクの整備	こどもの育ちを支援するボランティアなど地域人材の発掘と活用を図るため、子育て人材の情報を一元化し、子育て人材バンクを整備します。なお、子育て人材バンクは、より広い地域から人材を発掘し、より広い地域での活動が展開できるよう、広域での整備を推進します。	学校教育課 社会福祉協議会
地域の支え合い組織の整備	地域の支え合い組織として各自治会に福祉会が組織され、また「安心見守り隊」も設置されています。池田町内7地区には地区福祉連絡会が組織されて、支え合い活動が展開されています。	健康福祉課 社会福祉協議会
民生児童委員、主任児童委員活動の活性化	地域の身近な相談役としての役割が十分果たせるよう、地域活動の情報提供、地域活動参加機会の提供などを通じて、地域との連携や地域課題の把握を安易にし、活動の活性化を支援します。	健康福祉課

基本目標5 こどもが豊かな自然の中で安全で健やかに成長できる環境をつくる

1 こどもが自然とふれ合える環境づくりをする

自然体験活動や社会体験活動、スポーツや文化芸術活動などのさまざまな地域活動を通じて、こどもたちの愛郷心や情操を養うことに努めます。

また、こどもたちの積極的な活動を支援するため、さまざまな地域活動について、情報提供の充実を図ります。

(1) こどもと自然のふれあいの場や機会をつくる

事業名	事業概要	主担当課
自然に配慮した環境整備	ホタル・ハリヨ、野鳥など水辺の動植物の保護や生態系に配慮するとともに、地域の特性を生かした環境保全に努めます。	社会教育課
NPOや団体の環境活動の支援	自然保護団体やNPO、ボランティアが行う環境活動を支援します。また、地域住民有志と専門家、高校生、行政との連携を強化し、ネットワークづくりを推進します。	社会教育課
林業体験活動の推進	間伐体験やしいたけ菌打ち体験、広葉樹植栽など森林について関心と理解を深める体験活動を推進します。	産業課 学校教育課
環境保全活動等の推進	恵まれた美しい自然環境をこどもたちに残すために、幼児期からの環境学習を推進し環境保全をすることへの関心を高めます。また、行政、地域住民、事業所等による環境保全活動の連携を強化します。親子クリーン・カン・バック作戦やリサイクル資源回収事業、地域環境保全事業などを実施します。	子育て支援課 学校教育課 環境課

(2) こどもが夢を育める遊び場や活動の場を整備する

事業名	事業概要	主担当課
公園・児童遊園地等の整備	地域の身近な遊び場として、公園や児童遊園地の整備、遊具の修繕等を行い、安心してこども達を遊ばせられる環境づくりを推進します。	企画課 社会教育課 総合体育館 社会福祉協議会

事業名	事業概要	主担当課
公共施設を活用した屋内、屋外の遊び場の整備	児童館等、屋内遊び場の整備と内容の充実を図ります。園庭開放、体育館の活用など、学校、保育園等既存の公共施設の開放など遊び場として活用します。	子育て支援課 学校教育課 総合体育館

2 強固な防災体制の構築を図る

安全なまちづくりに向け、災害時に想定される事故（ブロック塀等の倒壊、スズメバチの巣などの危険個所）に対する未然対策を実施するとともに、地域住民による見守りやパトロールや、災害情報の迅速な提供体制や子育て関連施設における連絡体制の強化など充実していきます。

(1) 災害に強い町にするためのインフラ整備の充実を図る

事業名	事業概要	主担当課
公共施設における耐震補強の推進	保育園や学校については耐震補強が済んでいます。その他の一部公共施設についても、耐震診断結果に基づき順次耐震補強工事を推進します。	総務課 子育て支援課 学校教育課 社会教育課
個人住宅における耐震補強の推進	個人住宅においては、「池田町建築物等耐震化促進事業」を推進し、地震に強いまちづくりを推進します。	建設課

(2) 個人・家庭の防災意識を高める

事業名	事業概要	主担当課
避難行動要支援者の避難支援対策の推進	避難行動要支援者の名簿を活用して支援の充実を図るとともに、具体的な避難計画の策定を進めます。また、保育園や学校等での避難訓練などの防災教育にも積極的に取り組みます。	健康福祉課 学校教育課 社会福祉協議会
防災教育の推進	毎年行っている防火ポスターの募集、自主防災組織での防災訓練への参加を継続し、そういった体験を通して防火意識の向上、幼年・少年消防クラブの育成を図ります。	総務課 子育て支援課 学校教育課

3 地域ぐるみでこどもの安全対策を推進する

こどもたちが安全に安心して地域で生活していくことができるよう、地域防犯の強化等を図るとともに、犯罪のない明るく住みよいまちをつくるため、地域社会全体でこどもを見守り育てる意識啓発や環境整備を推進します。

また、こどもや乳幼児等の親子連れに対する交通面での安全性に留意し、交通安全設備の設置、道路の拡幅や歩道の設置、交差点の改良など安全な道路交通環境の整備を進めるとともに、就学前の児童や学校の生徒等に対する交通安全学習を推進します。

(1) 地域の防犯・交通安全意識の高揚を図る

事業名	事業概要	主担当課
交通安全教育の推進	警察、交通安全協議会と交通指導員による交通安全指導を行っていきます。保育園等、小中学校との連絡を密にし、交通ルールや通学時の交通マナーを指導し、交通安全教育の充実を図ります。また、小学校ごとの見守りボランティア（交通安全ボランティア）による防犯と交通安全指導を行っていきます。	企画課 子育て支援課 学校教育課
学校等における防犯対策の推進	学校、保育園等において、不審者への対応を学ぶ防犯教室、訓練を開催します。学校内等における防犯機器・器具等の充実を図ります。	子育て支援課 学校教育課
こどもへの暴力防止プログラムの普及	虐待、性暴力などからこども自身が身を守るためのプログラムを、保育園等、学校において導入し、その普及を図ります。	子育て支援課 学校教育課
地域、学校、家庭における情報モラル教育の推進	携帯電話を通じて容易に接続できるインターネット上の有害情報やいじめからこどもを守るため、こどもが利用する携帯電話のフィルタリングの普及促進に努めます。こどもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、地域、学校及び家庭における情報モラル教育を推進します。	学校教育課 社会教育課
地域ぐるみの浄化の推進	有害図書等の自動販売機の撤去運動、本屋やコンビニエンスストア等への立ち入り調査などを推進し、青少年への販売をしないよう働きかけていきます。	社会教育課

(2) 地域ぐるみ安全対策の企画調整をすすめる

事業名	事業概要	主担当課
通学路等の危険箇所の点検・修繕・改善	通学路、こどもの遊び場等について危険箇所の点検を行い、改善に努めます。 また、歩道、ガードレールの整備などについては、管轄する県・国等へ要望していきます。信号機、横断歩道などの危険箇所への整備については警察と協議し、公安委員会に要望していきます。	子育て支援課 学校教育課 建設課 企画課
子ども110番の家の推進	学校、地域等が連携して、こどもを危険から守る「子ども110番の家」の推進を図ります。緊急避難場所としての存在をPRし、こどもに関わる犯罪の抑制に努めます。	学校教育課
防犯灯などの整備	防犯灯・照明灯の整備を推進します。行政の整備だけでなく、防犯灯設置補助金を活用した住民による整備を促進します。	総務課

(3) 防犯グループの活動を支援する

事業名	事業概要	主担当課
地域の防犯ボランティアの育成、支援	地域の見守り活動の継続や、防災無線・ラジオを活用した防犯情報の配信を行い、住民の防犯意識の向上を図ります。	総務課
少年非行の早期発見、防止活動の推進	少年補導員による街頭補導活動、関係各団体によるパトロールの実施など、少年非行の早期発見や防止のための活動を推進します。また、非行に関する相談機能の充実を図ります	総務課 社会教育課

目標6 職業生活と家庭生活の調和の実現を推進する

1 働きながらも、こどもを産み育てられる環境をつくる

出産後も働き続けたいと考えている女性が、仕事と子育てを両立して働き続けられるよう、多様で柔軟な教育・保育サービスの提供や総合的な放課後児童対策による基盤整備を図ります。

また、子育てへの父親の主体的な参画を促進するため、男性が家事・育児をするための意識づくりや、男性が家事・育児に参画するための学習の場やきっかけづくりに取り組みます。

(1) 男女の仕事と生活の調和

事業名	事業概要	主担当課
ワーク・ライフ・バランスの意識啓発	ハローワークなど関係機関と連携し、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行うとともに、意識啓発を図ります。	社会教育課
共育ての促進	父親の子育てや家庭教育への主体的な参画を促すため、親子、特に父親と子が一緒に参加できる機会を提供します。また、男性の育児休暇の取得促進等、働きやすい職場環境づくりが積極的に行われるよう家庭、職場等、さまざまな角度から啓発活動を行い、共働き・共育てを推進します。	子育て支援課 社会教育課

(2) 多様な働き方に対応する子育て支援サービスを充実する

事業名	事業概要	主担当課
託児付き講座等の促進と託児サービスの提供支援	子育て中の保護者の社会参加を支援するため、託児付き講座・講演会等の開催を推進します。	子育て支援課 社会福祉協議会
多様な保育サービスの充実	こどもの幸せを第一に考え、利用者の生活実態や意向を踏まえてサービスの提供体制を整備します。保育所保育指針等を踏まえた保育の質の向上、保育士の専門性向上に努めます。また、ニーズに応じた多様な保育サービスの取り組みを推進します。	子育て支援課

事業名	事業概要	主担当課
放課後児童健全育成事業等の充実	放課後や夏休みなどの長期休暇期間に、家庭に代わる適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブの充実により、児童の健全な育成を図るとともに、仕事と子育ての両立を支援します。また、障がいのある児童については、放課後等デイサービス事業の利用を促進します	子育て支援課 社会福祉協議会
ファミリー・サポート・センター事業の実施（再掲）	こどもの預かりなどの援助を受けたい人（依頼会員）と、援助を行いたい人（提供会員）が地域で相互に助け合うファミリー・サポート・センター事業（コミュニティママ子育てサポート事業）については、事業のPRに努め利用を促進します。病児・病後児の預かりや、急な仕事などでこどもの預かりが必要な緊急時もサポートすることができるよう、広域のファミリー・サポート・センター、NPO法人等とのネットワークをつくり協力を得て、提供会員の研修や医療機関との連携など体制整備を推進します。	子育て支援課 社会福祉協議会

(3) 職場における母性保護と健康の確保の推進に努める

事業名	事業概要	主担当課
母性健康管理指導事項連絡カードのPR	就労妊婦が安心して妊娠生活を送れるよう、母性健康管理指導事項連絡カードをPRします。	保健センター
保健指導の充実	妊娠中の保健指導の充実を図り、働きながらの妊娠、出産の支援に努めます。	保健センター

(4) 事業所への働きかけを推進する

事業名	事業概要	主担当課
職場における意識改革の推進	子育ての社会的役割の認識、男女の固定的な性別役割分担意識の解消や、家庭における男女共同責任の認識の浸透を図り、子育てと仕事を両立できるように、職場全体が協力し合う機運の醸成を図るための啓発を推進します。	子育て支援課 社会教育課
労働条件改善の啓発	子育て家庭が仕事と家庭の両立を図り、ゆとりある生活を送ることができるよう、フレックスタイム制・労働時間の短縮など、子育てに配慮した労働条件の改善に向けた啓発を推進します。	子育て支援課 社会教育課

2 子育て世代の就労を応援する

働き方の見直しに向けたさまざまな取組を推進するとともに、子育て家庭への就労支援や、事業者への啓発活動などを進め、多様な保育サービスの展開など、仕事と子育ての両立を可能にするための環境づくりに努めます。

(1) 子育て中の家庭の就労を応援する

事業名	事業概要	主担当課
子育て就労応援センター	出産・子育てにより離職した母親の不安や悩みの解消や、再就職支援のため、子育て就労応援センターにおいて、就労支援イベントの開催やハローワークの就労相談などを行い、子育てをしながら安心して働けるよう支援していきます。	子育て支援課
各種助成制度のPR	関係機関と協力し、事業主に対して、職場復帰等に関する助成制度や事例の紹介を行います。母子家庭の就労支援に関する情報提供に努めます。	子育て支援課
看護・育児・介護休暇制度等のPR	関係機関と協力して、看護・育児・介護休暇制度等をPRし、取得を促進します。特に男性も育児休暇を取得できることを含めた普及啓発を推進します。	子育て支援課 保健センター
一般事業主行動計画に関する広報、啓発促進	仕事と生活の調和や次世代育成支援対策に取り組む企業や民間団体の好事例の情報を収集し提供します。関係法に関する労働者、事業主、地域住民への広報、啓発を行い、仕事と生活の調和の実現について社会全体の運動として広げていきます。	企画課

第5章 サービス量の見込みと確保策

1 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援事業計画においては、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況等を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を定めることとされており、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

本町においては、全域を細かい範囲で設定すると、区域を超えた利用も多くある現状から、現在の利用実態や施設運営の状況と乖離した計画となる恐れがあります。このため、前期計画と同様に、宅地開発等による人口変動による教育・保育ニーズの状況に応じ、全町域で柔軟に教育・保育の提供を行うため町全域を1つの区域と決めました。

2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保策

各年度における教育・保育の量については、概ね次のように見込みました。

①各年度のこども数を推計します。



②ニーズ調査に基づき、こどもの年齢別に家庭類型とサービスの利用意向率を推計します。

*家庭類型とは、父母の有無、親の就労状況・就労意向から、「ひとり親家庭」「フルタイム×フルタイム」「フルタイム×パートタイム」などに分類したものです。



③②で推計算出したこどもの年齢別・家庭類型別のサービスの利用意向率に①で推計した各年度の推計こども数を積算して見込み量を算出します。算出にあたっては、国が示したワークシート、量の見込みの算出等のための手引きを用いています。



④③のワークシートで算出された見込み量と、利用状況等を参考に見込み量の調整を行います。

(1) 推計こども数

図表5-1 目標年度の推計こども数（0～17歳）

単位：人

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～17歳	3,273	3,133	2,969	2,828	2,696	2,564
0～2歳	293	281	264	265	257	251
0歳	82	90	85	83	82	79
1歳	104	85	93	88	86	85
2歳	107	106	86	94	89	87
3～5歳	397	360	336	310	296	278
6～8歳	460	456	428	414	377	353
9～11歳	663	586	544	462	458	430
12～14歳	709	717	703	668	591	549
15～17歳	751	733	694	709	717	703

（注） 令和6年は4月1日現在

(2) 幼児期の教育・保育（認定こども園、幼稚園、保育園）の量の見込みと確保策

幼児期の保育・教育の必要量については、認定区分ごとに見込みます。

図表5-2 認定区分と利用施設

区 分	1号認定	2号認定		3号認定
対象となる こども	3歳以上	3歳以上		3歳未満
	保育の必要性なし（幼児期の学校教育のみ）	保育の必要性あり （教育のニーズあり）	保育の必要性あり （教育のニーズなし）	保育の必要性あり
利用できる 施設・事業	・ 幼稚園 ・ 認定こども園	・ 認定こども園 ・ 認可保育園 ・ 事業所内保育		・ 認定こども園 ・ 認可保育園 ・ 地域型保育事業

◆実績

図表5-3 幼児期の教育・保育の実績

単位：人(%)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 号	145	128	117	118	118
2 号 (教育ニーズ)	4	1	0	4	0
2 号	375	315	315	279	274
3 号 a	150	160	142	129	137
0 歳	9	11	14	8	8
1・2 歳	141	149	128	121	129
合 計	674	604	574	530	529
3号の利用率 a/b	(38.4)	(42.3)	(42.8)	(41.3)	(46.8)
0～2歳児童数 b	391	378	332	312	293

◆量の見込みと確保策

図表5-4 幼児期の教育・保育の必要量の見込み

単位：人(%)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 号	108	101	93	90	85
2 号 (教育ニーズ)	5	5	5	5	5
2 号	248	231	211	203	194
3 号 a	165	170	174	171	169
0 歳	30	32	32	32	32
1 歳	60	69	69	68	67
2 歳	75	69	73	71	70
合 計	526	511	480	468	453
3号の利用率・目標値 a/b	(58.7)	(64.4)	(65.7)	(66.5)	(67.3)
0～2歳児童数 b	281	264	265	257	251

幼児教育・保育施設については、出生数の減少を勘案するとともに、小学校と連携を図りながら全体的な再編等を検討していきます。出生数は減少が見込まれますが、アンケート結果、現状からも3歳未満児の利用率は高くなることが予測されることから、途中入園への対応、0歳児の受け入れ体制の整備を図ります。

また、保育士の人材確保や研修の充実等に努め、保育の質の担保・向上を図ります。

図表５－５ 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保策

【令和７年度】

単位：保育利用率は％、他は人

区 分		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		360			90	85	106
量の見込み（Ａ）		108	5	248	30	60	75
確保量							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	60		359	39	65	92
特定教育・保育施設に該当しない幼稚園	上記以外の幼稚園	150					
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等				0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠			0	0	1	2	3
上記以外認可外保育施設		0	0	24	0	8	8
確保量合計（Ｂ）		210		383	40	75	103
保育利用率・目標値					33.3	70.6	70.8
過不足（Ｃ）＝（Ｂ）－（Ａ）		97		135	10	15	28

【令和８年度】

単位：保育利用率は％、他は人

区 分		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		336			85	93	86
量の見込み（Ａ）		101	5	231	32	69	69
確保量							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	60		359	39	65	92
特定教育・保育施設に該当しない幼稚園	上記以外の幼稚園	150					
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等				0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠			0	0	1	2	3
上記以外認可外保育施設		0	0	24	0	8	8
確保量合計（Ｂ）		210		383	40	75	103
保育利用率・目標値					37.6	74.2	80.2
過不足（Ｃ）＝（Ｂ）－（Ａ）		104		152	8	6	34

【令和9年度】

単位：保育利用率は%、他は人

区 分		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		310			83	88	94
量の見込み（A）		93	5	211	32	69	72
確保量							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	60		359	39	65	92
特定教育・保育施設に該当しない幼稚園	上記以外の幼稚園	150					
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等				0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠			0	0	1	2	3
上記以外認可外保育施設		0	0	24	0	8	8
確保量合計（B）		210		383	40	75	103
保育利用率・目標値					38.6	78.4	76.6
過不足（C）＝（B）－（A）		112		172	8	6	31

【令和10年度】

単位：保育利用率は%、他は人

区 分		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		296			82	86	89
量の見込み（A）		90	5	203	32	68	71
確保量							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	60		359	39	65	92
特定教育・保育施設に該当しない幼稚園	上記以外の幼稚園	150					
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等				0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠			0	0	1	2	3
上記以外認可外保育施設		0	0	24	0	8	8
確保量合計（B）		210		383	40	75	103
保育利用率・目標値					39.0	79.1	79.8
過不足（C）＝（B）－（A）		115		180	8	7	32

【令和11年度】

単位：保育利用率は%、他は人

区 分		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		278			79	85	87
量の見込み（A）		85	5	194	32	67	70
確保量							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	60		359	39	65	92
特定教育・保育施設に該当しない幼稚園	上記以外の幼稚園	150					
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等				0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠			0	0	1	2	3
上記以外認可外保育施設		0	0	24	0	8	8
確保量合計（B）		210		383	40	75	103
保育利用率・目標値					40.5	78.8	80.5
過不足（C）＝（B）－（A）		120		189	8	8	33

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策

(1) 利用者支援事業

こどもやその保護者の身近な場所で、地域のこども・子育て支援について、こどもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

◆実績

図表5－6 利用者支援事業の実績

単位：か所

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数	1	1	1	1	1
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	0	0	0	0	0

◆量の見込みと確保策

図表5－7 利用者支援事業の量の見込みと確保策

単位：か所

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	2	2	2	2	2
確保策（B）	基本型	1	1	1	1
	地域子育て相談機関	1	1	1	1
	特定型	0	0	0	0
	こども家庭センター型	1	1	1	1
（B）－（A）		0	0	0	0

こども家庭センターや保健センターにおいて、こどもとその保護者等、又は妊婦が多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように、利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供・相談等利用者の支援を実施します。

地域で子育て支援に関わるさまざまな関係機関等に対しても利用者支援事業の周知等を図るとともに、連携を密にし、利用者支援事業が円滑、効果的に行われるよう体制づくりを進めます。

(2) 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、保育園や認定こども園等において保育を実施する事業です。

◆実績

図表5-8 延長保育事業の実績

単位：人

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間実人数	27	27	26	16

◆量の見込みと確保策

図表5-9 延長保育事業の量の見込みと確保策

単位：実施か所はか所、他は人

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)		43	41	39	38	37
確保策	年間実人数 (B)	43	41	39	38	37
	実施か所	4	4	4	4	4
(B) - (A)		0	0	0	0	0

認定こども園4園で実施します。保護者の働き方等によるニーズを考慮しながら、継続的に実施します。

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（給食費の補助）

子育てのための施設等利用給付認定を受け、幼稚園（子ども・子育て支援新制度未移行）を利用しているこどものうち、所得が一定未満の額である世帯や多子世帯の負担を軽減し、こどもの健やかな成長を支援するため、園で提供される給食費の一部を補助する事業です。

◆実績

図表5-10 給食費の補助の実績

単位：人

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ支給者数	276	251	154	126

◆量の見込みと確保策

図表5-11 給食費の補助の量の見込みと確保策

単位：人

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	118	112	102	98	94
確保策（B）	118	112	102	98	94
（B）－（A）	0	0	0	0	0

低所得で生計が困難である世帯等のこどもの、特定子ども・子育て支援施設等の利用を図るため実施します。

（4）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者の就労等により昼間適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

◆実績

図表5-12 放課後児童健全育成事業の実績

単位：人

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	低学年	180	165	139	147	165
	高学年	51	37	51	44	65
	合 計	231	202	190	191	230
定 員		215	215	215	215	215

◆量の見込みと確保策

図表5-13 放課後児童健全育成事業の見込みと確保策

単位：人

区 分			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
通年	量の見込み (A)	低学年	187	175	170	154	144
		高学年	68	64	54	53	50
		合 計	255	239	224	207	194
	確保策 (B)		255	255	255	255	255
(B)－(A)			0	16	31	48	61

高いニーズに対応するため、学校の空き教室を活用し、小学校と連携を図りながら希望者の受け入れ数を拡充していきます。放課後児童クラブ毎の利用者増に合わせた施設運営、施設整備、指導員の研修等を計画的に実施します。

また、小学校等の再編に合わせて、放課後児童クラブの再編についても検討します。

(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。保護者が子どもと共に入所・利用する（親子入所支援）、子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用（入所希望児童支援）もできます。

◆実績

図表５－１４ 子育て短期支援事業（ショートステイ）の実績

単位：人日

区 分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
延べ利用者数	1	1	0	0

◆量の見込みと確保策

図表５－１５ 子育て短期支援事業（ショートステイ）の見込みと確保策(年間)

単位：人日

区 分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み（Ａ）	10	10	10	10	10
確保策（Ｂ）	10	10	10	10	10
（Ｂ）－（Ａ）	0	0	0	0	0

「樹心寮」、「大野慈童園」、「乳幼児ホームまりあ」「こども家庭支援センター ぎふ『はこぶね』」への委託に加え、里親と個別契約を締結し、受入れの幅を増やします。

(6) 乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

◆実績

図表５－１６ 乳児家庭全戸訪問事業の実績

単位：人

区 分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用者数	72	84	94	76

◆量の見込みと確保策

図表5-17 乳児家庭全戸訪問事業の見込みと確保策(年間)

単位：人

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	90	85	83	82	79
確保策 (B)	90	85	83	82	79
(B)－(A)	0	0	0	0	0

生後4か月頃までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。

(7) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会等による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児、家事などの支援を行い、養育能力を向上させるための事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします。

要保護児童対策地域協議会等による要保護児童等に対する支援に資する事業は、保護者のいない児童、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童、保護者の養育の支援が特に必要と認められる児童、又は出産後の養育について出産前の支援が特に必要な妊婦への適切な支援を図る事業です。

◆実績

図表5-18 養育支援訪問事業の実績

単位：世帯

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ派遣世帯数	80	90	118	59

図表5-19 要保護児童対策地域協議会等による要保護児童等に対する支援に資する事業の実績

単位：回

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要保護児童対策地域協議会代表者会議	1	1	1	1
要保護児童対策地域協議会実務者会議	4	9	9	6
要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議	6	5	5	14

◆量の見込みと確保策

図表5-20 養育支援訪問事業の見込みと確保策(年間)

単位：世帯

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	50	50	50	50	50
確保策 (B)	50	50	50	50	50
(B)－(A)	0	0	0	0	0

図表5-21 要保護児童対策地域協議会等による要保護児童等に対する支援に資する事業の量の見込みと確保策

単位：回

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
要保護児童対策地域協議会代表者会議	1	1	1	1	1
要保護児童対策地域協議会実務者会議	6	6	6	6	6
要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議	10	10	10	10	10

乳児家庭全戸訪問事業等で養育に関する支援が必要と判断される家庭に継続的に訪問し、指導・助言を行うことにより、適切な養育の実施が確保されるよう支援していきます。相談支援や育児・家事援助を行うことで、家庭の抱える養育上の課題の解決、軽減を図ります。また、各関係機関と連携し、養育支援が特に必要な家庭に対して支援体制を強化し、虐待リスクのある家庭に支援をしていきます。

(8) 子育て世帯訪問支援事業（家庭支援事業）

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的としています。

◆量の見込みと確保策

図表5-22 子育て世帯訪問支援事業の量の見込みと確保策

単位：人日(回)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	11	11	11	11	11
確保策 (B)	11	11	11	11	11
(B)－(A)	0	0	0	0	0

令和6年度に設置したこども家庭センター（役場・子育て支援課）において事業を開始しており、事業の周知を図り、利用を促進します。

(9) 親子関係形成支援事業（家庭支援事業）

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としています。

◆量の見込みと確保策

図表5-23 親子関係形成支援事業（家庭支援事業）の量の見込みと確保策

単位：世帯

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	20	19	18	17	16
確保策（B）	20	19	18	17	16
（B）－（A）	0	0	0	0	0

令和7年度からこども家庭センターにおいて実施します。

(10) 地域子育て支援拠点事業

地域の身近なところで、妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

◆実績

図表5-24 地域子育て支援拠点事業の実績

単位：実施か所はか所、他は人回

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	3,818	2,704	3,492	4,637
実施か所数	2	2	3	3

◆量の見込みと確保策

図表5-25 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保策

単位：実施か所はか所、他は人回

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	4,800	4,750	4,700	4,650	4,600
確保策（B）	4,800	4,750	4,700	4,650	4,600
実施か所	3	3	3	3	3
（B）－（A）	0	0	0	0	0

温知保育園内、子育て・就労応援センター内の地域子育て支援センター、池田こども園内の子育て支援センター「アーシャ」において実施します。

(11) 認定こども園・幼稚園の一時預かり（預かり保育）及び一時保育（一時預かり）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、幼稚園、保育園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

◆実績

図表5-26 一時預かり事業（幼稚園型）の実績

単位：人日

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	2,712	3,440	3,400	6,652

図表5-27 2号認定による定期的な利用の一時預かり事業の実績

単位：人日

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数（人日）	158	316	117	84

図表5-28 その他の一時預かり事業の実績

単位：人日

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数（人日）	209	189	158	128

◆量の見込みと確保策

図表5-29 一時預かり事業（幼稚園型）の量の見込みと確保策

単位：人日

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	6,480	6,000	5,760	5,520	5,280
確保策（B）	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
（B）－（A）	720	1,200	1,440	1,680	1,920

図表5-30 2号認定による定期的な利用の一時預かり事業の量の見込みと確保策

単位：人日

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	102	88	86	84	82
確保策（B）	102	88	86	84	82
（B）－（A）	0	0	0	0	0

図表5-31 その他の一時預かり事業の量の見込みと確保策

単位：人日

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	100	90	80	70	60
確保策（B）	100	90	80	70	60
（B）－（A）	0	0	0	0	0

幼稚園型の預かり保育については、認定こども園2園で実施します。なお、町内の幼稚園については、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園であるため、この事業には計上されていません。

未就園児の一時預かりについては、保育園2園、認定こども園3園で実施します。

「その他の一時預かり事業」は余裕活用型であり、認定こども園3園で実施します。

保護者の社会的理由だけでなく、子育てに伴うさまざまな理由など、ニーズを考慮しながら、継続的に実施します。

(12) 病児・病後児保育事業

病児及び病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

◆実績

図表5-32 病児・病後児保育事業の実績

単位：人日

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数（人日）	13	25	56	131

◆量の見込みと確保策

図表5-33 病児・病後児保育事業の量の見込みと確保策（年間）

単位：人日

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	200	190	180	170	160
確保策（B）	200	190	180	170	160
（B）－（A）	0	0	0	0	0

池田ふれあいサポートセンター内の病児・病後児保育室「ひまわり」で実施します。
また、大野町・岐阜市・北方町・神戸町の病児・病後児保育室も利用できます。

(13) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方（利用会員）と当該援助を行うことを希望する方（サポート会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

◆実績

図表5-34 ファミリー・サポート・センター事業の実績

単位：人日

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	8	162	206	8

◆量の見込みと確保策

図表5-35 ファミリー・サポート・センター事業の量の見込みと確保策

単位：人日

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	220	210	200	190	180
確保策（B）	220	210	200	190	180
（B）－（A）	0	0	0	0	0

利用・サポート会員の自宅、児童館、子育て支援センター、池田ふれあいサポートセンターで実施します。一時預かり事業を利用する人が多いため、利用者が減少していますが、事業の周知による会員の増加や、利用の促進を図ります。また、安全な預かりや、配慮が必要なこどもに対応するための専門的な知識・技術の習得等、保護者の希望する支援を十分に提供できるサポーターの育成のため、研修会や会員の交流会などを実施します。

（14） 妊婦健康診査事業

医療機関において妊婦健康診査・妊婦歯科健診を受診することで、安心、安全な妊娠・出産ができるよう、妊娠の届け出の際に母子健康手帳交付と併せて14回分の妊婦健康診査受診票と妊婦歯科健診票を交付し、費用の助成をします。

◆実績

図表5-36 妊婦健康診査事業の実績

単位：人

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者実人数	123	111	86	109
延べ対象者	1,662	1,523	1,189	1,494
延べ受診者	1,251	1,171	1,080	1,011

◆量の見込みと確保策

図表5-37 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保策

単位：人

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
妊娠届出者数（実人数）	90	85	83	82	79
量の見込み（A）	1,260	1,190	1,162	1,148	1,106
確保策（B）	1,260	1,190	1,162	1,148	1,106
（B）－（A）	0	0	0	0	0

今後も継続して費用助成を行い、妊娠中の健診受診の重要性を伝え受診勧奨を行っていきます。

(15) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して、面談等により情報提供や相談等を行う事業です。これまで予算事業として「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業」として実施してきました。

◆量の見込みと確保策

図表5-38 妊婦等包括相談支援事業の見込みと確保策

単位：妊婦届出数は件、他は回

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
妊婦届出数	90	85	83	82	79
量の見込み(面談回数)(A)	270	255	249	246	237
確保策 (B)	270	255	249	246	237
(B)-(A)	0	0	0	0	0

令和7年度からは妊婦等包括相談支援事業として引き続き、妊娠から出産・子育て期への切れ目ない相談支援体制の充実に努めます。実施にあたっては、母子保健法に基づく事業との連携を図ります。

(16) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的とする事業です。

◆実績

図表5-39 産後ケア事業の実績

単位：人

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申請者数	1	1	4
延べ利用者数	1	6	1

◆量の見込みと確保策

図表5-40 産後ケア事業の量の見込みと確保策

単位：人

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	10	10	10	10	10
確保策 (B)	10	10	10	10	10
(B)-(A)	0	0	0	0	0

令和3年度から居宅訪問型（アウトリーチ型）を開始し、令和6年度からは、宿泊型（ショートステイ型）、通所型（デイサービス型）を導入したところであり、引き続き産後も安心して子育てができる支援体制を確保していきます。

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

満3歳未満で保育園等に通っていないこどもとその保護者を対象とし、保育園、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点など様々な施設での実施が予定されている事業です。内容としては、こどもに対して適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者に対して心身の状況や養育環境を把握するための面談、子育てについての情報提供、助言その他の援助を行うものとされています。

◆量の見込みと確保策

図表5-41 乳児等通園支援事業量の見込みと確保策

単位：人

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	0歳		2	2	2	1
	1歳		3	3	3	3
	2歳		1	2	2	2
	計		6	7	7	6
確 保 策 (B)	0歳		2	2	2	1
	1歳		3	3	3	3
	2歳		1	2	2	2
	計		6	7	7	6
(B)－(A)			0	0	0	0

令和8年度から、民間の事業所に委託して実施します。事業の内容としては、こどもに対して適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者に対して心身の状況や養育環境を把握するための面談、子育てについての情報提供、助言その他の援助を行います。

4 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

- ・認定こども園が幼稚園及び保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に、こどもを受け入れられる施設であることを周知します。
- ・第2期計画期間までに4園が幼保連携型認定こども園（私立）に移行しています。今後は利用者のニーズや設置者の意向、保育園等の再編等を踏まえ、移行に必要な支援、整備を行います。
- ・認定こども園、幼稚園及び保育園の相互の連携を推進します。
- ・認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との合同研修の取組や連絡会を実施するなど、一貫した教育、支援が進められるよう連携を強化していきます。
- ・認定こども園、幼稚園及び保育園は、こども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設であり、地域における教育・保育施設として連携することで、切れ目なく適切に保育が受けられるよう推進していきます。
- ・保育士の人材確保対策の充実など、保育の質の担保・向上を図るとともに、国等の動向を踏まえ、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等の体制整備に努めます。
- ・国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した乳幼児や外国人乳幼児、両親が国際結婚の乳幼児などの外国につながる乳幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該乳幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行います。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元（2019）年10月から、幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されています。

「子育てのための施設等利用給付」については、保護者への支払いは年4回以上となるよう、施設等利用給付の適正な支給の確保に取り組みます。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について認可外保育施設の監査状況等の情報提供を県に依頼する等、県と連携して実施します。

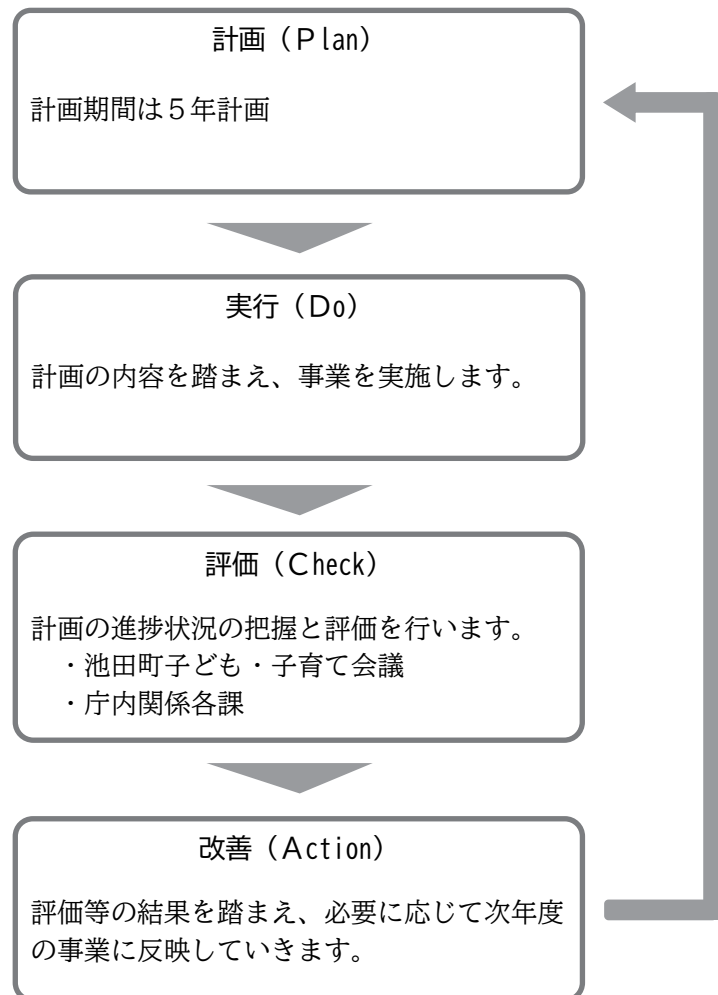
第6章 計画の推進

1 計画の進捗管理

本計画に基づく取り組みの実施にあたっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取り組みの充実・見直しを検討する等、PDCA サイクルを確保し本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「池田町子ども・子育て会議」において、施策の実施状況について点検、評価し、これに基づいて、実施に向けて検討及び取り組みを進めます。

図表6-1 PDCAサイクルのイメージ



2 国・県等との連携

計画に掲げる取り組みについては、町が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、①こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携、②労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携において、児童虐待防止・社会的養護体制・ひとり親家庭の自立支援等、専門的かつ広域的な観点から、県と連携し推進するとともに、県を通じ産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。

3 計画の推進

本計画を推進していくためには、庁内関係各課、民生委員・児童委員や子育てに関係する各種団体等との連携、そして、地域の方々の協力と参加が必要です。

そのため、町民に対して積極的に情報提供をしていくとともに、必要に応じて意見を聴く場を設けるなど、町と幼稚園、保育園、認定こども園、学校等、各種団体、地域住民との連携を図ります。

資 料

1 池田町子ども・子育て会議

(1) 池田町子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 6 月 18 日 条例第 16 号)

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、池田町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 7 条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（令和5年6月13日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和5年9月4日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(2) 令和6年度 池田町子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

役 職 名 等	氏 名	備考
議会議長	重 綱 秀 次	
区長連合会長	久保田 芳 徳	会長
民生児童委員協議会長	森 内 繁 正	
主任児童委員	岩 田 明 美	
池田町教育長	高 橋 利 行	副会長
南部学校教育会長	森 泰 誠	
南部PTA連合会長	野 原 利恵子	
保育園保護者会連合会長	佃 春 香	
公立保育園代表	加 納 洋 子	
私立認定こども園代表	鷹 橋 賢 淳	
学校法人 野々村学園コスモ幼稚園長	野々村 顕 仁	
児童館長	今 西 京 子	
放課後児童クラブ教室代表	梅 田 真奈美	
社会福祉協議会事務局長	岡 崎 弘 晃	

○事務局

民生部長兼環境課長	加 納 豊 文
子育て支援課長兼子育て支援政策係長	今 西 広 和
教育委員会事務局長兼学校教育課長	國 枝 実 成
保健センター課長補佐兼保健指導係長	森 亜 紀
子育て支援課子育て支援政策係 保育園担当	太 田 裕 貴

2 計画策定の経過

年 月 日	事 項	内 容
令和5年12月1日～ 令和5年12月25日	◆池田町子ども・子育て支援 事業計画ニーズ調査	○保護者調査 ・就学前児童保護者 配布 696 有効回答 431(61.9%) ・小学生保護者 配布 1,228 有効回答 815(66.4%) ○こども・若者調査 ・中学2年生 配布 218 有効回答 196(89.9%) ・15～18歳 配布 748 有効回答 264(35.3%)
令和6年4月～7月	◆サービス等の現状把握	○出生状況等 ○保育、こども・子育て支援サービス等
令和6年7月12日	◆第1回池田町子ども・子育て 会議	○アンケート調査の結果について ○第3期計画の検討について ○第3期計画策定スケジュールについて
令和6年10月30日	◆第2回池田町子ども・子育て 会議	○第3期計画案の検討について ・計画の基本理念 ・施策の体系と展開 ・地域子ども・子育て支援事業の概要
令和6年12月18日	◆第3回池田町子ども・子育て 会議	○第3期計画案の検討について ○今後のスケジュールについて ○基本理念について
令和7年1月6日～ 令和7年1月24日	◆パブリックコメント	○提出件数 1件
令和7年2月21日	◆第4回池田町子ども・子育て 会議	○パブリックコメントの結果について
令和7年2月21日	答申	

3 池田町子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査（まとめと考察）

この調査は、子ども・子育て支援法に基づく「池田町第3期子ども・子育て支援事業計画」及び新たに制定されたこども基本法に基づく「池田町こども計画」を策定するための基礎資料を得ることを目的とし、小学校6年生以下の児童を持つ保護者ならびに中学2年生及び15歳～18歳の若者を対象として実施しました。

就学前児童保護者に対しては、保育サービス等の利用状況や利用意向、子育てについての悩み、仕事と子育てなどについて、また、小学生保護者に対しては、放課後児童クラブの利用状況や利用意向、仕事と子育て、病気・病後の対応などについてお聞きしました。

中学2年生及び15歳～18歳の若者に対しては、若い世代の悩みや相談相手、結婚や子育てに関する考え方などについてお聞きしました。

■調査方法、回収結果等

保護者調査	就学前児童保護者	調査対象者	就学前児童の保護者全数。ただし、就学前児童が2人以上いる世帯は1人とした。			
		調査方法	保育園・認定こども園通園児は各園にて配布・回収。幼稚園児・未就園児は郵送配布・郵送回収			
		回収結果	配布数	回収数	有効回答数	有効回答率
			696	432	431	61.9%
	小学生保護者	調査対象者	小学生の保護者全数。ただし、小学生が2人以上いる世帯は1人とした。			
		調査方法	小学校にて配布・回収			
		回収結果	配布数	回収数	有効回答数	有効回答率
			1,228	838	815	66.4%
こども・若者調査	中学2年生	調査対象者	池田中学校2年生			
		調査方法	中学校にて配布・回収			
		回収結果	配布数	回収数	有効回答数	有効回答率
			218	199	196	89.9%
	15～18歳	調査対象者	町内に住んでいる15歳～18歳の人			
		調査方法	郵送配布・郵送回収			
		回収結果	配布数	回収数	有効回答数	有効回答率
			748	266	264	35.3%

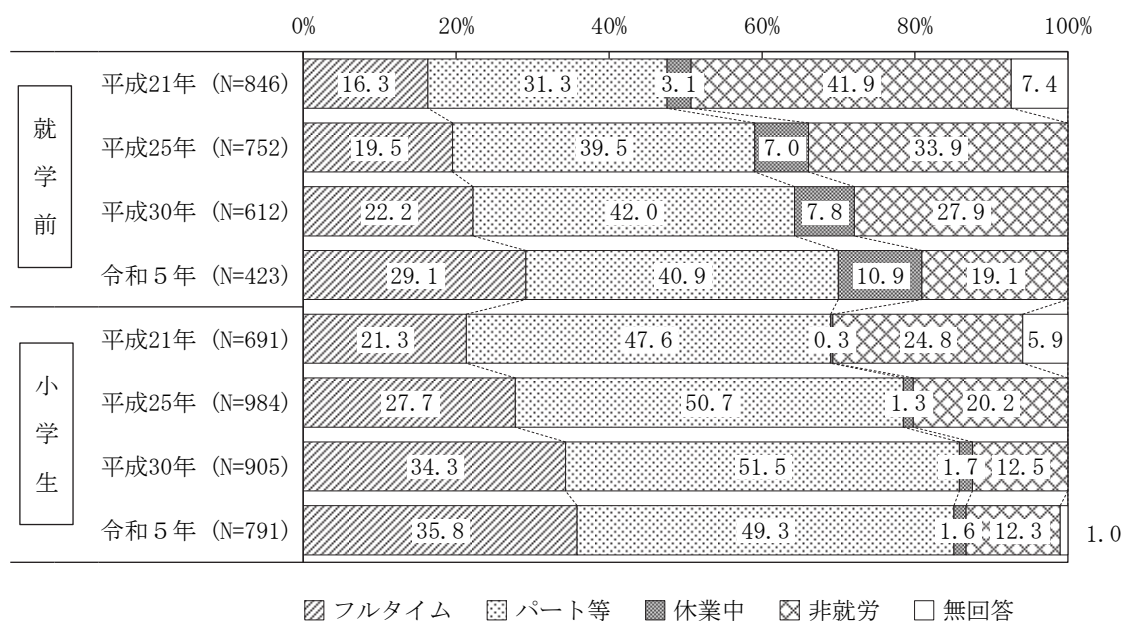
調査期間：令和5年12月1日～12月25日

(1) 仕事と子育て

① 母親の就労状況・形態

母親の就労状況・形態をみると、就学前児童、小学生の母親ともに「フルタイム」の割合の上昇が続いています。また、「フルタイム」「パート等」「育休・介護休業中」を合計した＜就労している割合＞は、就学前児童の母親は80.9%で上昇が続いていますが、小学生の母親は86.7%と、わずかながらも前回調査を下回りました。

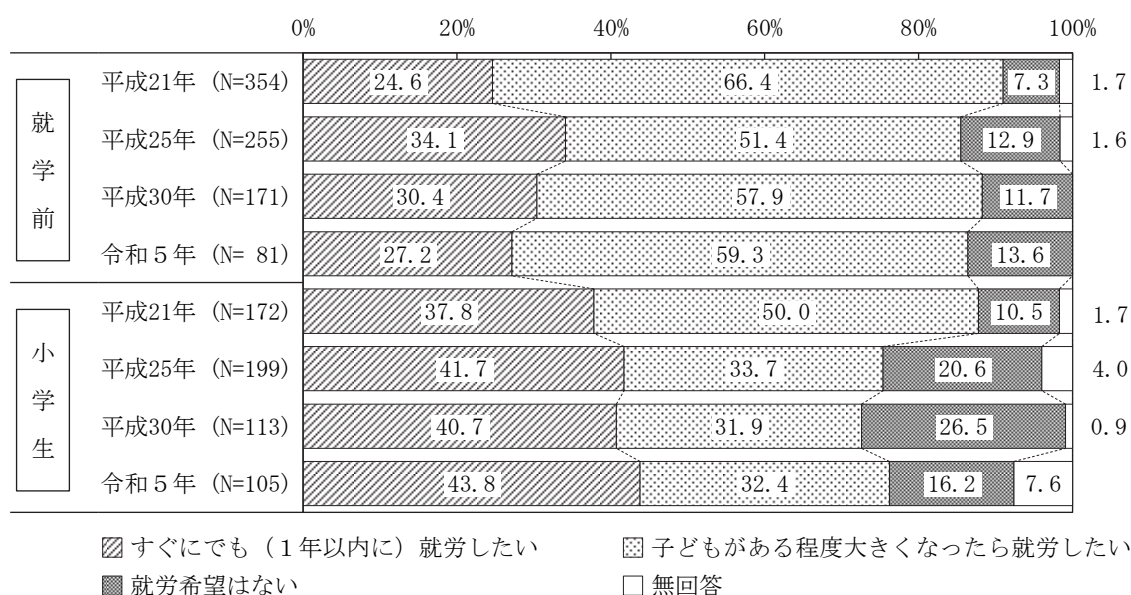
図表1 母親の就労状況・形態



② 就労していない母親の就労意向

就労していない母親の就労意向は、就学前児童の母親は、「子どもがある程度大きくなったら就労したい」が高くなり、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」は

図表2 就労していない母親の就労意向

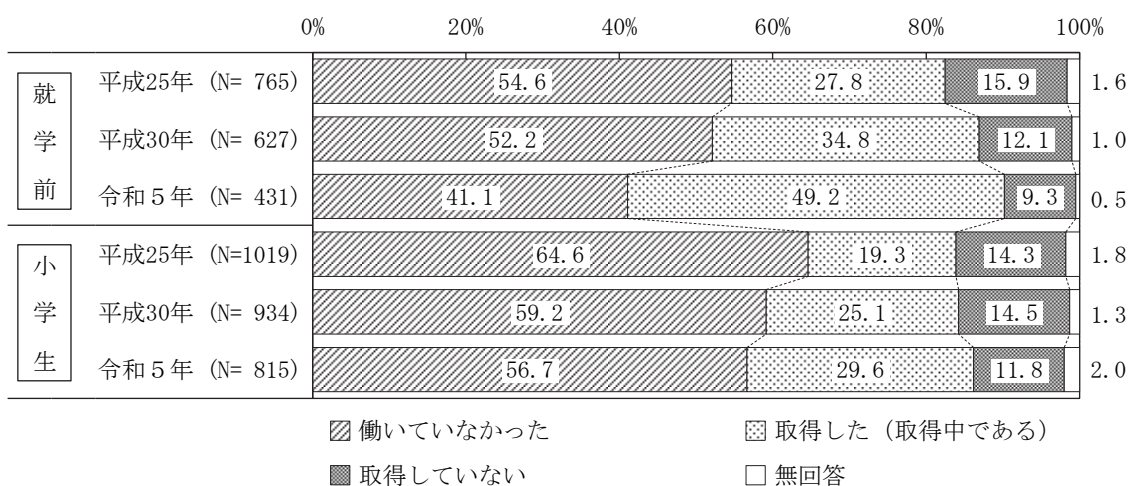


低下する傾向にあります。小学生の母親は「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が、これまでの調査の中で最も高くなっています。

③ 育児休業の取得状況

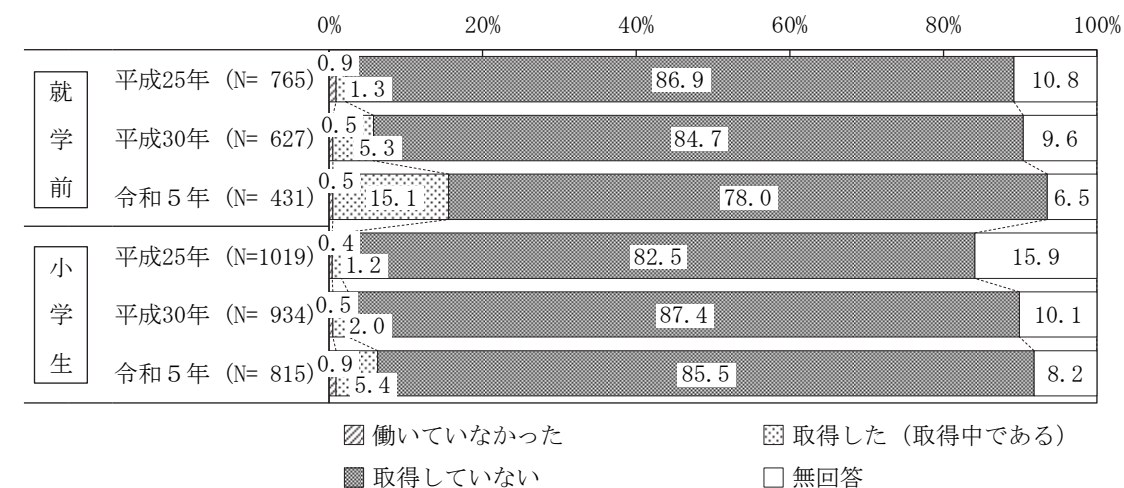
図表3は、母親の育児休業の取得状況です。就学前児童、小学生の母親ともに「取得した（取得中である）」が高くなっています。この図表には、就労していない人を分母に含めているので、就労している人だけで計算すればさらに高くなり、就学前では80%を、小学生では70%を超えます。

図表3 母親の育児休業の取得状況



父親の育児休業の取得状況をみると、「取得した（取得中である）」は、就学前児童の父親は5.3%→15.1%へ、小学生の父親は2.0%→5.4%へ上昇しています。就学前児童の父親の取得率が大幅に上昇しており、比較的若い父親の取得が進んだと推察されます（図表4）。

図表4 父親の育児休業の取得状況



(2) 教育・保育事業

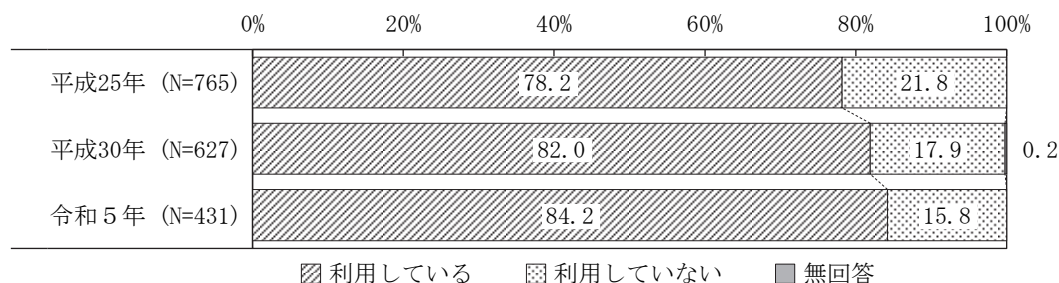
① 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用意向（就学前児童）

幼稚園、保育園、認定こども園など定期的な教育・保育事業の平日の利用については、84.2%が「利用している」と回答しており、調査毎に上昇を続けています（図表5）。

また、年齢別にみると、3歳以上の利用率はほぼ100%ですが、0～2歳の利用率はさらに上昇していくと予測されます（図表6）。

利用状況と利用意向について事業別にみると、ほとんどの事業において利用意向が利用状況を上回っています。なお、年齢により利用できない事業もありますが、利用意向は回答のまま集計しています（図表7）。

図表5 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無（就学前児童）



図表6 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無（就学前児童、年齢別）

区 分	令和5年		平成30年	
	利用している	利用していない	利用している	利用していない
0 歳	31.7	68.3	27.7	72.3
1 歳	72.9	27.1	62.3	37.7
2 歳	91.7	8.3	78.1	21.9
3 歳	100.0	-	100.0	-
4 歳	98.9	1.1	99.2	0.8
5 歳	100.0	-	99.3	0.7

図表7 定期的な教育・保育事業の利用状況と利用意向（複数回答、就学前児童） 単位：Nは人、他は%

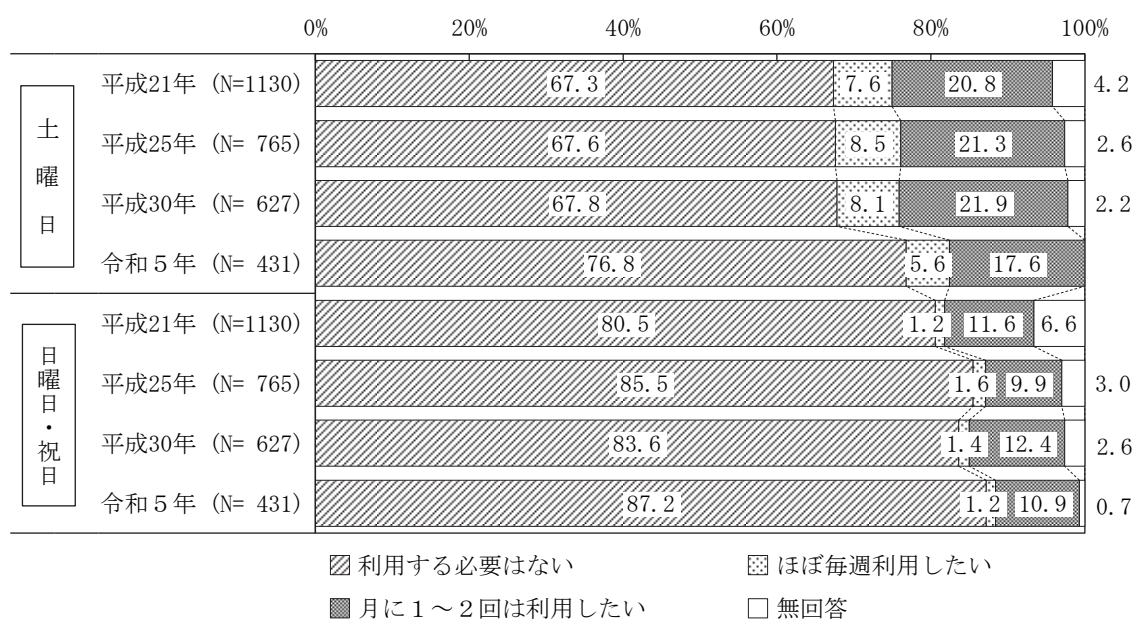
区 分	N	幼稚園	幼稚園の預かり保育	保育園	認定こども園	小規模保育施設	家庭的保育	事業所内保育施設	その他の認可外の保育施設	居宅訪問型保育	ファミリー・サポート・センター	その他	利用していない
利用状況	平成30年	627	8.8	1.6	46.6	25.0	-	-	0.8	0.2	-	-	17.9
	令和5年	431	4.9	1.4	46.2	32.3	-	-	0.2	0.5	-	0.5	15.8
利用意向	431	18.4	11.9	63.8	41.8	1.4	0.7	4.4	0.5	3.5	7.4	0.5	-

② 土・日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向（就学前児童）

土曜日の定期的な教育・保育事業については、「ほぼ毎週利用したい」が5.6%、「月に1～2回は利用したい」が17.6%あります。これまでの調査の中で最も低くなっています。

日曜日・祝日は、「ほぼ毎週利用したい」が1.2%、「月に1～2回は利用したい」が10.9%です。大きな変化は見られませんが、これまでの調査の中で「利用する必要はない」が87.2%と最も高くなっています。

図表8 土・日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向（就学前児童）

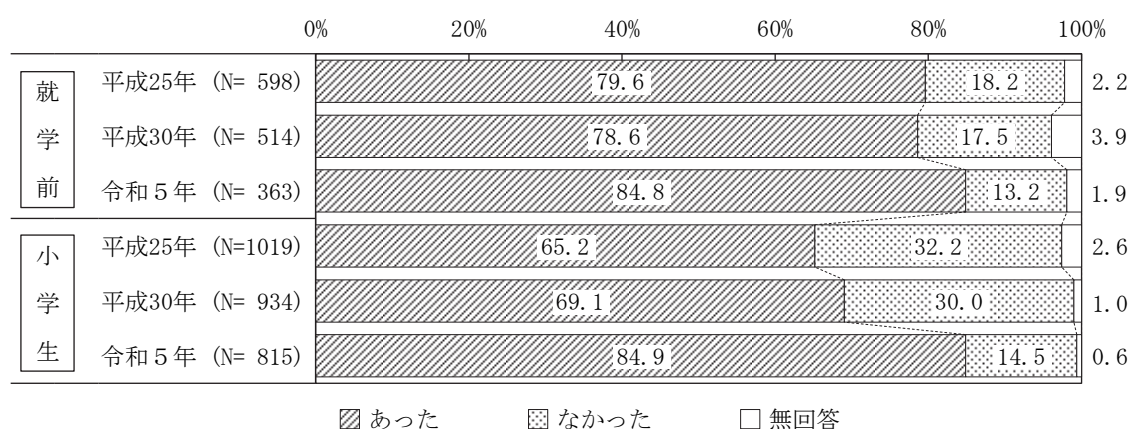


③ こどもが病気の時の対応

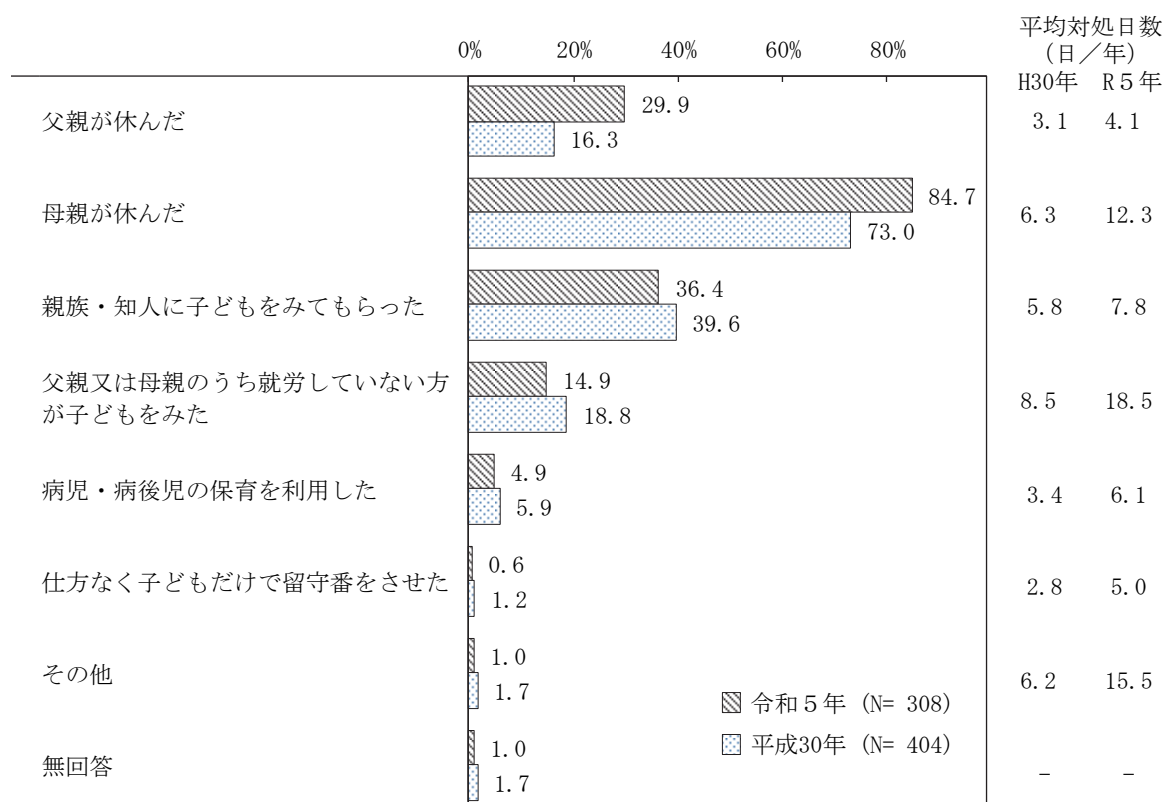
この1年間に、こどもが病気やケガで幼稚園、保育園、認定こども園などを休んだことが「あった」と答えているのは84.8%、小学校を休んだことが「あった」と答えているのは84.9%です。これまでの調査と比べると、「あった」は就学前児童が5ポイント以上、小学生が15ポイント以上高くなっており、新型コロナウイルスの流行による影響があると考えられます（図表9）。

園や小学校を休まなければならなかった時の対処方法としては、「母親が休んだ」が高

図表9 こどもが病気等で保育園・幼稚園や学校が利用できなかったことの有無

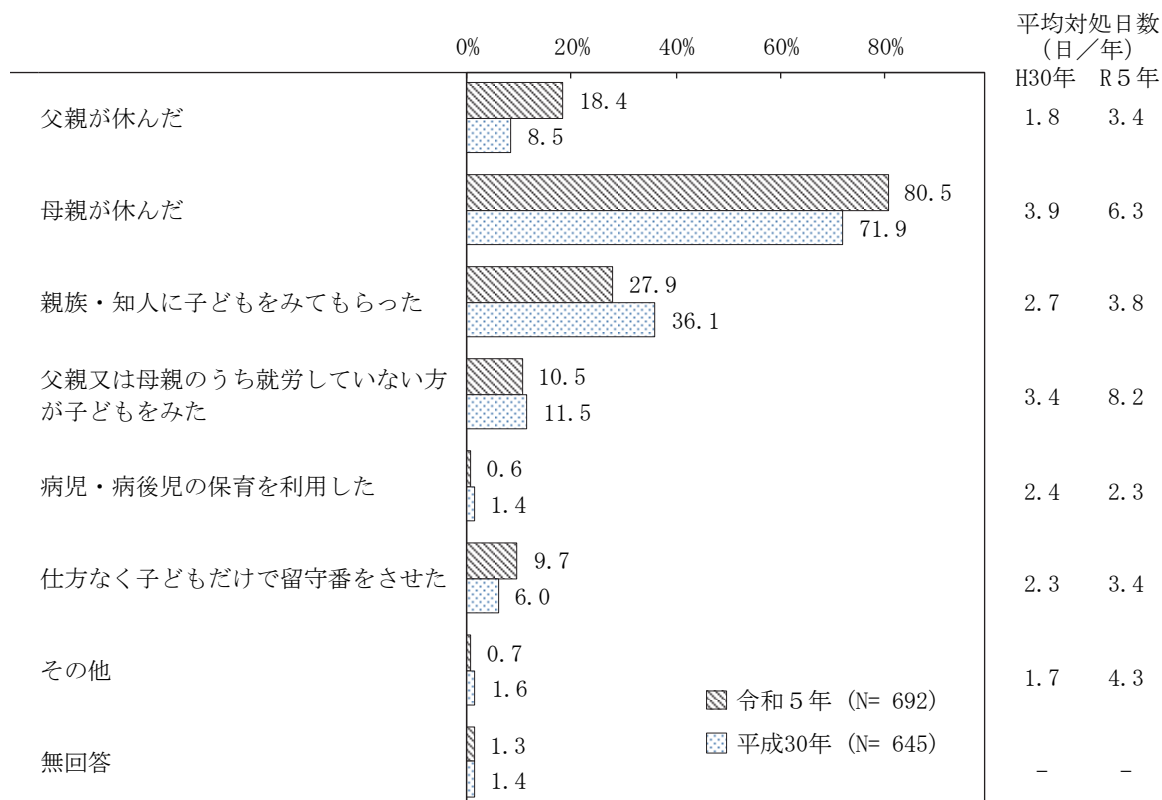


図表10 こどもが病気等で園や小学校を利用できなかった時の対処方法（複数回答、就学前児童）



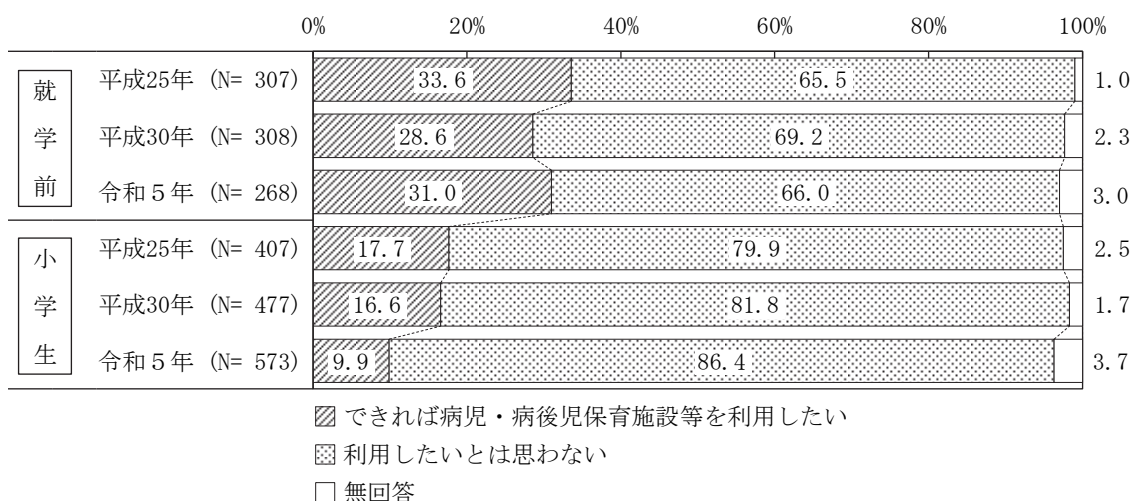
く、日数としては「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が多くなっています（図表10・図表11）。

図表11 こどもが病気等で園や小学校を利用できなかった時の対処方法（複数回答、小学生）



「父親が休んだ」「母親が休んだ」と答えた就学前児童の31.0%、小学生の9.9%が、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と答えています。就学前児童は前回調査より高くなっていますが、小学生は低下傾向にあります（図表12）。

図表12 病児・病後児施設等を利用したいと思ったか

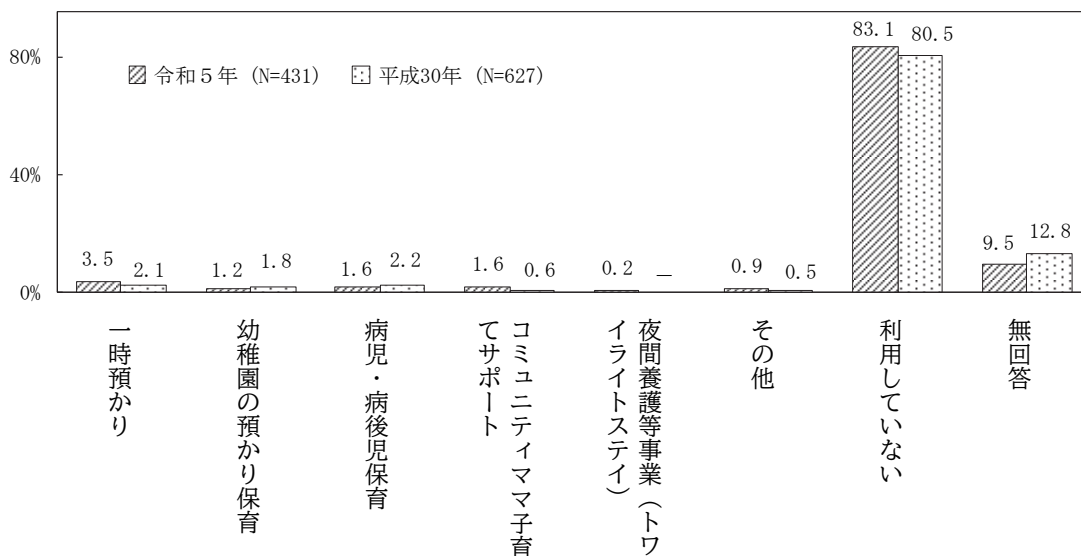


（注）回答者は、図表10・図表11で「父親が休んだ」「母親が休んだ」と答えた人である。

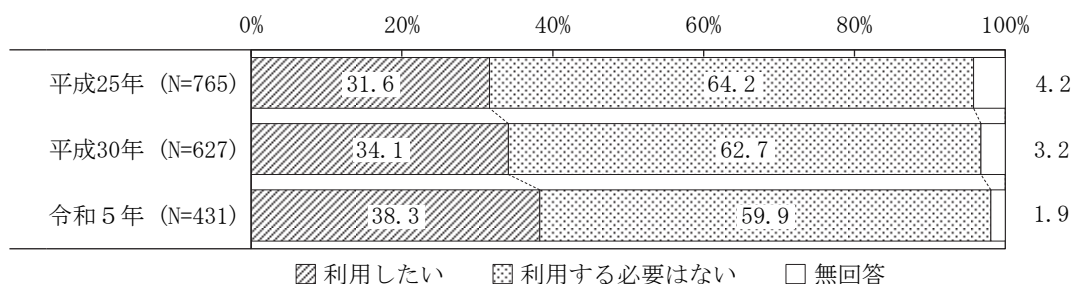
④ 不定期の教育・保育事業（就学前児童）

日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、不定期に利用している事業としては、「一時預かり」(3.5%)、「病児・病後児保育」(1.6%)などあまり高くはありません（図表13）。しかし、不定期の教育・保育事業を「利用したい」と答えた人は38.3%あり、調査毎に上昇を続けています（図表14）。

図表13 不定期の教育・保育事業の利用状況（就学前児童・複数回答）



図表14 不定期の教育・保育事業の利用意向（就学前児童）

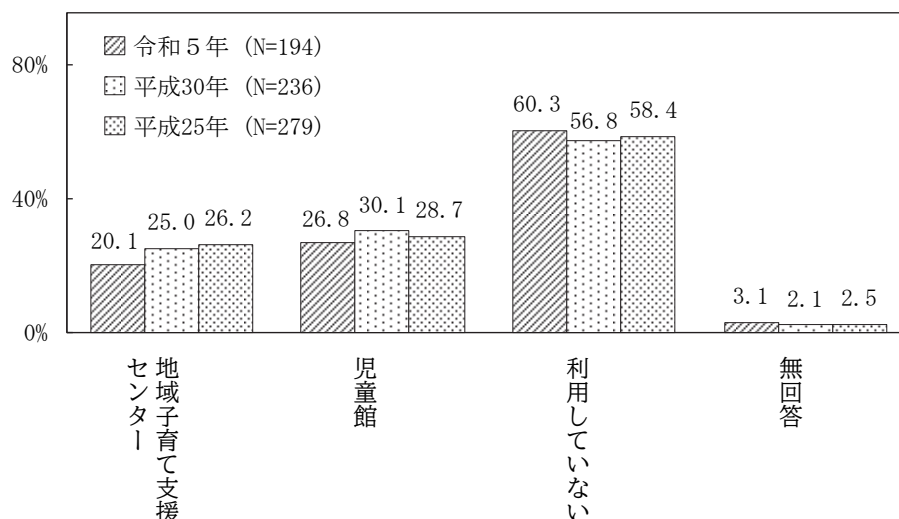


(3) 地域子育て支援拠点事業の利用状況と利用意向（3歳未満）

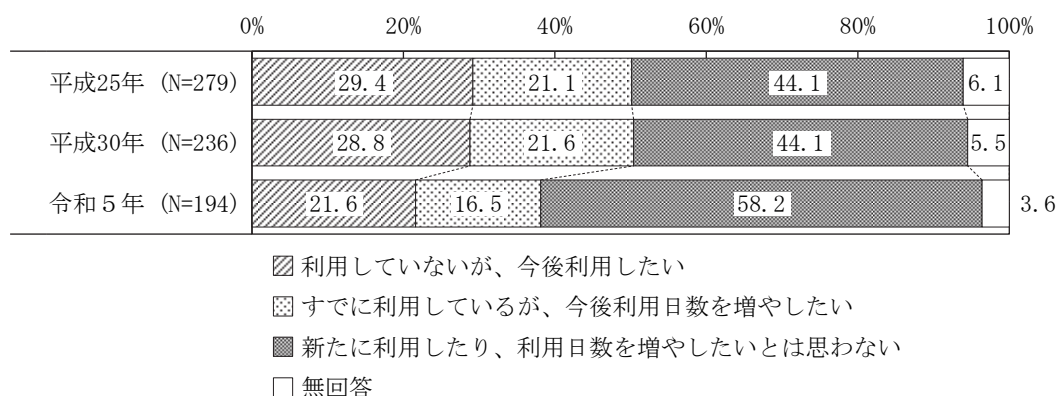
3歳未満の地域子育て支援拠点事業の利用状況は、図表15のとおりです。「地域子育て支援センター」が20.1%、「児童館」が26.8%となっていますが、「利用していない」も60.3%あります。

図表16で地域子育て支援拠点事業の利用意向をみると、「利用していないが、今後利用したい」が21.6%、「すでに利用しているが、今後利用回数を増やしたい」が16.5%、合わせて38.1%となっています。

図表15 地域子育て支援拠点事業の利用状況（3歳未満・複数回答）



図表16 地域子育て支援拠点事業の利用意向（3歳未満）



(4) 放課後児童クラブ等

① 放課後児童クラブの利用（小学生）

放課後児童クラブの利用は、全体では19.4%となっており、平成30年に比べると「利用している」は1～3年生は高くなり、4～6年生は低下しています（図表17）。

図表17 放課後児童クラブの利用状況（小学生）

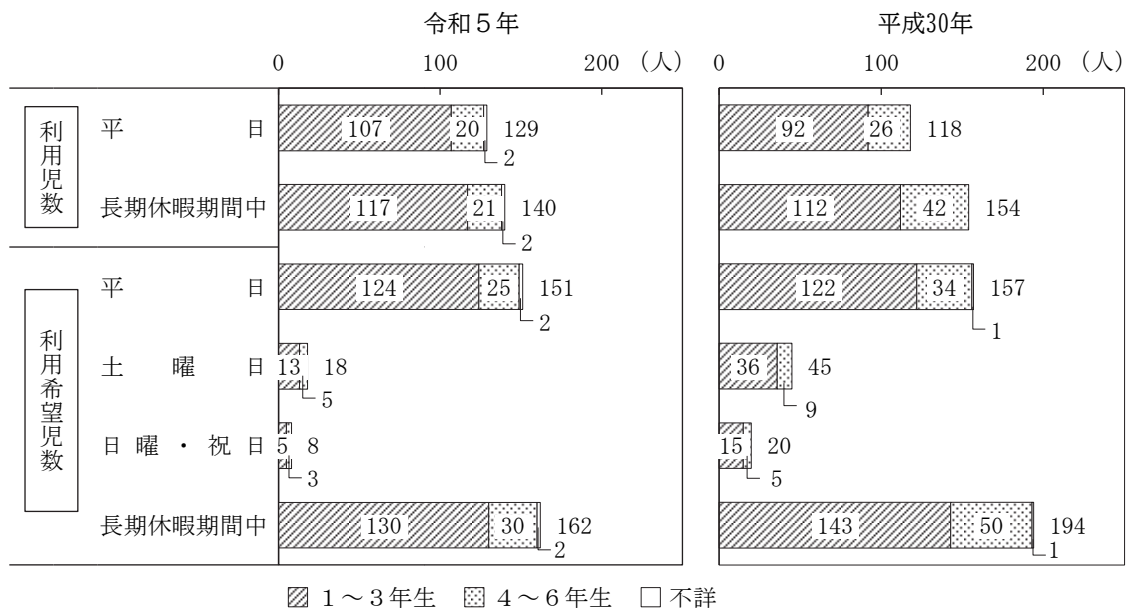
単位：％

区 分	令和5年				平成30年				平成25年			
	利用している	利用していないが、できれば今後利用したい	利用していないし、今後必要はない	無回答	利用している	利用していないが、できれば今後利用したい	利用していないし、今後必要はない	無回答	利用している	利用していないが、できれば今後利用したい	利用していないし、今後必要はない	無回答
全 体	19.4	5.5	73.7	1.3	17.3	6.3	75.3	1.1	9.5	9.7	78.3	2.5
1 年 生	38.3	4.7	57.0	-	31.9	12.3	54.6	1.2	12.5	23.1	61.3	3.1
2 年 生	33.6	12.4	53.1	0.9	25.2	10.1	64.7	-	17.6	16.4	62.4	3.6
3 年 生	27.7	7.7	63.2	1.3	22.6	5.1	71.5	0.7	15.9	5.3	77.1	1.8
4 年 生	14.3	4.2	79.8	1.7	15.4	4.9	79.0	0.7	12.4	5.2	79.7	2.6
5 年 生	5.0	3.6	89.3	2.1	7.6	3.5	87.7	1.2	0.5	5.4	92.5	1.6
6 年 生	1.3	1.9	94.8	1.9	5.1	2.3	90.3	2.3	-	3.5	94.2	2.3

② 放課後児童クラブの利用児数と利用希望児数（小学生）

図表18は、放課後児童クラブの利用児数と利用希望児数を示しています。夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中の利用希望が最も多い162人となっています。

図表18 放課後児童クラブの利用児数と利用希望児数（小学生）

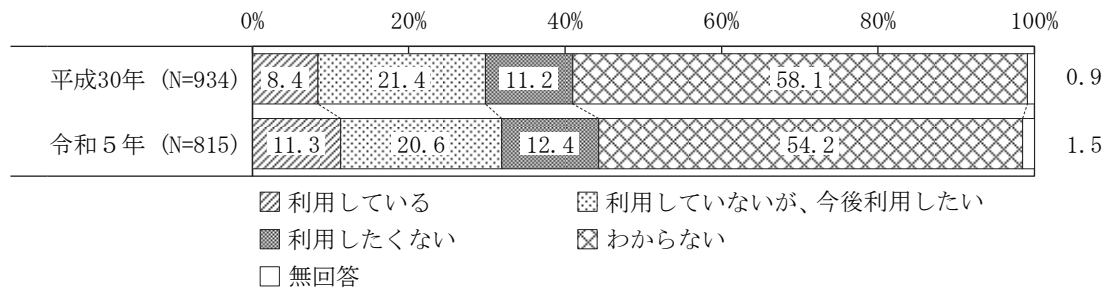


③ 池田っ子チャレンジ教室（小学生）

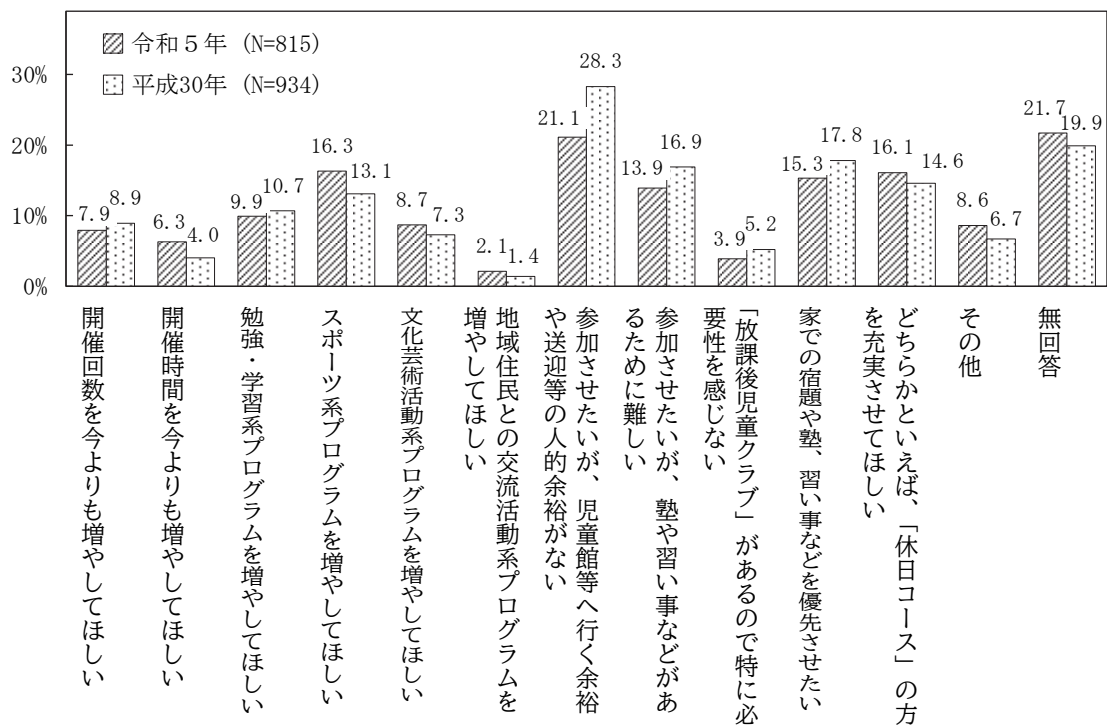
すべてのこどもを対象とする「池田っ子チャレンジ教室」については、「わからない」が54.2%を占めています。「利用している」は11.3%ですが、「利用していないが、今後利用したい」が20.6%あります。プログラム、開催日、送迎などの改善により高いニーズとなる可能性があります。

また、学習支援としての寺子屋については、43.9%と高い参加意向を示しています。

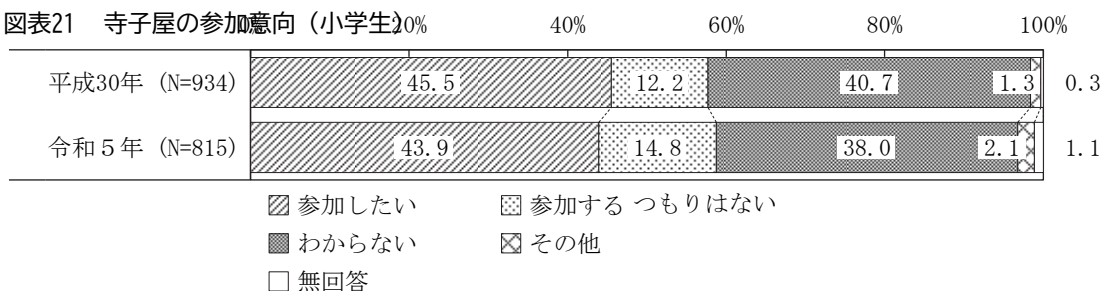
図表19 池田っ子チャレンジ教室の利用状況（小学生）



図表20 池田っ子チャレンジ教室の考え方（小学生・複数回答）



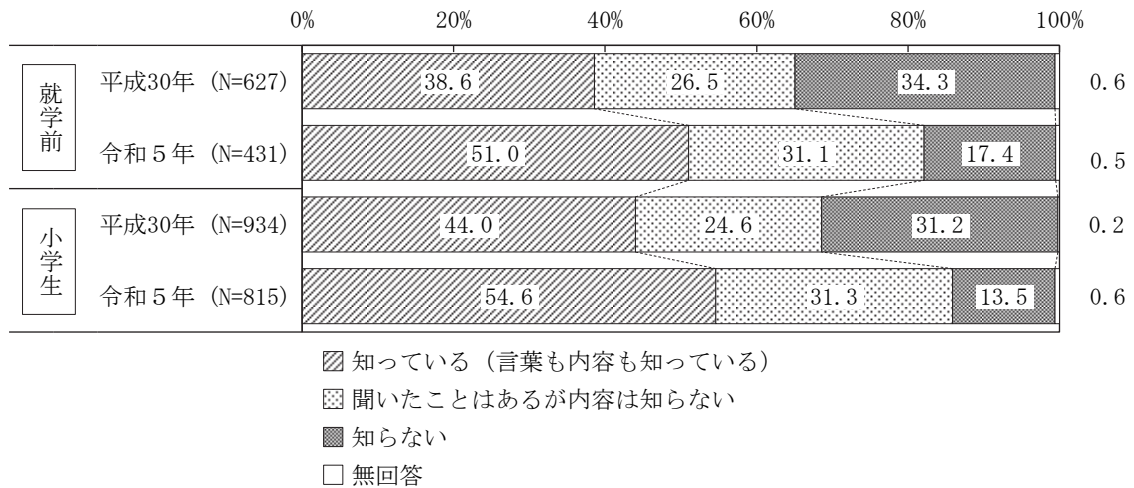
図表21 寺子屋の参加意向（小学生）



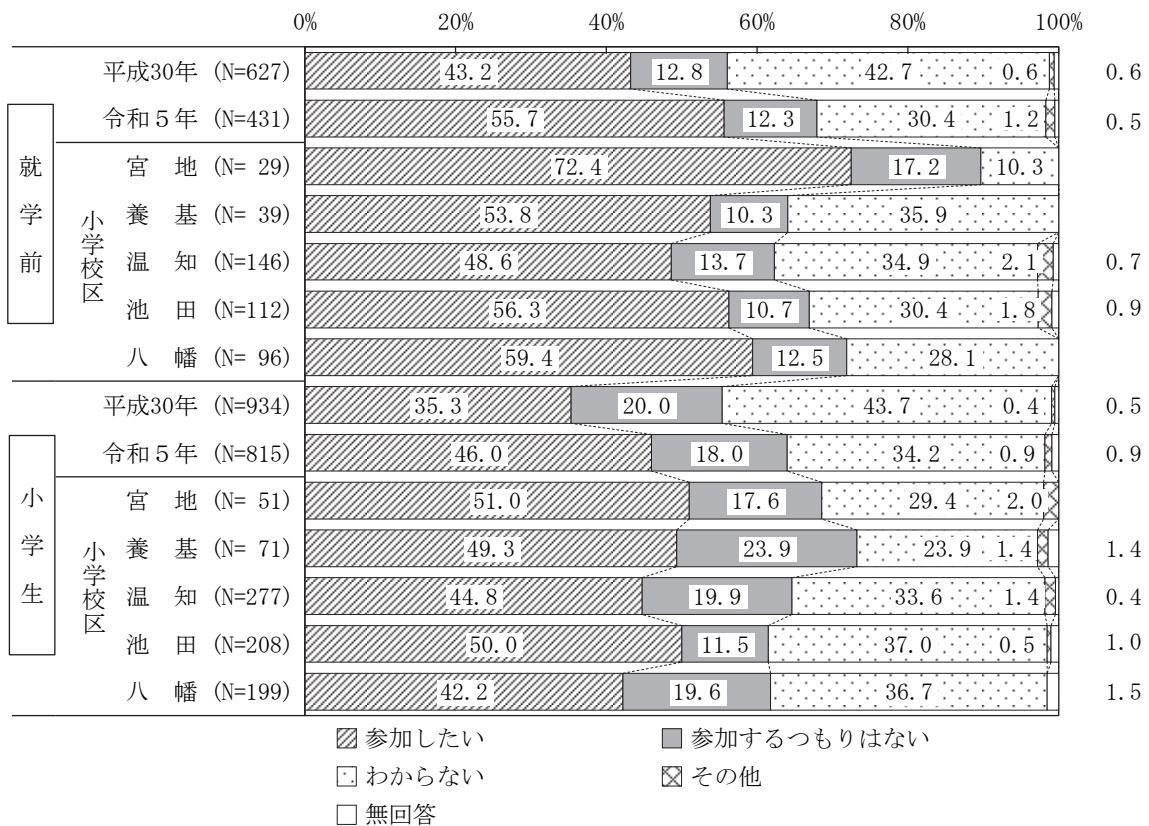
(5) 子ども食堂

子ども食堂の認知度については、「知っている（言葉も内容も知っている）」は、就学前児童は51.0%、小学生は54.6%となっており、前回調査と比べると、いずれも10ポイント以上高くなっています。参加意向は就学前児童が55.7%、小学生が46.0%となっており、前回調査と比べると、認知度と同様に10ポイント以上高くなっています。

図表22 子ども食堂の認知度



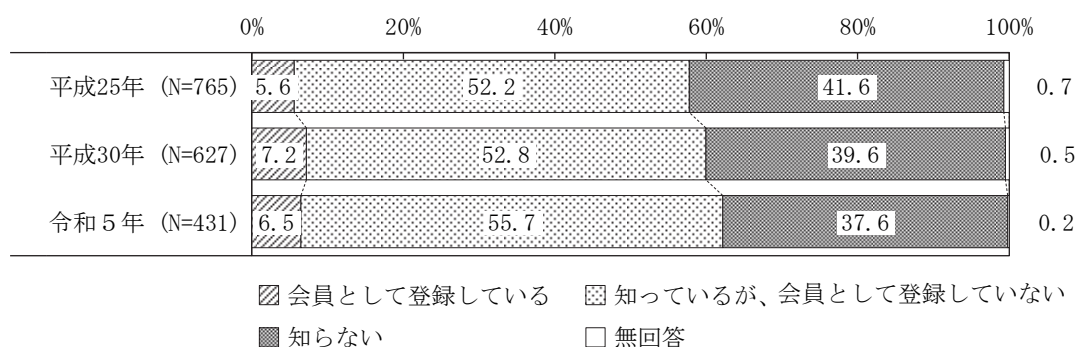
図表23 子ども食堂の参加意向



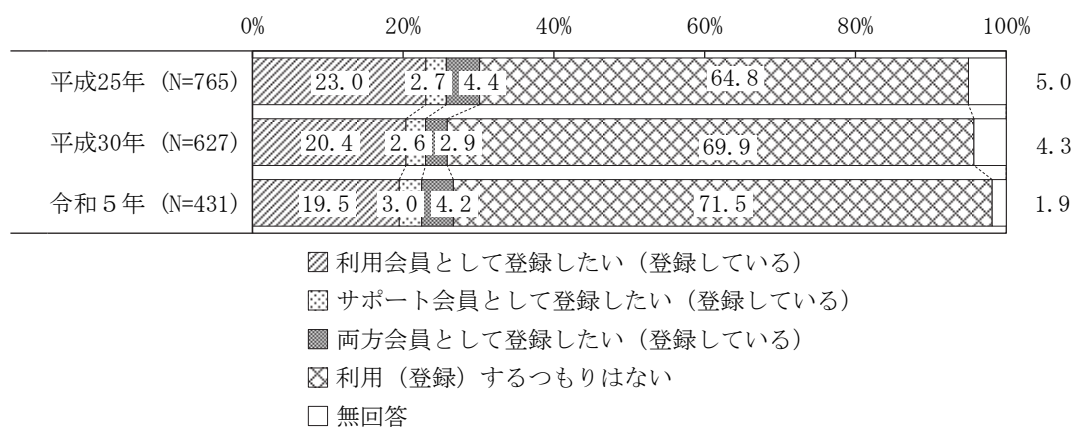
(6) コミュニティママ子育てサポート（就学前児童）

コミュニティママ子育てサポートの認知度はわずかながら高くなっていますが、利用意向については大きな変化はありません。

図表24 コミュニティママ子育てサポートの認知度（就学前児童）



図表25 コミュニティママ子育てサポートの利用意向（就学前児童）



(7) 子育て支援サービスの評価等

図表26は、子育て支援事業等について、改善してほしいこと、利用してよかったことについて記述された件数をまとめたものです。保育園・認定こども園、病児・病後児保育、学校、放課後児童クラブなどについて多くの記述がありました。

件数の多いサービスは利用が多く、利用してよかったことが多いサービスは評価が高いバロメーターとも言えます。改善してほしいことが多いサービスについては、内容を確認するとともに、ニーズの高いサービスであることを示しているにとらえ、見直しについて検討していく必要があります。

図表26 子育て支援事業等の改善してほしいことやよかったこと

単位：件

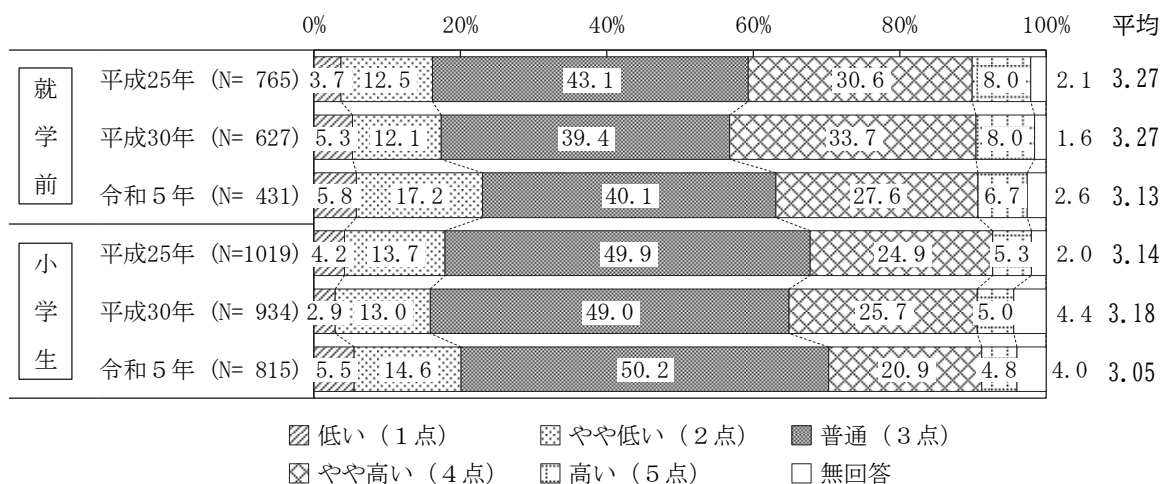
就学前児童			小学生		
サービス名	改善してほしいこと	利用してよかったこと	サービス名	改善してほしいこと	利用してよかったこと
保育園	43	61	学校	89	38
認定こども園	12	36	放課後児童クラブ	58	53
幼稚園	8	9	児童館	4	6
病児・病後児保育	41	12	その他	15	9
保健センター	31	29			
コミュニティママ子育てサポート	8	9			
児童館	6	5			
子育て支援センター	3	5			
ことばの教室	3	4			
その他	5	1			

(8) こども・子育て支援の充実のために

① 子育ての環境や支援への満足度

地域の子育ての環境や支援への満足度については、平均点でみると、就学前児童が3.13、小学生が3.05となっています。これまでの調査と比べると、いずれも満足度は低下しています。

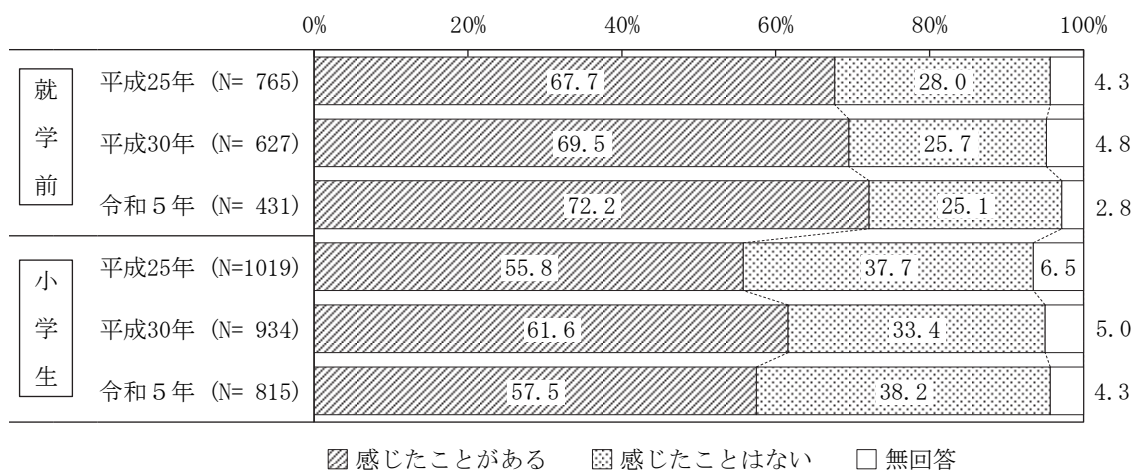
図表27 子育ての環境や支援への満足度



② 子育て支援を感じたことがあるか

地域、園、学校、職場、行政の関係施設などにおいて、子育て支援をしてもらっていると「感じたことがある」と回答した割合は、就学前児童が72.2%、小学生が57.5%となっています。就学前は調査毎に上昇していますが、小学生は前回調査から4.1ポイント低下しています。支援を感じた内容としては、行政や事業所が実施するサービスに加え、小学生では職場や見守りボランティアなどに関する内容が多数あげられています。

図表28 子育て支援を感じたことがあるか

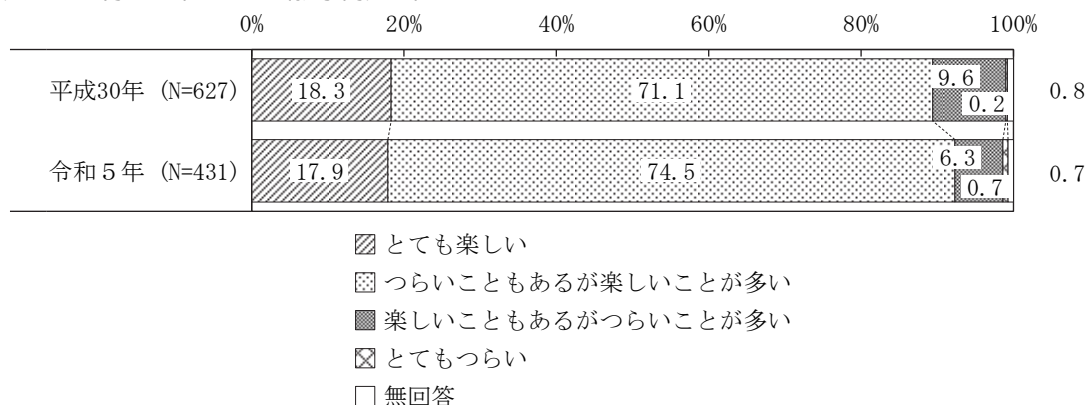


③ こども・子育て支援の参考指標

◇子育ては楽しいか

子育ては楽しいかたずねた設問に対しては、「とても楽しい」は前回調査より 0.4 ポイント低下していますが、「つらいこともあるが楽しいことが多い」が高くなり、合計した＜楽しい＞は 3.0 ポイント高くなり、「楽しいこともあるがつらいことが多い」「とてもつらい」は 2.8 ポイント低下しています。

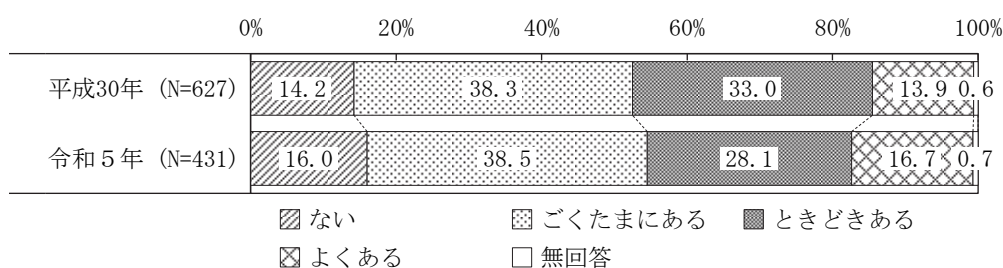
図表29 子育ては楽しいか（就学前児童）



◇子育てに自信が持てなくなることがあるか

子育てに自信が持てなくなることがあるかをたずねた設問に対しては、「ない」が 1.8 ポイント高くなった反面、「よくある」が 2.8 ポイント高くなっています。

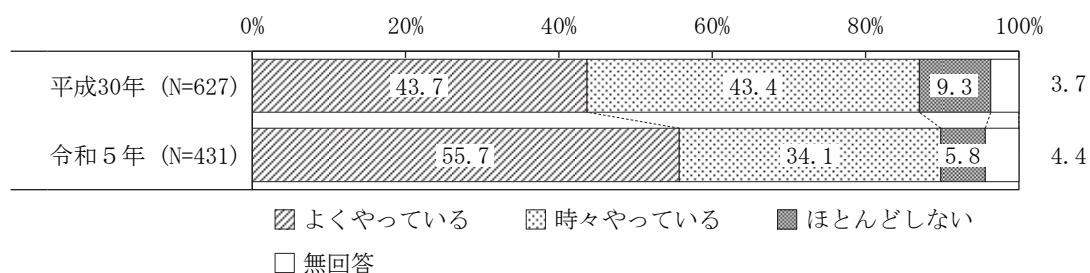
図表30 子育てに自信が持てなくなることがあるか（就学前児童）



◇父親は育児をしているか

父親は育児をしているかをたずねた設問に対しては、「よくやっている」が 12.0 ポイント上昇しています。

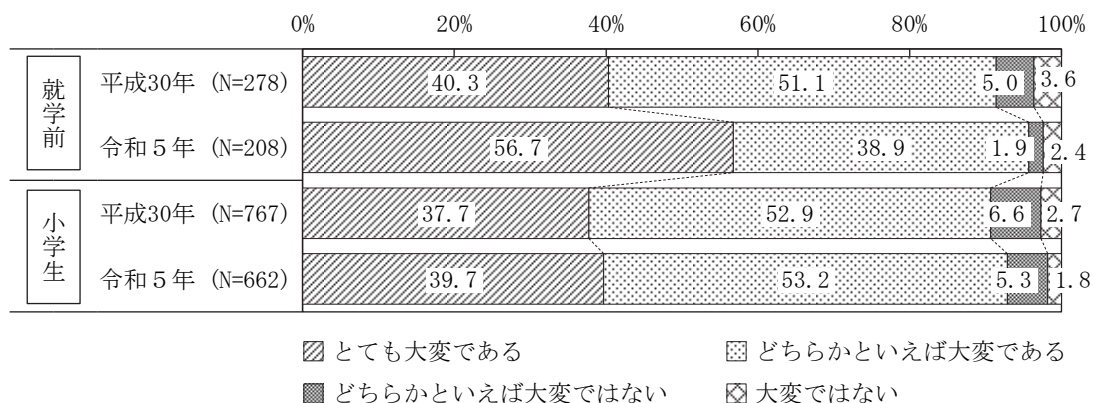
図表31 父親は育児をしているか（就学前児童）



◇仕事と子育ての両立

子育てをしながら就労している母親に、仕事と子育ての両立は大変かをたずねた設問に対しては、就学前児童の「とても大変である」が16.4ポイント高くなっています。小学生は2.0ポイント高くなっています。

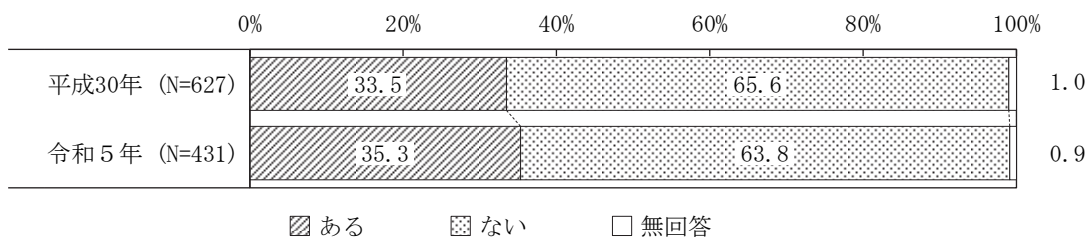
図表32 仕事と子育ての両立（働いている人のみ）



④ 産後うつ（就学前児童）

35.3%の母親が、これまでに産後うつを感じたことが「ある」と回答しており、前回調査に比べると、1.8ポイント高くなっています。

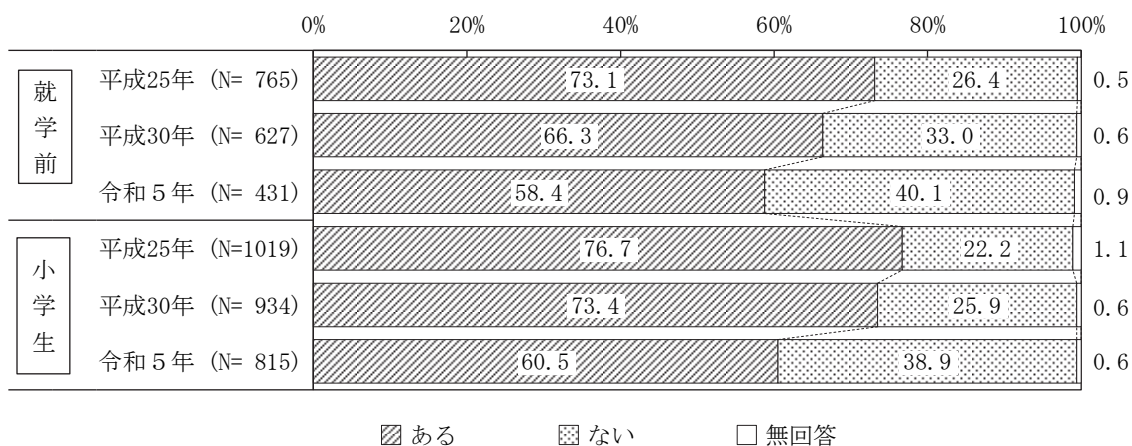
図表33 産後うつを感じたことがあるか（就学前児童）



⑤ こどもへの暴力

子育てのストレスなどから、こどもに手をあげてしまう、あるいは手をあげそうになったことがあるかたずねたところ、「ある」は、就学前児童が58.4%、小学生が60.5%となっています。これまでの調査と比べると、「ある」の割合は調査毎に低下してきています。

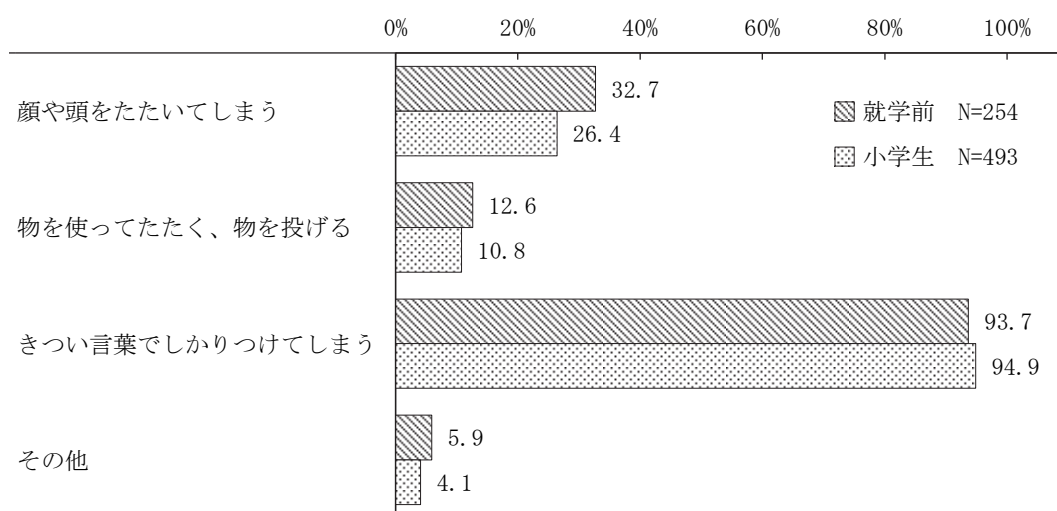
図表34 こどもに手をあげてしまう、あるいは手をあげそうになったこと



⑥ こどもへの暴力の内容

⑤で「ある」と答えた人の具体的な行動としては、90%以上の人が「きつい言葉でしかりつけてしまう」をあげています。「顔や頭をたたいてしまう」も30%を超えています。

図表35 こどもへの暴力の内容（複数回答）



⑦ こどもの数の理想と現実

理想のこども数は、就学前児童2.7人、小学生2.6人となっています。これに対して現実のこども数は、就学前児童が2.2人、小学生が2.3人となっています。理想と現実の差は就学前児童が0.5人、小学生が0.3人となっています。これまでの調査と比べると、就学前児童の理想のこども数が0.1人多くなっていますが、その他は変化していません。

図表36 こどもの数の理想と現実

単位：人

区 分	就学前児童			小学生		
	理 想	現 実	回答者のこども数	理 想	現 実	回答者のこども数
平成25年	2.6	2.2	—	2.6	2.3	—
平成30年	2.6	2.2	2.1	2.6	2.3	2.3
令和5年	2.7	2.2	2.1	2.6	2.3	2.3

(9) ヤングケアラー

ヤングケアラーという言葉を知ったことがあるかたずねたところ、「聞いたことがあり、内容も知っている」は、中学生が24.0%、15～18歳が52.3%です。全国と比べると本町の認知度が非常に高くなっていますが、これは、調査方法の違いも考えられますが、全国は3年前の調査であることが大きいと推測されます（図表37）。

お世話をしている家族の有無については、全国に比べると、中学生、高校生ともに本町が低くなっています（図表38）。なお、世話を必要としている人は、親が17人、きょうだいが8人、祖父母が2人でした。

自分がヤングケアラーに該当するかについては、中学生は本町が高く、高校生は全国が高くなっています。全国は「わからない」が高くなっています（図表39）。

図表37 ヤングケアラーの認知度

単位：%

区 分		聞いたことがあり、内容も知っている	聞いたことはあるが、よく知らない	聞いたことはない	無回答
池田町	中学2年生	24.0	20.4	54.6	1.0
	15～18歳（高校生相当）	52.3	20.5	26.9	0.4
全 国	中学2年生	6.3	8.8	84.2	0.6
	全日制高校2年生相当	5.7	6.9	86.8	0.6

資料：全国は令和2年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」web上で回答

図表38 世話をしている家族の有無

単位：％

区 分		いる	いない	答えたくない	無回答
池田町	中学2年生	4.1	92.9	0.5	2.6
	15～18歳（高校生相当）	3.4	94.7	0.8	1.1
全 国	中学2年生	5.7	93.6		0.6
	全日制高校2年生相当	4.1	94.9		0.9

資料：図表37と同じ。

図表39 ヤングケアラーに該当すると思うか

単位：％

区 分		該当すると思う (あてはまる)	該当しないと思う (あてはまらない)	わからない	無回答
池田町	中学2年生	2.6	88.3	8.2	1.0
	15～18歳（高校生相当）	1.5	88.3	9.1	1.1
全 国	中学2年生	1.8	85.0	12.5	0.7
	全日制高校2年生相当	2.3	80.5	16.3	0.8

資料：図表37と同じ。

(10) 結婚観等

将来結婚したいと思うかという設問については、「したい」「どちらかと言えばしたい」を合計した＜結婚したい＞は、本町、全国ともに63～67％台です（図表40）。

将来、こどもを持ちたいと思うかという設問については、「持ちたいと思う」「どちらかと言えば持ちたいと思う」を合計した＜持ちたい＞は、本町の男性が59.7％、女性が58.7％と性差はみられませんが、全国は男性が61.1％、女性が55.8％と男性が女性を5.3ポイント上回っています（図表41）。

図表40 将来結婚したいと思うか

単位：％

区 分		したい	どちらかと言え ばしたい	どちらかと言え ばしたくない	したくない	わからない	考えたこと がない
池田町	全体	44.3	20.8	9.5	5.3	15.9	4.2
	15～18歳 （高校生相当）						
	男性	44.4	23.4	4.8	6.5	14.5	6.5
	女性	44.2	18.8	13.8	3.6	17.4	2.2
全 国	全体	43.8	21.7	8.2	9.2	8.7	8.4
	17～19歳						
	男性	45.3	21.1	7.1	8.5	7.3	10.7
	女性	42.2	22.2	9.4	10.0	10.0	6.0

資料：全国は「18歳調査」第52回－価値観・ライフデザイナー－報告書、日本財団、令和5年1月、web調査

図表41 こどもを持ちたいと思うか

単位：％

区 分		持ちたい と思う	どちらか と言え ば持ち たいと 思う	どちらか と言え ば持ち たく ない と思 う	持ちたく ないと思 う	わから ない	考えた ことが ない	無回答
池田町 15～18歳 (高校生相当)	全体	38.6	20.8	5.3	9.5	18.2	7.2	0.4
	男性	37.9	21.8	2.4	10.5	17.7	8.9	0.8
	女性	39.1	19.6	8.0	8.7	18.8	5.8	-
全 国 17～19歳	全体	35.7	22.9	8.6	12.6	11.3	8.9	
	男性	35.9	25.2	7.7	10.1	10.3	10.7	
	女性	35.4	20.4	9.6	15.2	12.3	7.1	

資料：図表40と同じ。

将来、こどもを持つにあたって、特に障壁となる可能性が高いと思うものについては、本町、全国ともに「金銭的な負担」が60％台と最も高く、次いで「仕事との両立」となっています（図表42）。

図表42 こどもを持つにあたって障壁となるもの（複数回答）

単位：％

区 分		金銭的な負担	仕事との両立	時間的な負担	精神的な負担	身体的な負担	特 に ない	その他	無回答
池田町 15～18歳 (高校生相当)	全体	66.7	43.2	33.0	37.1	21.2	10.6	1.5	0.8
全 国 17～19歳	全体	69.0	54.3	41.2	29.8	27.8	4.9	0.2	

資料：図表40と同じ。

(11) 考 察

① 就労している母親の増加

令和5年の就労している母親（フルタイム、パート・アルバイト、育休・介護休業中）の割合は、就学前児童は80.9%となっており、5年前の平成30年と比べると8.9ポイント、10年前の平成25年と比べると14.9ポイント高くなり、上昇を続けています。小学生は86.7%となっており、平成30年とくらべると、わずかに0.8ポイント低くなっていますが、平成25年と比べると7.0ポイント高くなっています。小学生以下の子どもを持つ母親の80%以上が就労していることになります。

育児休業の取得割合も高くなっています。

これらは、男女共同参画社会の促進、こども・子育て支援に係る制度の充実、社会保障制度の見直し、働き方の見直し、人手不足による女性の労働力への需要の増大などが要因として考えられます。

このような背景のもと、幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する割合、特に0～2歳の利用割合が高くなってくると予測されます。このようなサービス利用率の上昇と、同時に急激な出生数の減少を踏まえて、必要なサービスの確保・見直しを行っていく必要があります。

② 父親の子育て意識等の変化

父親の子育てについての意識、取組について、変化が見えてきています。例えば、「父親は育児をしているか」という設問に対して、「よくやっている」という回答が55.7%と高くなっています。主に子育てをしている人として「主に母親」が低下し、「父母ともに」が高くなっています。また、これまでほとんど取得していなかった父親の育児休暇の取得にも、わずかではありますが動きが見え始めています。一方で、80%以上の育児休暇を「取得していない」と回答した父親の多くが「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」と回答しており、職場環境の更なる改善が求められます。

③ こども・子育て支援の評価

子育ての環境や支援への満足度については、これまでの調査と比べると、わずかですが平均点数では低くなっています。

一方、地域、園、学校、職場、行政の関係施設などにおいて、子育て支援をしてもら

えていると「感じたことがある」保護者は、就学前児童では72.3%となっており、調査毎に上昇しています。小学生は57.5%と前回調査に比べて4.1ポイント低下しており、要因について把握していく必要があります。

支援してもらえていると感じたこととしては、医療費の無料化、児童手当などの経済的支援もさることながら、子育て支援センター、保健センター、園、ことばの教室などにおける相談、話せる場の提供が多数記載されており、専門的な相談体制の充実、気軽に相談できる場、居場所づくりなどを引き続き推進していく必要があります。また、職場における子育て支援も多数あげられており、子育て支援サービスと相まって仕事と子育ての両立支援を推進していく必要があります。

④ 主なサービスの評価・ニーズ

サービスごとに多くの感謝の言葉が寄せられた一方、様々な要望が記載されており、これらに対応する改善や説明・情報提供を行っていく必要があります。

◇幼稚園、保育園、認定こども園

子育て支援事業等について、改善してほしいこと、利用してよかったことについて記述された件数をみると、幼稚園・保育園・認定こども園については、改善してほしいこと63件、利用してよかったこと106件という多くの意見が寄せられています。

利用してよかったこととしては、こどもの成長、保育士等の対応、長時間保育や一時保育などが多数あげられています。

改善してほしいこととしては、保育士等の対応、保育時間の延長、保育内容の充実、保育料軽減・無料化、保護者の負担軽減などに関する要望等が記載されており、これらに対応する改善や情報提供を検討していく必要があります。

◇病児・病後児保育

安心して仕事に行くことができるということからニーズの高いサービスといえます。利用定員の増、web等による予約、診断書等の書類、利用料などに関する要望が記載されており、利便性の向上、利用者負担の軽減などが求められています。

◇保健センター

よかったこととしては、各種健診、予防接種などの事業と、それらを通じた相談、アドバイスがあげられています。改善してほしいこととしては、施設のトイレ・照明の改

善又は新設、保健師等の対応、予約、利用時間・曜日等について要望が記載されており、事業ごとの見直し、施設の改善等について検討していく必要があります。

◇学校

よかったこととしては、教職員、少人数、発達支援などがあげられています。改善してほしいこととしては、教職員、授業・指導、タブレット、連絡・情報提供、いじめ、PTA・学校行事、登下校、服装、統廃合・クラス分けなどに関する要望が多数記載されています。いじめ、こどもの安全などは、この計画としても検討が必要です。また、同時に、教職員の働く環境の改善、教職員への支援が必要です。

◇放課後児童クラブ

利用してよかったこととしては、活動内容・イベント、指導員、長期休暇の利用、安全・安心などに関する内容が多数あげられています。改善してほしいこととしては、利用条件、預かり時間、指導員、活動内容、おやつ・弁当、利用料、施設・環境などに関する要望等が多数記載されています。

放課後児童クラブの利用対象は1年生から6年生までとなっていますが、5・6年生の利用が十分に対応できていない現状から、長期休暇期間中の利用を含め、受け入れ体制の充実が求められます。

◇児童館

利用してよかったこととしては、職員の対応、楽しく遊べる、イベントなどが記載されています。改善してほしいこととしては、開館日、利用時間、職員対応等についての要望等が記載されており、休日の開館について検討していく必要があります。

⑤ 児童虐待の防止等

子育てのストレスなどから、こどもに手をあげてしまう、あるいは手をあげそうになったことが「ある」と回答したのは就学前児童が58.4%、小学生が60.5%となって調査毎に低下してきています。

こどもへの虐待に関する痛ましい報告が後を絶たない状況の中、本町においても早期の気づきと対応ができるよう、相談体制の充実とともに、関係機関との連携、情報の共有などを図っていく必要があります。

⑥ 少子化対策について

こども・子育て支援は、こどもの育ちと、家族の子育てを支援するものには違いありませんが、その根本にはこどもを増やしたいというねらいがあります。

アンケートでは、理想のこども数の2.6～2.7人に対し、現実のこども数は2.2～2.3人となっています。全国のこども数は減少の一途をたどっており、本町においても出生数が減少してきています。出産・子育ては個人の自由な選択によるものであることは当然ですが、中長期を含めた少子化施策について検討していく必要があります。

こども・若者が少子高齢化について、どう感じるかをたずねた設問では、「非常に危機感を感じる」「やや危機感を感じる」を合計した＜危機感を感じる＞は、中学生が62.0%、15～18歳が76.9%となっており、リプロダクティブ・ヘルス／ライツはもちろん、少子化の現状や課題など、こども・若者に様々な情報を提供していくことも必要です。

⑦ 子ども食堂、学習支援等について

子ども食堂は地域のこどもたちに無料又は低額で食事を提供する取組です。その始まりは貧困家庭のこどもへの支援といわれますが、現在は、全てのこども、高齢者を含めるなど、地域づくりや食育（共食）の一環として全国に広がっています。月に1～2回程度の開催が多くなっていますが、開催回数、参加者、開催場所、運営方法などは様々です。

また、学習支援（寺子屋など）は、教師OB等のボランティアによる、小中学生などを対象とした学習支援活動です。町内では、1か所、第2・第4土曜日に、保護者が送迎できる小中学生を対象として開催されています。

全てのこどもを対象とする池田っ子チャレンジ教室は、各学校区で年間1回の教室がおこなわれています。

アンケートでは、子ども食堂の認知度、参加意向は前回調査を大きく上回っており、更なる展開が期待されます。また、学習支援の参加意向は前回調査からわずかに低下しましたが、43.9%という高い割合となっています。池田っ子チャレンジ教室も利用意向は前回調査を上回っています。

地域住民、ボランティア、社会福祉法人などとの連携を図り、地域の福祉力を高める中で取組を推進していく必要があります。

⑧ こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

パソコン、タブレット、スマートフォンなどによるインターネット利用が急速に広まる一方で、他人への誹謗中傷、個人のプライバシーに関する情報の無断掲示など、人権やプライバシーの侵害につながる行為が急増しています。また、学校裏サイトやネットいじめが社会問題となっています。

直近1年以内のインターネット利用による何らかのトラブルがあったのは、中学生が6.1%、12人、15～18歳が14.1%、37人です。

社会の情報化が進展する中、こどもが情報活用能力を身に付け、情報を適切に取捨選択して利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるようにすることが重要な課題となっています。また、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育の充実、いじめやトラブルに対応できるよう相談体制の充実、窓口の周知を図る必要があります。

⑨ 複合化・複雑化する支援ニーズへの対応

本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーは、中学生の2.6%、5人、15～18歳の1.5%、4人が該当すると答えています。世話をしている家族がいるのは、中学生の4.1%、8人、15～18歳の3.4%、9人となっています。

また、育児と親などの介護を一人が同時期に抱えるダブルケア、こどもの貧困などの問題もあり、福祉課題は複雑化・複合化してきています。これらの課題に対応するためには、こども・高齢者・障がい者などの対象者別、介護・虐待・生活困窮などのリスク別といった枠を超えて、包括的な支援体制の構築が必要であることから、重層的な相談・支援体制の構築を図っていくことが求められます。

⑩ 感染症等への対応

新型コロナウイルス感染症の影響についての設問では、就学前児童の49.4%、小学生の59.0%が「こども本人が感染した」と答えており、就学前児童の49.2%、小学生の52.6%が「同居家族が感染した」と答えています。

こどもが病気やケガで園や学校などを休んだことが「あった」と答えているのは、就学前児童が84.8%、小学生が84.9%となっており、これまでの調査と比べると、「あった」は就学前児童が5ポイント以上、小学生が15ポイント以上高くなっており、新型コ

ロナウイルスの流行による影響が大きいと考えられます。

感染によりサービスが利用できなくなった場合には、仕事を休んで親などが看なければなりません。今後も感染症や災害が発生することが考えられることから、サービスの提供が継続できるよう、また、早期にサービス提供が再開できるよう、事業継続計画（BCP）に基づく研修、訓練等が必要です。

⑪ こども・若者の居場所づくり

学生、若者にとって、あるといいと思う施設や居場所（現在利用している施設等も含む）についてたずねた設問では、「図書館・自習室」「集まれる場」「スポーツ施設」「娯楽施設」「公園」などが多数記載されていました。

このうち、「図書館・自習室」「集まれる場」が非常に多くなっています。就学前児童や小学生については、児童館がありますし、先に示した子ども食堂や寺子屋も居場所の一つと言えますが、特に中・高生など若者の居場所について検討していくことは必要です。家庭、学校以外で、勉強だけでなく、一人で、又は仲間と安心して過ごせる居場所が求められています。

なお、就学前児童、小学生の保護者が重点的に取り組んでほしい施策の具体的内容としては、公園・児童館を含む「遊び場の充実」が多数記載されており、重要施策の一つと言えます。

4 用語解説

【あ行】

ICT [Information and Communication Technology] 情報通信技術。IT（情報技術）はハードウェアやソフトウェアなどコンピュータ関連の技術そのものを意味し、ICTはIT技術を使い、人とインターネット、人と人がつながる活用方法をいう。

医療的ケア児 医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童をいう。日中を過ごす通いの場が不足していることや家族が24時間看護を担い心身が疲労していること、医療的ケアの対応体制（看護師・教職員）が不足していることなどの課題があり、医療的ケア児の支援に向けた支援を進めるため「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が制定された。

インクルーシブ教育 [inclusive education] 障害者権利条約によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

インクルージョン [inclusion] 障害者権利条約の原則の一つとしてあげられており、「この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加すること (full inclusion and participation in the community) を容易にするための効果的かつ適当な措置をとる」とされている。障害児福祉計画では、インクルージョンの推進を位置づけ、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを位置づけている。

SDGs 持続可能な社会を世界レベルで実現するために、平成27(2015)年9月に国連で合意された世界共通の目標。17の目標（ゴール）と169のターゲットで構成され、2030年を年限に達成を目指している。

【か行】

こども こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされている。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している。本計画では、法令や固有名詞で「子供」、「子ども」と表記されている場合を除き、ひらがな表記の「こども」を用いている。

こども家庭センター 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年6月）による改正後の児童福祉法及び母子保健法において、従来の「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながらも、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応することを目指して、こども家庭セ

ンターの設置が努力義務とされた。こども家庭センターは、「家庭支援事業」をはじめとする地域資源を有機的に組み合わせた具体的な支援を届けていくための中核的機能を担っていくことが期待されている。

こども基本法 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としている。こども施策の基本理念のほか、国・地方公共団体の責務、事業主・国民の努力、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めている。令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された。

子ども・子育て支援法 子どもを養育している人に対して社会全体で必要な支援を行うことにより、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会の実現を目的とする法律。自治体、事業主、国民の責務を定めるとともに、子ども・子育て支援給付として、手当や教育・保育の給付について規定されている。

子ども食堂 こどもが1人でも行ける無料または低額の食堂。こどもの貧困対策として実施されているところもあるが、すべてのこどもの居場所づくり、利用者に高齢者等を含めた地域づくりの一環として広がってきている。

こども大綱 こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めたもので、令和5年12月に閣議決定された。従来の「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化するとともに、さらに必要なこども施策を盛り込んでおり、今後5年程度のこども施策に関する基本的な方針や重要事項等を定めている。

コミュニティスクール 学校運営協議会制度のこと。学校と保護者や地域の方々がともに知恵を出しあい、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながらこどもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」をすすめる、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいた仕組みのこと。

【さ行】

サポートプラン こども家庭センターにおいて、母子保健サービスや子育て支援を必要とする妊産婦やこども、子育て世帯の課題やニーズに応えるため、課題を共有し、家庭支援事業や母子保健サービス、その他の多様なサービスや地域資源を有機的に組み合わせ、必要な支援内容を組み立てるためのもの。

産後ケア事業 出産後1年を経過しない母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的とする事業。法定化により市町村の努力義務となった。ケアの内容としては、宿泊型（病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施）、デイサービス型（個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施）、アウトリーチ型（実施担当者が利用者の自宅に赴き実施）がある。

児童 児童福祉法においては、18歳未満の者を児童と定義し、1歳に満たない者を「乳児」、1歳から小学校就学の始期に達するまでの者を「幼児」、小学校就学の始期から18歳に達するまでの者を「少年」と分けている。

重層的支援体制整備事業 社会的孤立、ダブルケア、8050 問題など複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するために創設された事業。事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。本事業は任意事業である。

スクールカウンセラー 学校に配属され、生徒や教師の心のケアを行う職業。業務内容は、児童生徒に対する相談、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなど多岐にわたっており、学校の教育相談体制に大きな役割を果たしている。

スクールソーシャルワーカー ソーシャルワーカーは、福祉や介護、医療、教育などの業界で相談員として働く人の総称であり、主に社会的弱者への福祉相談業務に従事する福祉職専門家である。学校などの教育現場で働くソーシャルワーカーをスクールソーシャルワーカーといい、問題を抱えた児童生徒に対し、児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る。

【た行】

待機児童 認可保育園等に入所申込みをしたが、入所できていない児童を「入所待ち児童」と言い、その人数から、国の定義に基づき、私的な理由で特定の保育園等のみを希望している人等を除いた数が「待機児童」となっている。

ダブルケア 育児と親などの介護を一人の人が同時期に抱えること。時には自分自身のケアや、親・義理の複数の親の介護といったトリプルケアなどもある。

地域子育て支援センター 児童福祉法に基づく地域子育て支援拠点事業の一つとして設置された施設。保育園、児童館などに設置されており、子育て全般に関する相談・指導、育児講座・子育てサークルの開催などにより、子育て家庭に対し支援を行う。

デジジー教科書 LD（学習障がい）等の発達障がいや弱視等の視覚障がいなど、読み書きに障がいのある児童・生徒のためにデジタル化された教科書。音声を読みながらハイライトされたテキストを読み、同じ画面上で絵をみることもできる。

トワイライトステイ 保護者の残業や変則勤務などの事由により、保護者が平日の夜間又は休日に不在となる場合に、保護者が帰宅するまで子どもを預かり養護する事業。

【な行】

認可保育園 児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を守り、都道府県知事の認可を受けているもの。

認定こども園 幼稚園と保育園の機能を備え、両者の役割を果たすことが可能な施設。多様化する就学前の教育・保育ニーズに対応する新たな選択肢として、2006（平成 18）年に制度化された。就学前の児童に幼児教育又は保育を提供する機能、地域における子育て支援機能を備え、職員の配置及び資格、教育及び保育の内容、子育て支援について規定された認定基準（2012（平成 24）年 4 月からは、都道府県条例で定める基準）を満たす施設は、都道府県知事から認定こども園の認定を受けることができる。地域の実情に応じて幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型がある。

ノーマライゼーション [normalization] デンマークのバンク・ミケルセンが知的障がいのある人の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障がい者福祉の最も重要な理念。障がいのある人など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方であり、方法である。

【は行】

パラサイトシングル 学業を終えた後も、親を宿主として寄生（パラサイト）する独身者（シングル）を意味する造語。ニート、引きこもりが含まれる。

ファミリー・サポート・センター事業 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

ペアレントトレーニング 保護者や養育者を対象に、行動理論をベースとして環境調整やこどもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、こどもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つ。

ポーセリンアート 磁器や陶器を使って作られる芸術作品の一つ。転写紙や専用絵の具で描いたデザインを白磁に焼き付けることで仕上げる。

【や行】

ヤングケアラー 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを日常的に行っている18歳未満のこどもとされている。本来大人が行うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行うことにより、学業や就職、友人関係など、様々な影響が出ることが調査で明らかとなっている。

幼稚園 満3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う教育機関。学校教育法22条によれば「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」。

要保護児童対策地域協議会 要保護児童（虐待を受けた児童等）の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織で、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。

【ら行】

ロールプレイ 実際の場面を想定して役割を演じて学ぶ学習方法。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス 仕事と生活の調和。仕事と生活両方のバランスをうまく取り、どちらも充実させようという考え方。少子化対策、こども・子育て支援を考える上でも重要課題の1つである。

池田町第3期子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行◆池田町

編集◆民生部子育て支援課

〒503-2492 岐阜県揖斐郡池田町六之井 1468 番地の1

T E L : 0585-45-3111 F A X : 0585-45-8314

